



令和3年度 全国安全週間
期 間 7月1日(木)～7月7日(水)
準備期間 6月1日(火)～6月30日(水)

令和3年度 全国安全週間実施要項等について

立川労働基準監督署



令和3年度 全国安全週間

スローガン 持続可能な安全管理 未来へつなく安全職場

職場における労働災害防止対策の推進について

日頃より労働基準行政の推進につきましてご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、当署では、2018年度を初年度とした第13次立川署労働災害防止計画を策定し、死亡災害等の重篤な労働災害の撲滅と2017年と比較して休業4日以上死傷者数を5%以上減少させることを目標として取組を行っているところです。

当署管内における労働災害は、労使の皆様をはじめ、関係各位のご尽力により長期的には着実に減少してきています。しかしながら、令和2年の休業4日以上死傷者数は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、前年に比べ増加となりました。また、高所からの墜落による死傷災害の発生、暑熱な環境における熱中症など、重大な災害も発生しており、いまだ対策が必要とされる状況にあります。

当署における死傷災害768人のうち、**7割近くの534人が小売業や飲食店、社会福祉施設等の第三次産業に従事する方々**でした。労働災害全体に占める第三次産業の割合は年々増加し続けています。業種ごとの差はあるものの、第三次産業においては、転倒、腰痛・捻挫の割合が高くなっています。

労働災害の増加には、様々な背景があるものと考えられます。経済の活性化、経験豊富な現場管理者や技能労働者をはじめとする人手不足などもその一因と考えられます。

しかしながら、発生した死亡災害をはじめとする重大な労働災害を個別にみると、**基本的な安全管理の取組が徹底されていないことによるものが多数見られ、安全衛生管理体制がおろそかになっている状況が懸念**されます。

労働災害は本来あってはならないものであり、特に死亡災害を発生させないためには、経営トップの強い意識のもと、不断の取組が必要です。

労働災害のない職場づくりを進めることは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化の上でも、大きなメリットをもたらします。

7月1日から7日までの全国安全週間を控え、準備期間である6月は、事業場の安全について点検を行う良い機会でもあります。

事業者の皆様におかれましては、次頁の事項に特にご留意の上、死亡災害の未然防止及び労働災害全体の減少に向け、労働安全及び衛生のための活動を行っていただきますようお願いいたします。

令和3年5月



立川労働基準監督署長

田中宏治

職場の安全・衛生のための活動

東京都内では、1年間に約**40人**の方が労働災害で亡くなっています。

労働災害を防止するため、以下の事項に取り組みましょう！

■ 経営トップの意識が重要です！

安全で衛生的な職場環境を実現するためには、企業内の体制を整備する必要があります。この観点から、経営トップが方針を表明し、職場の安全衛生に対する意識や取組をご確認ください。

■ 安全衛生管理体制は確立されていますか？

労働災害を防止するには、企業の自主的活動が不可欠です。

このため、安全管理者などの法定の管理者を選任し、適切な職務を行わせているか、活動実態はあるかなどをご確認ください。

また、第三次産業の一部業種など、安全管理者等を置くことが法的義務となっていない事業場においても、安全衛生に関する担当者(安全推進者)を置き、職場環境の改善や作業方法の改善、労働者への安全教育や意識啓発の取組を行ってください。

■ 職場内の危険を洗い出し、順次改善しましょう！

機械設備や生産工程の多様化・複雑化に伴い、個々の事業場に応じた危険性の把握が一層重要となっています。

このため、職場内の危険性を調査し、必要な措置を講じること(リスクアセスメント)は、事業者の責務とされています。職場内の危険な場所や作業内容を不断に確認し、危険性の高いものから順次改善を行ってください。

■ 労働者1人1人に対する意識啓発をお願いします

職場内での転倒や、移動中の交通事故など、労働者1人1人の安全意識が重要となる労働災害の割合が増えてきています。

死亡災害などの重篤な災害を防ぐためには、労働者自身が危険性を事前に察知することも重要なことです。

この観点から、労働者1人1人に対し、事業場内の設備や作業内容等に応じた安全衛生に関する教育、労働災害防止のための意識啓発の取組をお願いします。

■ 新型コロナウイルス感染症対策について十分ご留意をお願いします



職場での新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するためのチェックリストを活用頂き、事業場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策をお願いします。

⇐ チェックリストはこちら

トップが打ち出す方針
みんなで共有
生み出す安全・安心



東京労働局・労働基準監督署

首都東京で働く人の労働災害を防ぎましょう！
東京労働局では、第13次労働災害防止計画に基づく取組を推進しています。



東京労働局HP

目次



- **立川労働基準監督署長要請** . . . **2**
- 東京労働局、立川署 第13次労働災害防止計画概要 . . . 5
- 労働災害発生状況等 [全国] . 6
- 労働災害発生状況等 [東京] . 9
- 労働災害発生状況等 [立川] . 12
- **立川労働基準監督署 第13次労働災害防止計画【実績】** . . **18**
- **令和2年度 全国安全週間実施要綱** . . . **22**
- 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止関係 . . . 26
- 安全衛生管理体制の確立 . . . 30
- 労働安全衛生 マネジメントシステム . . . 31
- 労働安全衛生法に基づく教育 . 32
- リスクアセスメントの案内 . . 33
- 化学物質 リスクアセスメントを実施しましょう . . . 34
- 外部の専門機関等を活用した安全衛生水準の充実 . . . 36
- テレワークを行う労働者の安全衛生確保のためのチェックリスト . 38
- **業種別の労働災害防止対策等**
 - 第三次産業における留意事項 . 40
 - 働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動 . . 42
 - 陸上貨物運送事業における留意事項 . . . 46
 - 建設業における留意事項 . . . 48
 - 製造業における留意事項 林業における留意事項 . . . 50
 - 機械による労働災害の防止 . . 52
 - 伐木作業等の安全対策 (労働安全衛生規則の改正) . 53
- **業種横断的な対策について**
 - 高年齢者・外国人就労者等留意事項 転倒災害防止の留意事項 交通労働災害防止の留意事項 熱中症対策の留意事項 . . . 54
 - Iイザルドリーがトライ . . . 55
 - 外国人労働者の安全衛生対策 . 61
 - STOP! 転倒災害プロジェクト . 65
 - STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン . . 70
 - 身体作業強度等に応じた WBGT基準値 . . . 72
 - **労働条件就労環境WEB診断** . **74**
 - **教材・映像資料を閲覧できます** **75**

第13次東京労働局労働災害防止計画 ～ Safe Work TOKYO ～ 「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」

労働災害の防止に当たっては、行政や労働災害防止団体、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者だけではなく、仕事を発注する発注者や仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者等、すべての関係者が、「労働災害は本来あってはならないものである」との認識を共有し、安全や健康のために要するコストへの理解を醸成し、それぞれの立場に応じた責任ある行動をとる社会を実現していかなければならない。



第13次防ロゴマーク

目指すべき社会の実現に向け、“Safe Work TOKYO”の下、「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」をキャッチフレーズとして、すべての関係者が認識を共有して取組を推進することとする。

- 基本目標**
- 死亡災害： 2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。
 - 死傷災害： 増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる

- 小目標**
- (上記の「基本目標」を達成するため、主要施策に対応した「小目標」を設定)
- ・建設業における死亡者数 2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。
 - ・製造業については、機械災害対策を重点的に講じることにより、死亡災害を引き続き発生させない。
 - ・陸上貨物運送事業の死傷者数 2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。
 - ・第三次産業
小売業、社会福祉施設、飲食店及びビルメンテナンス業対策を重点的に講じることにより、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。
 - ・メンタルヘルス対策 ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上とする。
 - ・腰痛対策 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。
 - ・熱中症対策 計画期間中に死亡災害を発生させない。

- 基本的考え方**
- 東京において計画を推進するにあたっての3つの基本的考え方
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設工事における安全衛生対策
⇒ 同業、受注元方事業者、関係団体及び労働者代表の連携により、労働災害防止対策に取り組む。
 - 本社機能が集中する東京圏の安全衛生対策の全国への普及拡大
⇒ 企業本社が主導する全社的な安全衛生対策の推進により、全国の労働災害の減少を実現させていく。
 - 「行政が進める安全衛生対策の見える化」の推進
⇒ “Safe Work TOKYO”を活用した「行政が進める安全衛生対策の見える化」を図り、広く国民にアピールする。

立川労働基準監督署第13次労働災害防止計画

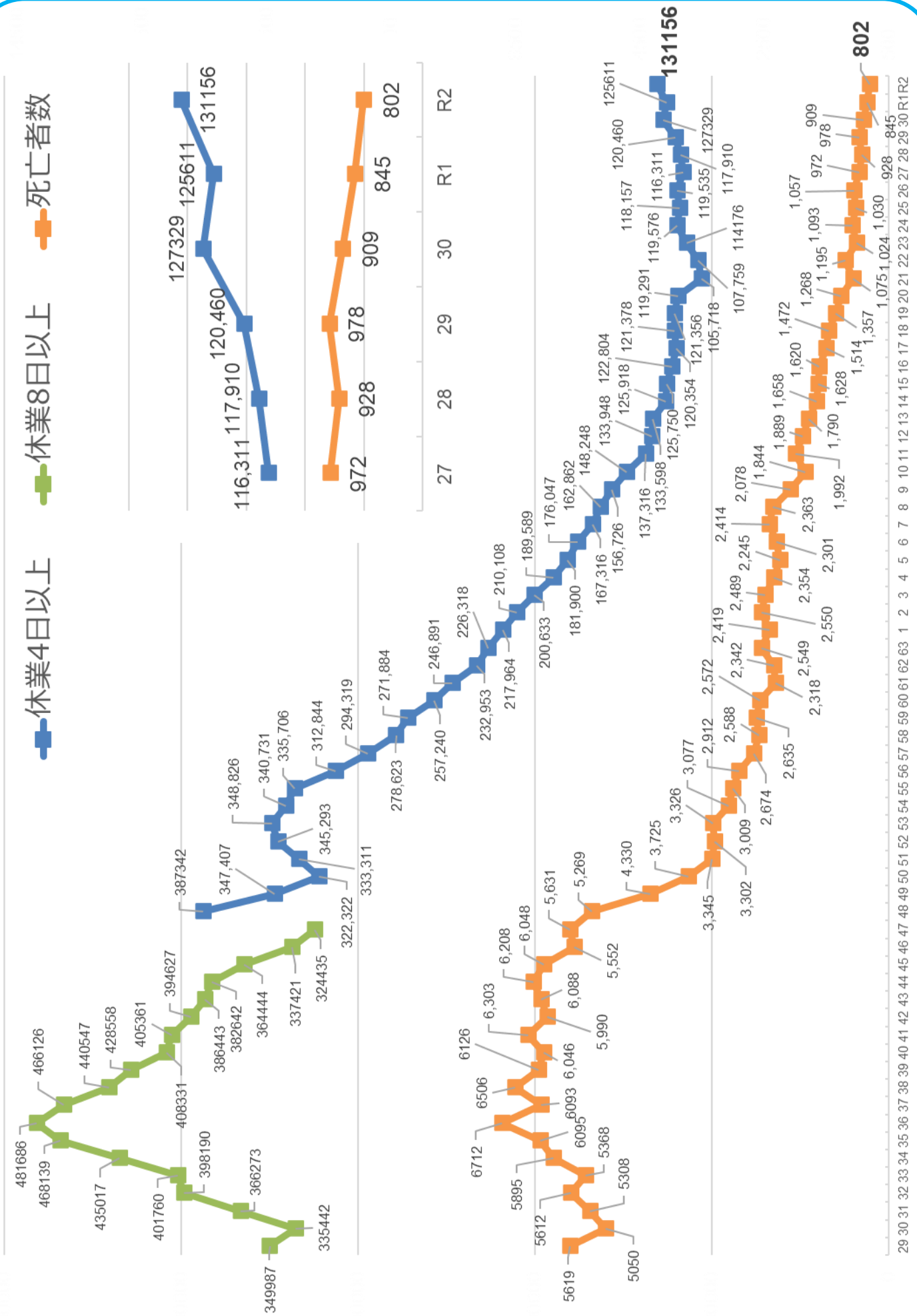
基本目標

- 死亡災害：2017年と比較して、2022年までに15%以上（2件以下）減少させる。
- 死傷災害：増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少（686件以下）させる。

小目標

- 製造業：64件
- 建設業：76件（建設業における死亡者数：0件 2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる）
- 陸上貨物運送事業：114件
- 第三次産業：396件（死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる）
（小売業：95件、社会福祉施設：67件、飲食店：35件、ビルメンテナンス業：23件）
- メンタルヘルス対策
ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上とする。
- 腰痛対策
全産業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上（34件）減少させる。（主として、社会福祉施設：13件、陸上貨物運送業：5件）
- 熱中症対策
計画期間中に死亡災害を発生させない。

全産業における死傷者数の推移 [全国]

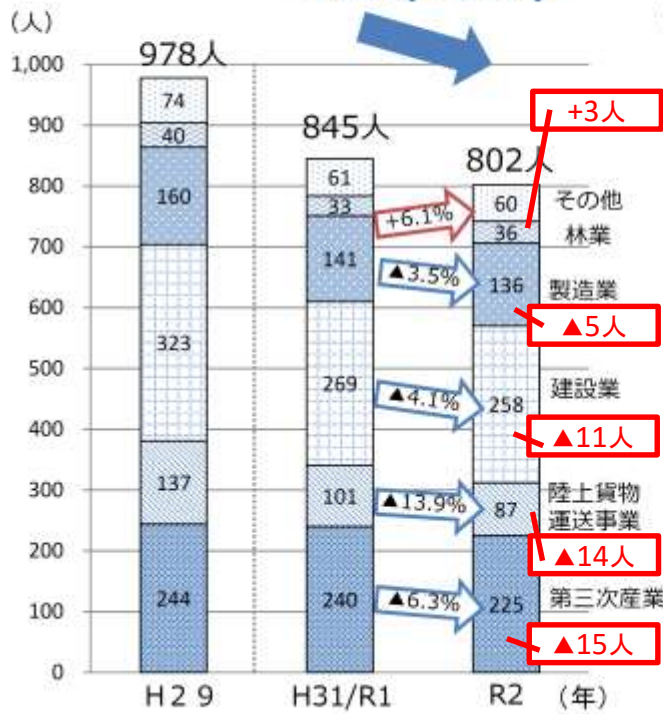


令和2年 業種別労働災害発生状況（確定値）

○ 令和2年1月1日から12月31日までに発生した労働災害について、令和3年4月7日までに報告があったものを集計したもの
 ○ 第13次労働災害防止計画において、平成29年と比較して令和4年までに死者数は15%以上の減少、死傷者数は5%以上の減少を掲げている。

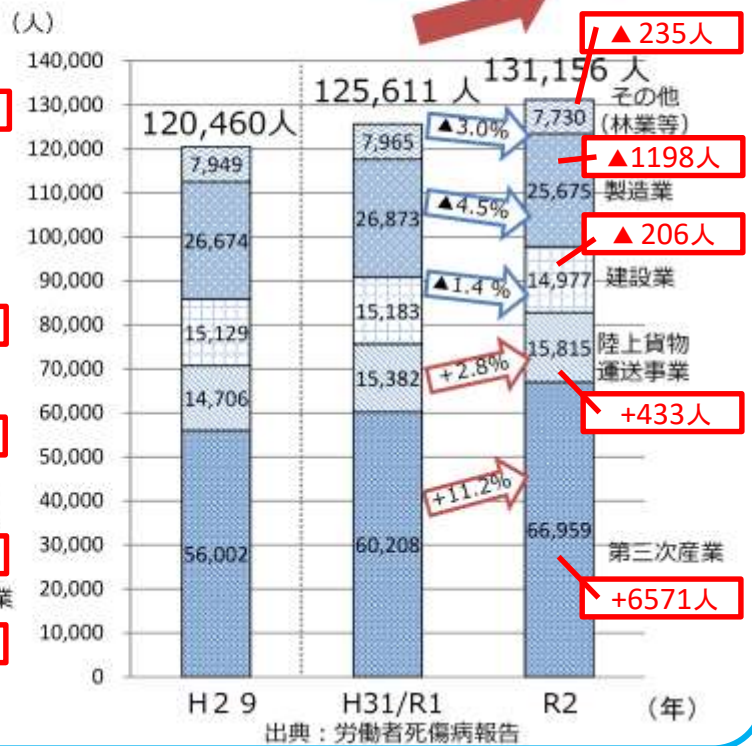
死亡者数

▲43人(▲5.1%)



休業4日以上の死傷者数

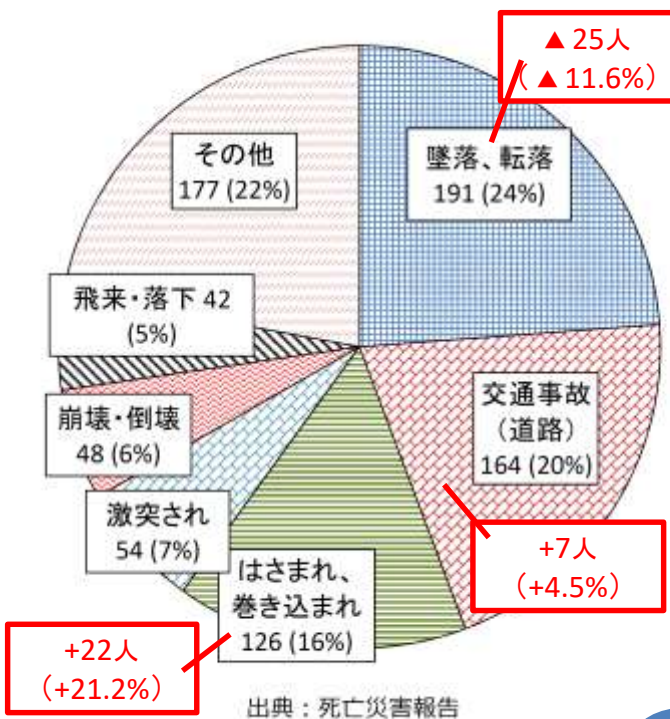
+5,545人(+4.4%)



令和2年 事故の型別労働災害発生状況（確定値）

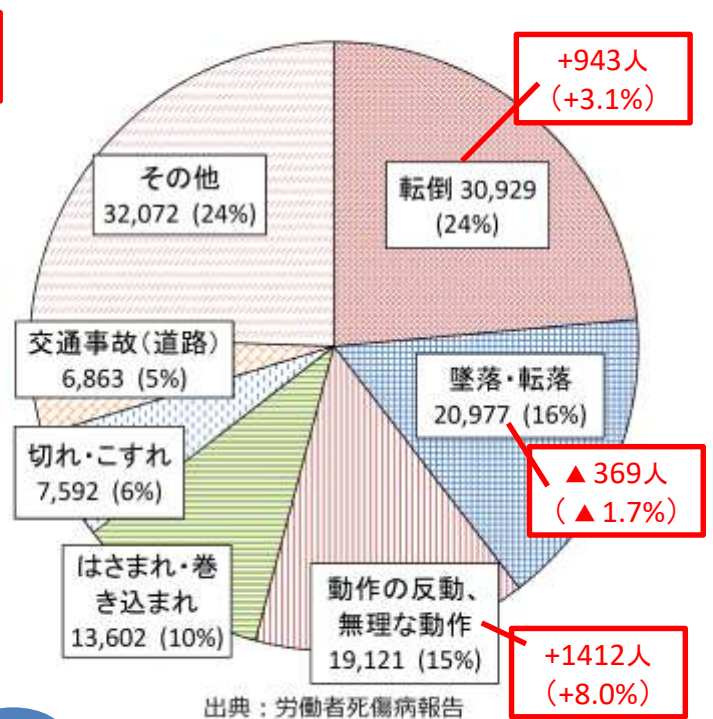
死亡者数

802人(前年比▲5.1%)



休業4日以上の死傷者数

131,156人(前年比+4.4%)



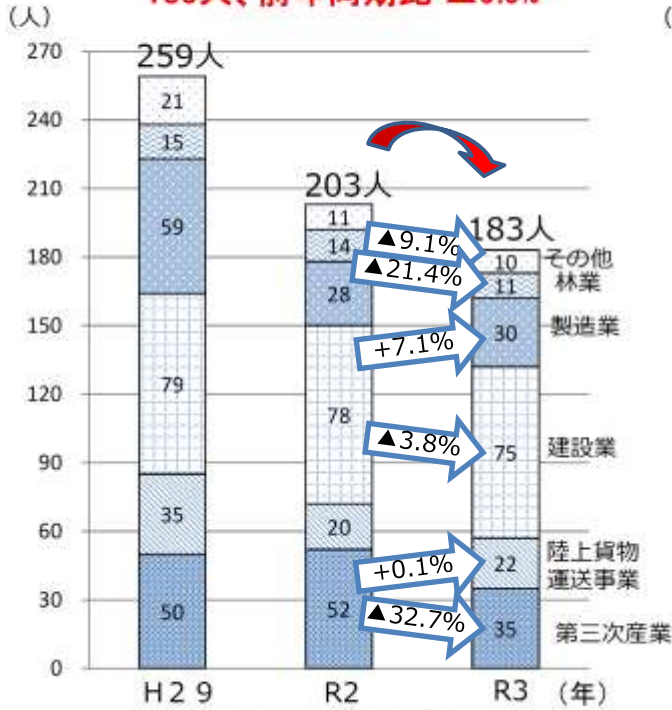
令和3年労働災害発生状況（5月速報値）

※ 令和3年1月1日から令和3年4月30日までに発生した労働災害について、令和3年5月7日までに報告があったものを集計したものの

全国

死亡災害

183人、前年同期比 ▲9.9%



出典：死亡災害報告

休業4日以上の死傷災害

36,389人、前年同期比 +31.5%



出典：労働者死傷病報告

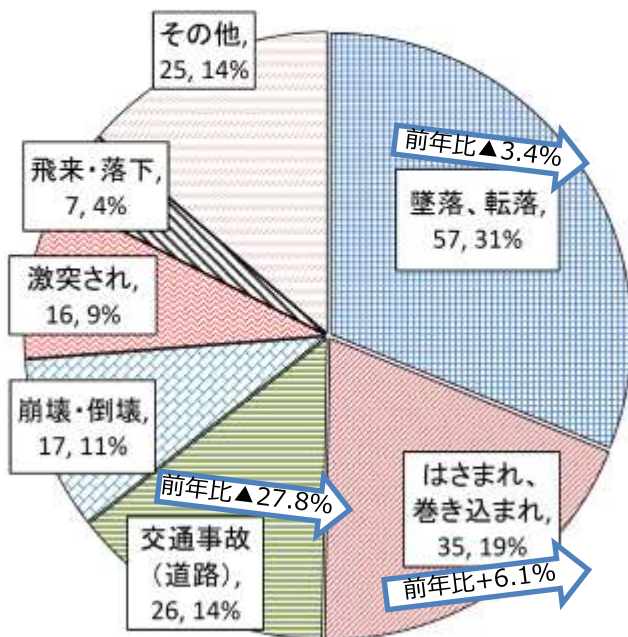
※ 平成29年は第13次労働災害防止計画（平成30年度～令和4年度）の基準年であるため、比較のため数値を記載している。

令和3年事故の型別労働災害発生状況（5月速報値）

全国

死亡災害

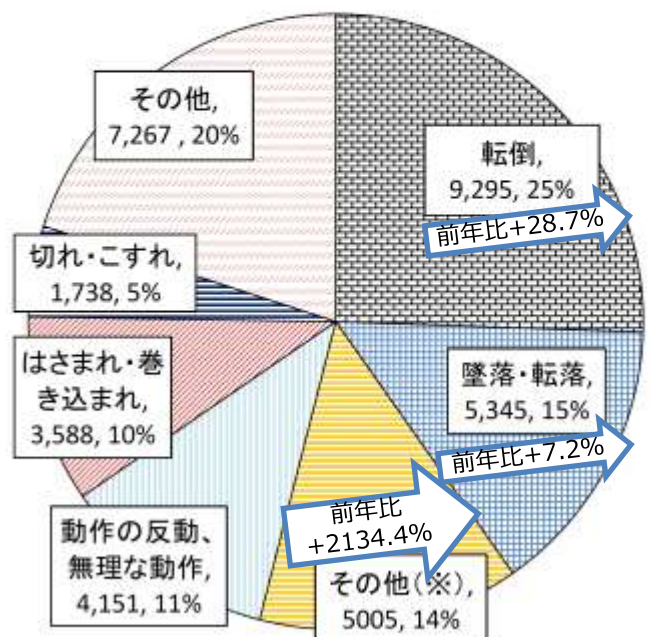
183人、前年同期比 ▲9.9%



出典：死亡災害報告

休業4日以上の死傷災害

36,389人、前年同期比 +31.5%

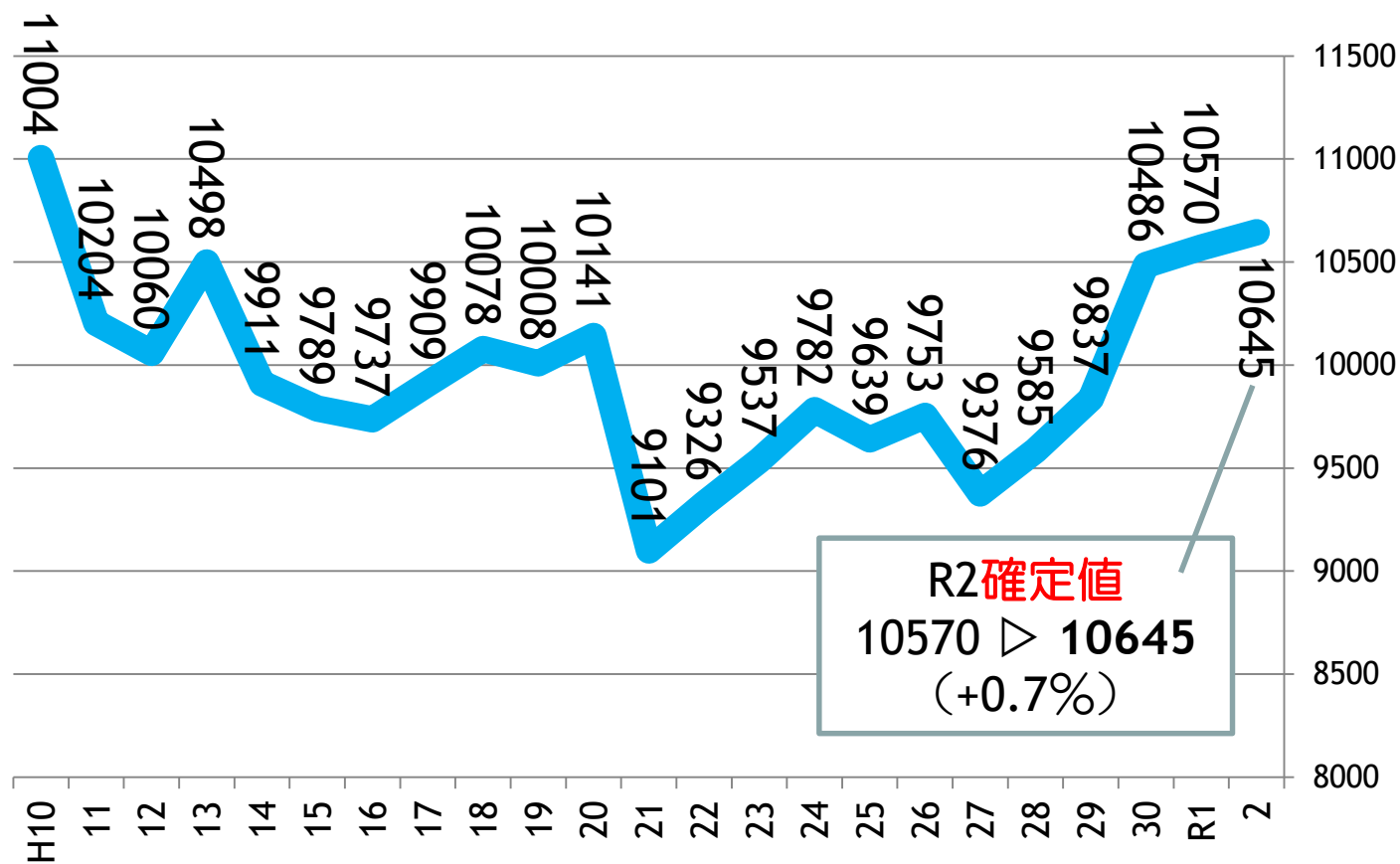


出典：労働者死傷病報告

その他（※）は主として感染症による労働災害を示す分類

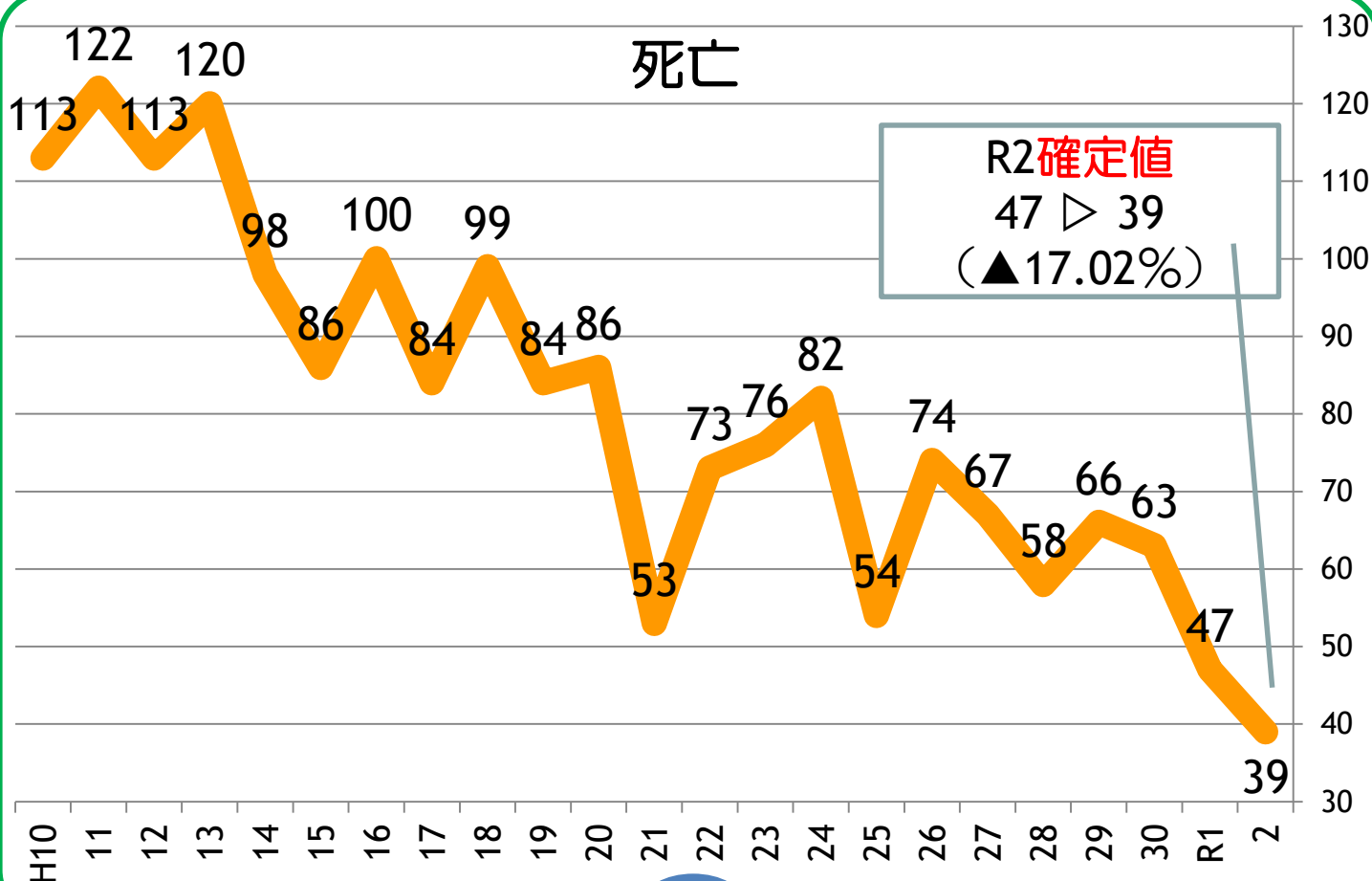
死傷災害発生状況の推移（H10-R2確定値） [東京]

死傷（死亡+休業4日以上）

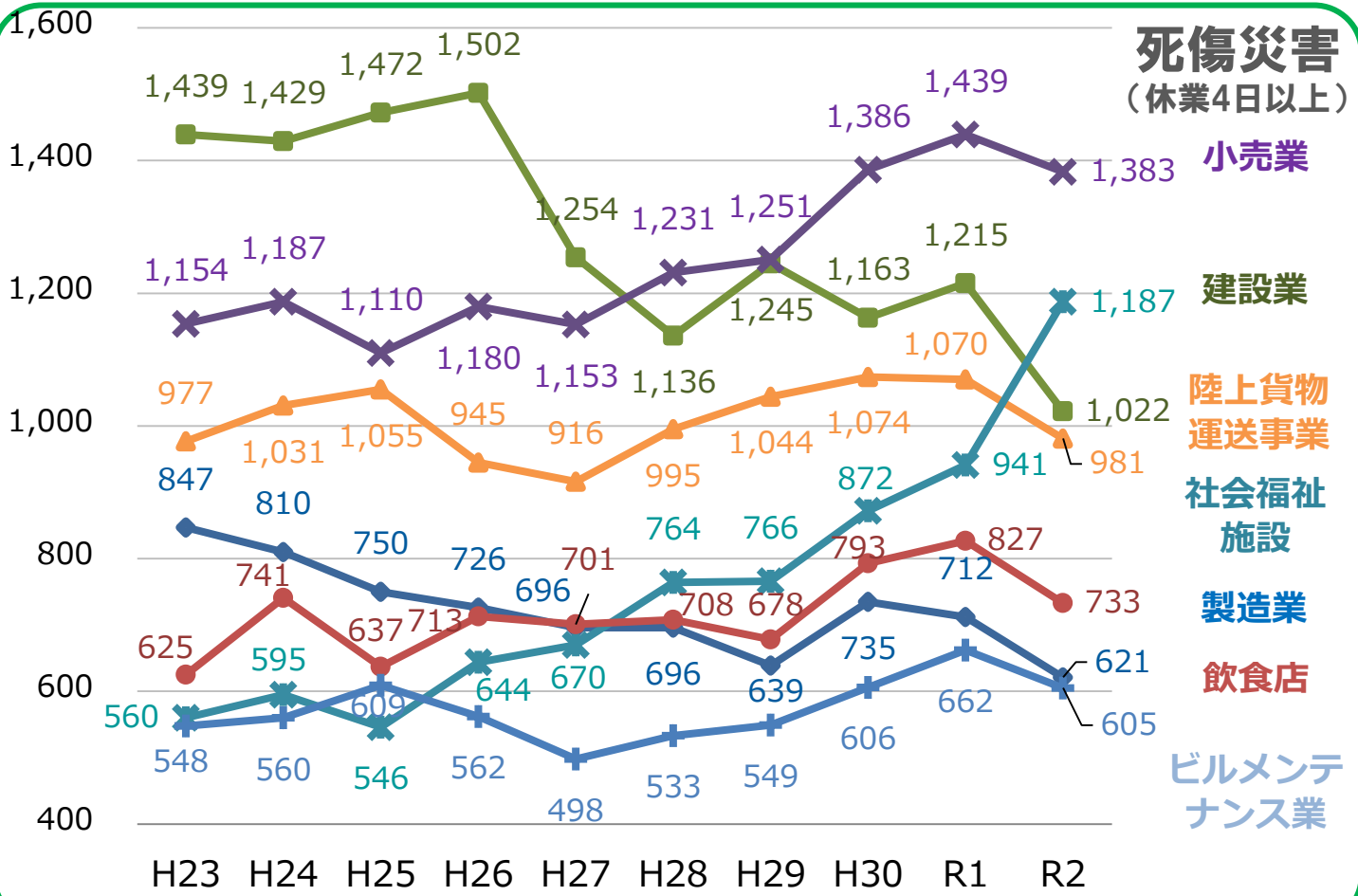


死亡災害発生状況の推移（H10-R2確定値） [東京]

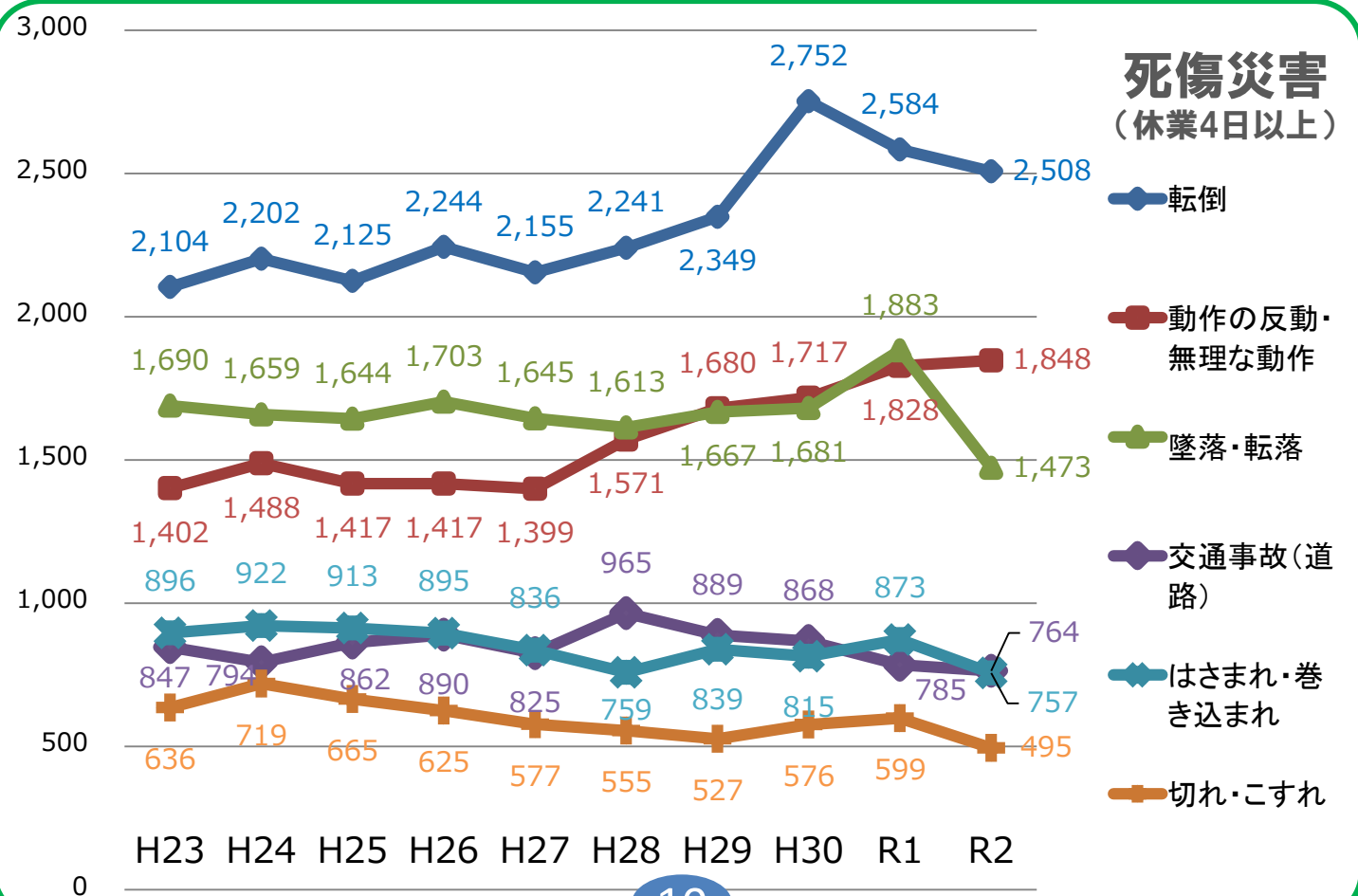
死亡



業種別・死傷災害発生状況の推移（H23-R2） [東京]



事故の型別・死傷災害発生状況（H23-R2） [東京]



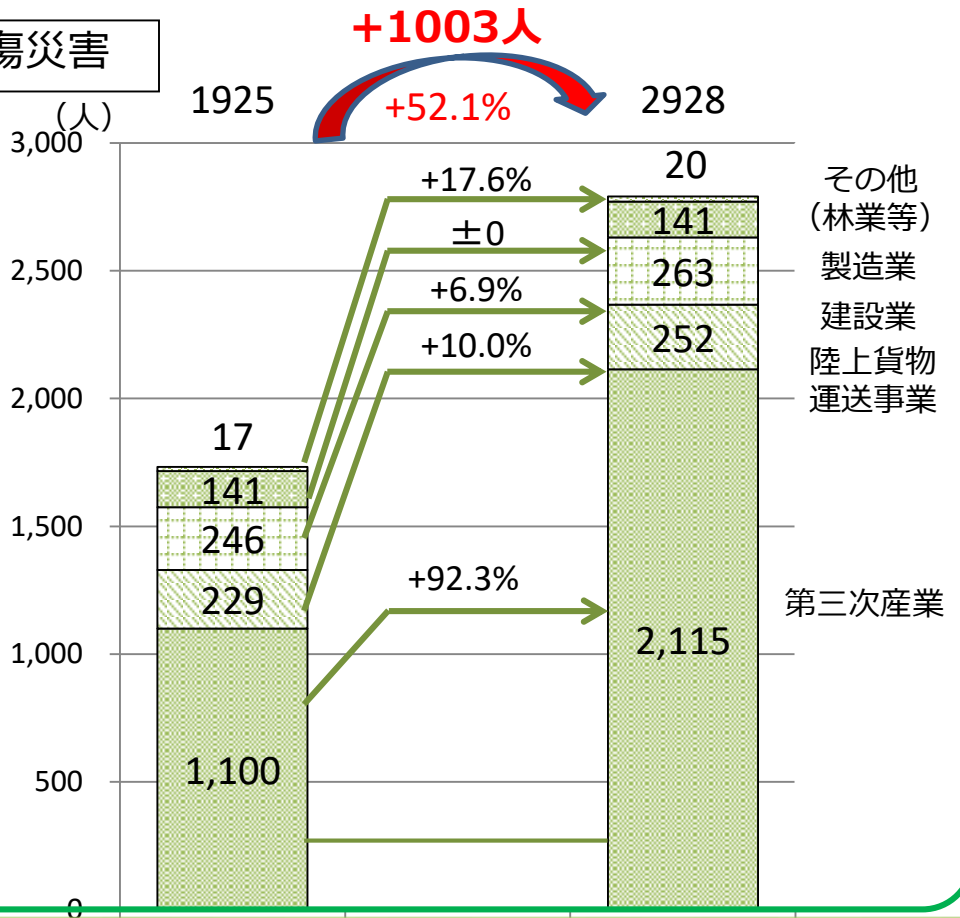
令和3年労働災害発生状況（5月速報値）

休業4日以上之死傷災害

※ 令和3年1月1日から4月30日までに発生した労働災害について、R3年5月7日までに報告があったものを集計したもの

東京

出典：死亡災害報告



令和3年事故の型別労働災害発生状況（5月速報値）

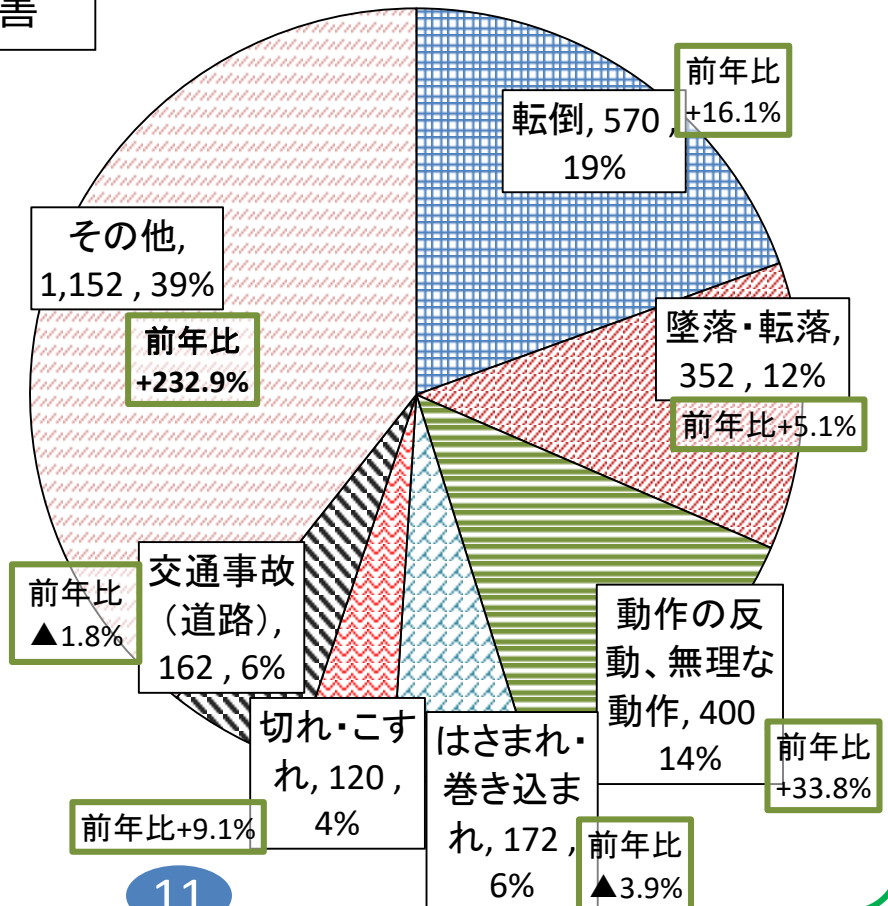
休業4日以上之死傷災害

2928人、前年同期比+52.1%

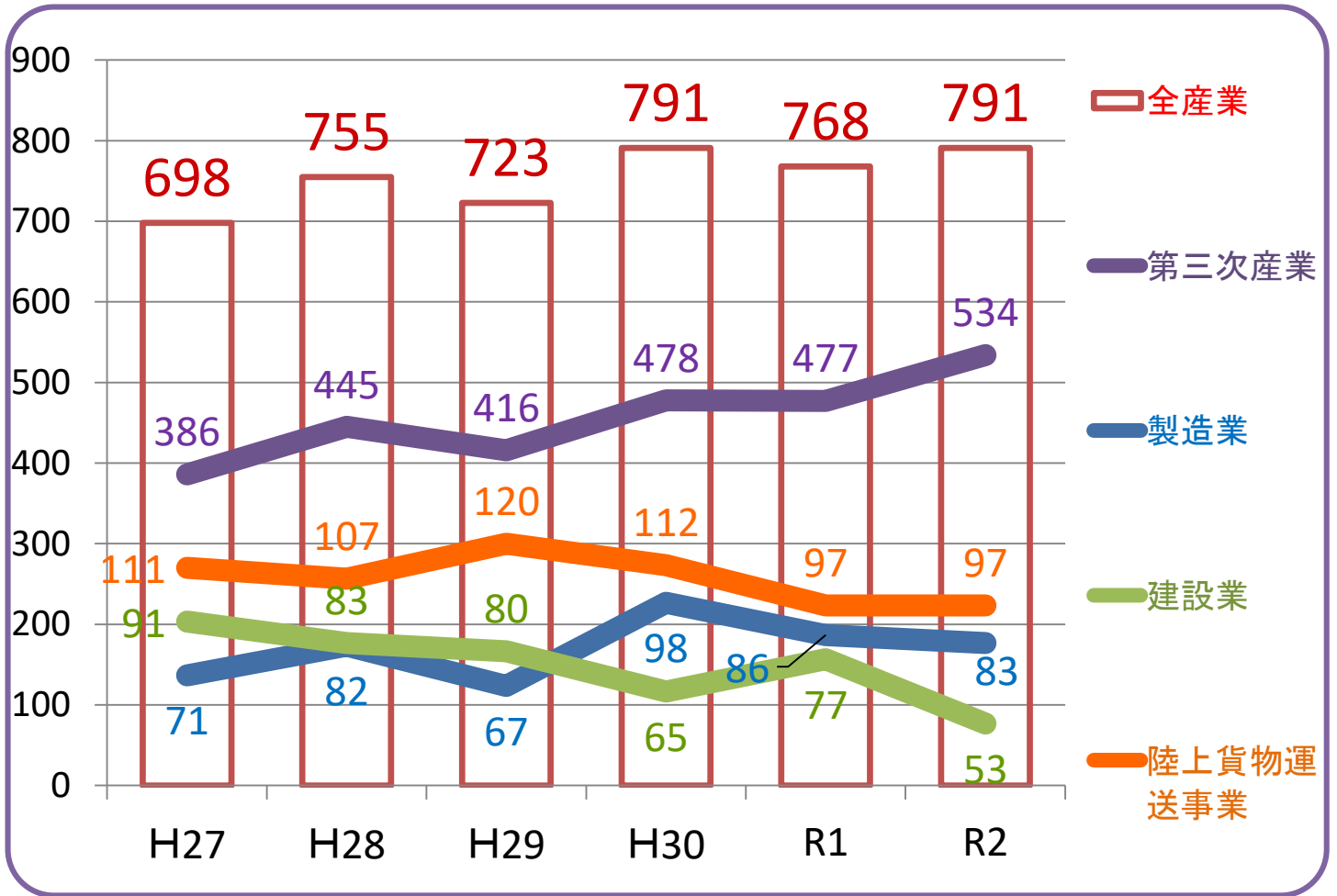
※ 令和2年1月1日から4月30日までに発生した労働災害について、R3年5月7日までに報告があったものを集計したもの

東京

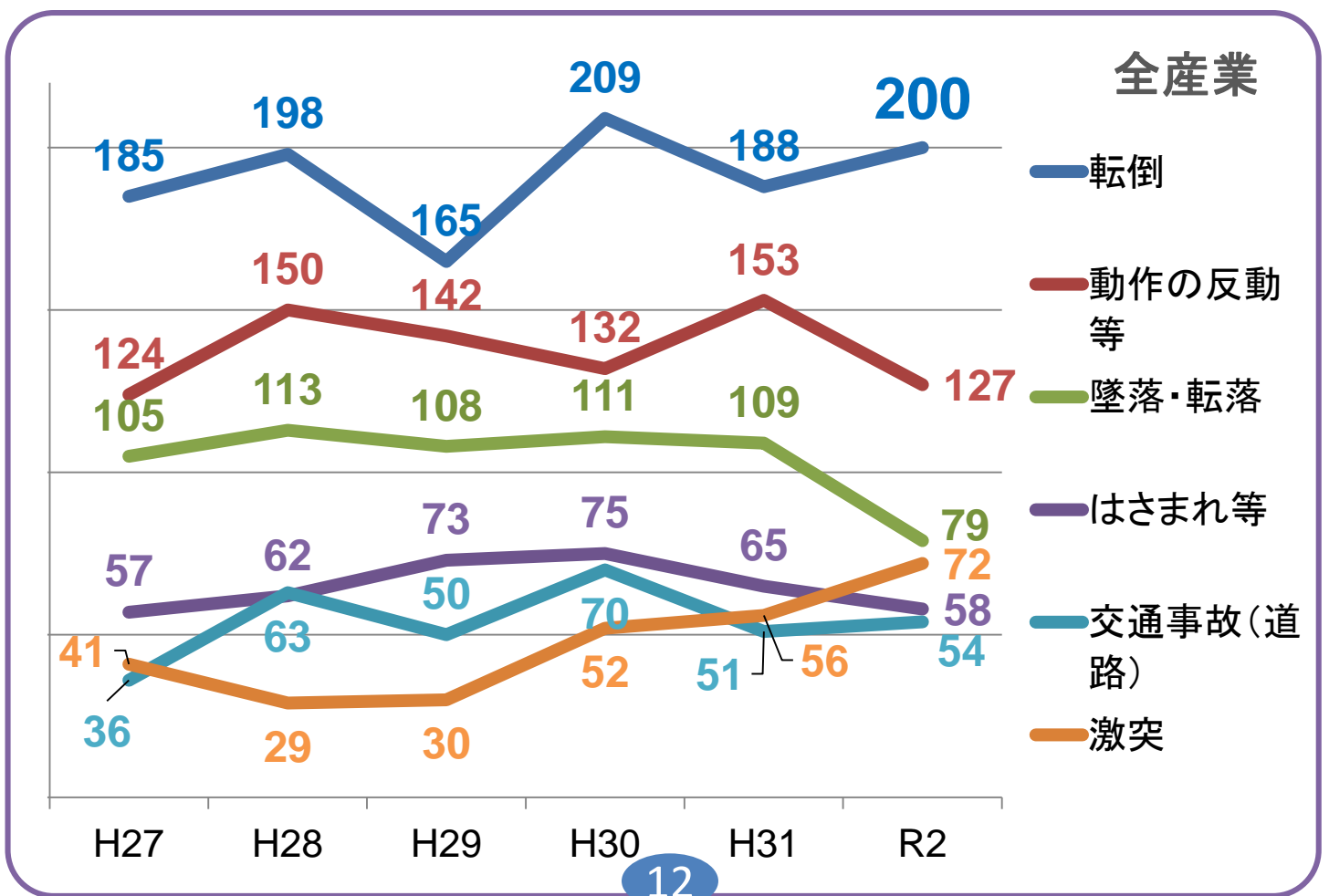
出典：死亡災害報告



業種別・死傷災害発生状況(H27-R2) [立川]



事故の型別・死傷災害発生状況(H27-R2) [立川]



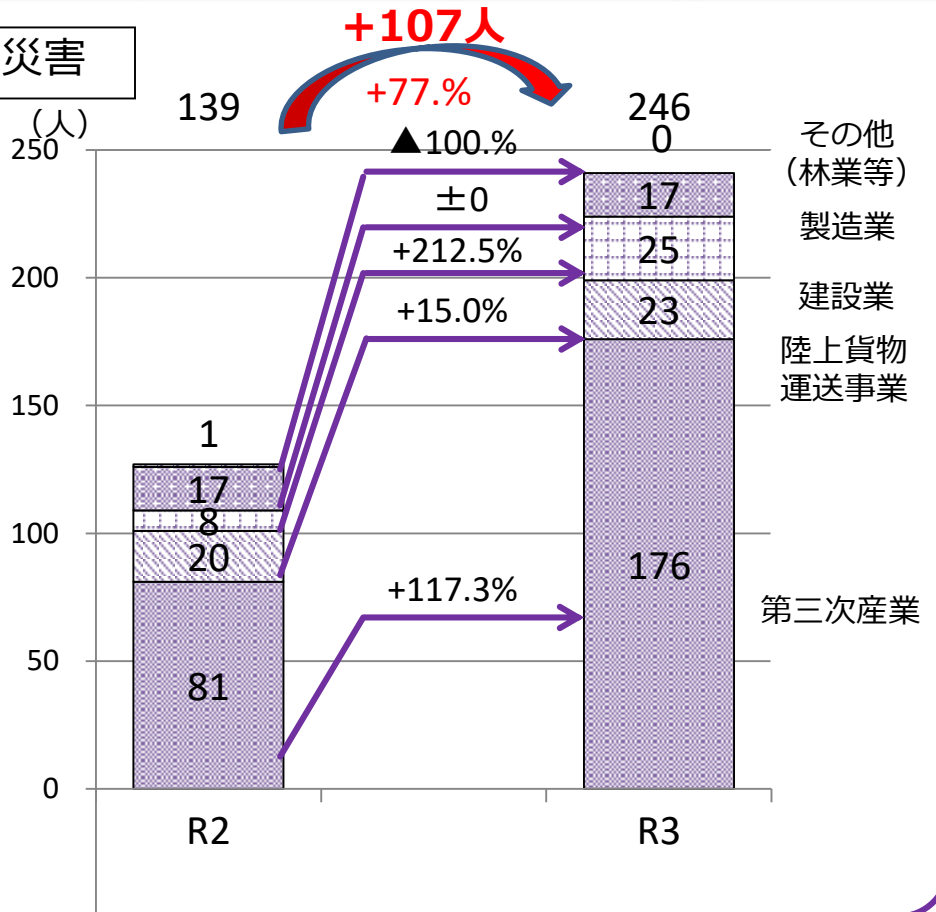
令和3年労働災害発生状況（5月速報値）

休業4日以上之死傷災害

※ 令和3年1月1日から4月30日までに発生した労働災害について、R3年5月7日までに報告があったものを集計したもの

立川

出典：死亡災害報告



令和3年事故の型別労働災害発生状況（5月速報値）

休業4日以上之死傷災害

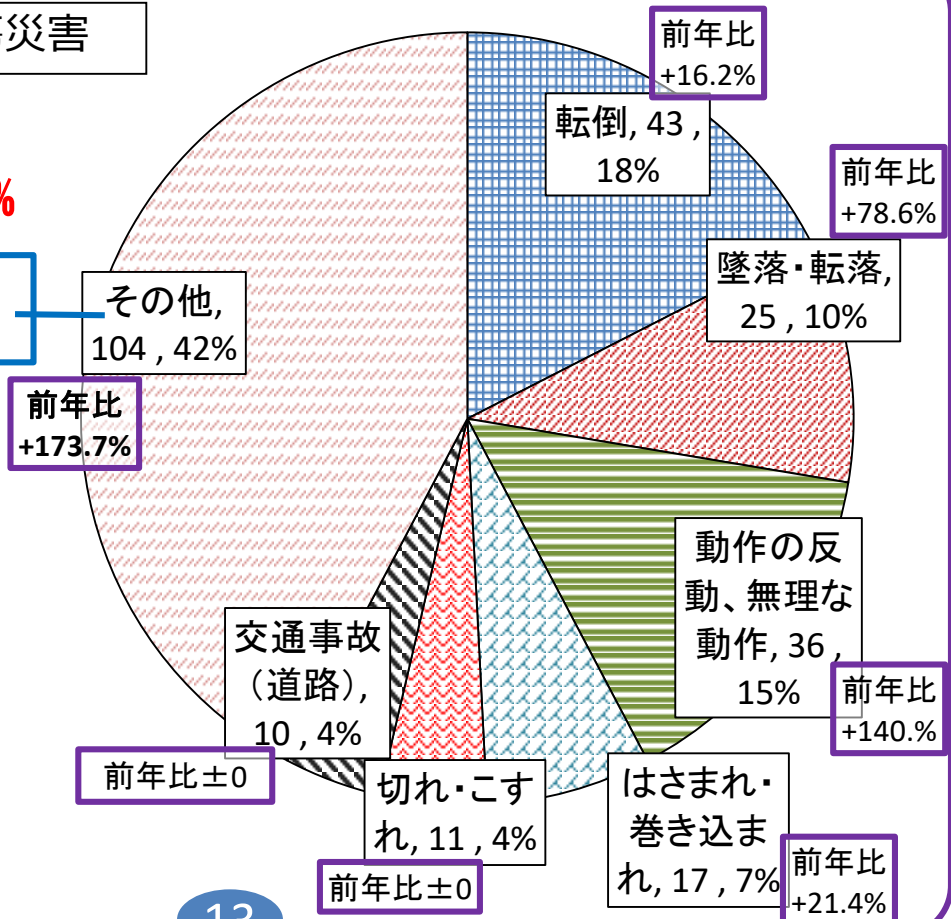
246人、
前年同期比+77.0%

うち、COVID-19
り患者数 55件

※ 令和3年1月1日から4月30日までに発生した労働災害について、R3年5月7日までのものを集計したもの

立川

出典：死亡災害報告



全産業における死傷者数 (R2) [立川署]

令和2(2020)年立川署管内労働災害発生状況

1年目 2年目 3年目 4年目 5年目
716 709 701 694 686

立川署13次防目標値→

死亡	災害発生状況(確定値)
現在	791件
前年同期	768件

死亡	災害発生状況(確定値)
現在	2件
前年同期	2件

立川署13次防(3年目)目標値	
死傷(4日以上) (前年比)	701 (-8.72%)
死亡	2 件以内

達成率(死傷)
(確定値)

791件/701件
(12.8%)

超過

達成率(死亡)
(確定値)

2件/2件
(0%)

目標内

増減率(%)

0.0%

月別目標及び実績 (3年目実績(月別速報値)→ 前年実績(月別前年確定値)→ 署13次防(3年目)目標値(月別)→	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月										
実績値の()内は当該月の数()外は累計、オレンジは目標値超、青は目標値以下	62	53	115	63	240	61	301	79	380	80	460	63	523	66	589	69	658	69	727	64	791	
	63	60	123	60	239	61	300	75	375	73	448	73	526	66	592	66	658	40	698	70	768	
	59	117	176	234	293	351	410	468	527	585	644	701										

1 実績値の()内は当該月の数()外は累計、オレンジは目標値超、青は目標値以下

令和2年 死傷災害発生状況 (確定値)

その1 署別・業種別

製造業	建設業	* 土木工事業	* 建築工事業	* 木造家屋建築工事業	* その他の建設業	* 運輸交通業	* 道路貨物運送業	* 貨物取扱業	第三次産業	商業	* 小売業	保健衛生業	福祉施設	接客娯楽業	* 飲食店	清掃と畜業	* ビルメンテナンス業	その他の三次産業	* 金融業	* 警備業	その他(鉱業、農林業、畜産、水産業)	全産業
712	1215	171	842	102	202	1706	937	163	6711	1902	1439	1194	941	1057	827	921	662	1637	102	327	63	10570
-12.8	-15.9	4.7	-17.5	-23.5	-26.7	-11.9	-8.8	-10.4	8.6	-3.9	-3.9	70.2	26.1	-13.2	-11.4	2.8	-8.6	-4.6	1.0	-1.5	6.3	0.7
5.8%	9.6%	1.7%	6.5%	0.7%	1.4%	14.1%	8.8%	1.4%	168.4%	17.2%	13.1%	19.1%	11.2%	8.6%	6.9%	8.9%	14.7%	1.1%	3.3%	0.6%	100.0%	
83	53	9	40	12	4	114	93	4	534	176	139	145	89	49	42	55	24	109	10	26	3	791
86	77	19	50	10	8	115	88	9	478	119	88	140	109	61	50	58	33	100	10	27	3	768
-3.5	-31.2	-52.6	-20.0	20.0	-50.0	-0.9	5.7	-55.6	11.7	47.9	58.0	3.6	-18.3	-19.7	-16.0	-5.2	-27.3	9.0	0.0	-3.7	0.0	3.0
10.5%	6.7%	1.1%	5.1%	1.5%	0.5%	14.4%	11.8%	0.5%	67.5%	22.3%	17.6%	18.3%	11.3%	6.2%	5.3%	7.0%	3.0%	13.8%	1.3%	3.3%	0.4%	100.0%
11.2%	10.0%	2.5%	6.5%	1.3%	1.0%	15.0%	11.5%	1.2%	62.2%	15.5%	11.5%	18.2%	14.2%	7.9%	6.5%	7.6%	4.3%	13.0%	1.3%	3.5%	0.4%	100.0%

(注1) 上段は本年3月末日現在(確定値)

下段は前年同期(確定値)

(注2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。

令和2年 死亡災害発生状況 (確定値)

その1 署別・業種別

製造業	建設業	* 土木工事業	* 建築工事業	* 木造家屋建築工事業	* その他の建設業	* 運輸交通業	* 道路貨物運送業	* 貨物取扱業	第三次産業	商業	* 小売業	保健衛生業	福祉施設	接客娯楽業	* 飲食店	清掃と畜業	* ビルメンテナンス業	その他の三次産業	* 金融業	* 警備業	その他(鉱業、農林業、畜産、水産業)	全産業
7(1)	13(0)	3(0)	10(0)	1(0)	7(0)	7(0)	4(0)	2(0)	18(1)	3(0)	1(0)	2(0)	1(0)	8(0)	5(1)	8(0)	5(1)	5(1)	2(1)	2(1)	4(2)	
3%	36%	13%	13%	-	18%	18%	13%	3%	38%	10%	50%	-	-	5%	5%	5%	3%	18%	5%	5%	100%	
50%	50%	50%	50%	-	10%	18%	13%	3%	50%	50%	50%	-	-	5%	5%	5%	3%	18%	5%	5%	100%	

(注) 上段は本年3月末日現在(確定値)

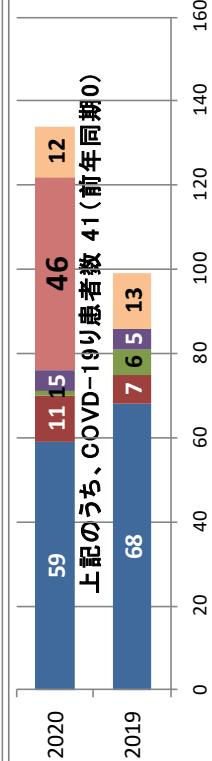
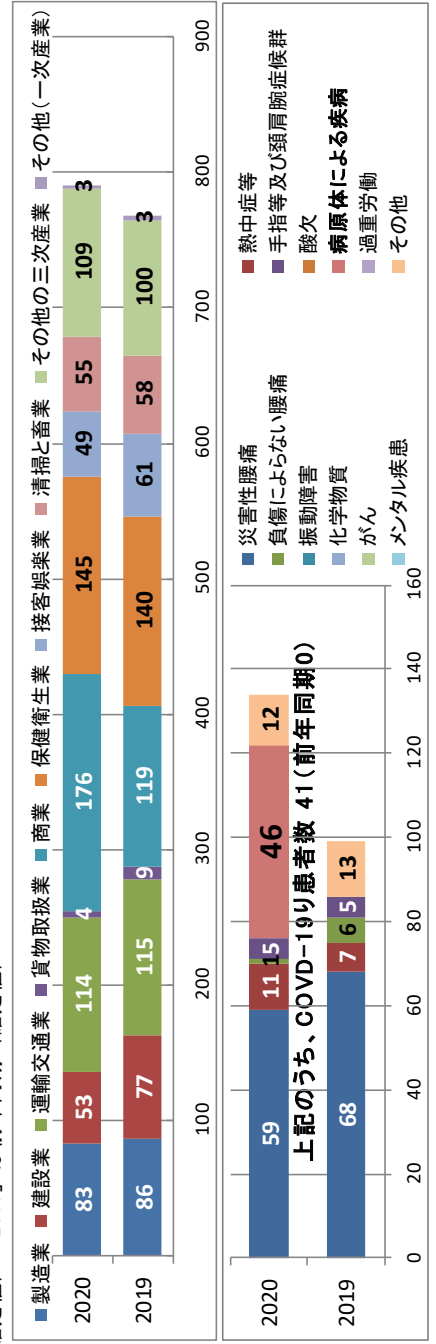
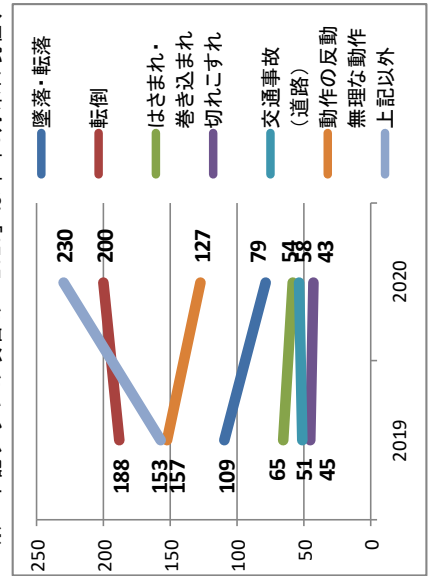
下段は前年同期(確定値)

全産業における死傷者数 (R2) [立川署]

令和2年 事故の型別・死傷災害発生状況 (確定値)

業種別・事故の型別	立川労働基準監督署																						
	製造業	建設業	* 土木工事業	* 建築工事業	木造家屋建築工事業	* その他建設業	運輸交通業	* 道路貨物運送業	貨物取扱業	第三次産業	商業	* 小売業	保健衛生業	福祉施設	接客業	* 飲食店	清掃と畜業	* ビルメンテナンス業	その他の三次産業	* 金融業	* 警備業	その他(一次産業)	全産業
墜落・転落	11	10	8	3	2	16	15	1	41	12	9	3	1	2	10	8	14	1	2	79			
増減率(%)	11	25	1	21	5	24	22	17	48	17	14	5	4	2	7	13	3	2	109				
転倒	0.0	-60.0	-61.9	-40.0	-33.3	-33.3	-31.8	100.0	-29.4	0.0	-35.7	-40.0	-75.0	-50.0	11.1	14.3	7.7	0.0	-66.7	0.0	0.0	-100.0	-27.5
増減率(%)	20	5	5	2	19	14	5	129	154	60	54	31	23	10	15	12	38	5	15	200			
増減率(%)	21	8	3	5	25	20	20	122.2	145.5	122.2	145.5	-13.9	-20.7	-28.6	-21.1	-29.4	15.2	150.0	36.4	200.0	6.4		
はさまれ・巻き込まれ	12	8	1	7	13	11	7	24	11	11	7	2	1	1	5	1	5	1	1	58			
増減率(%)	20	4	3	1	10	9	27	11	27	11	7	5	3	3	4	4	4	1	1	65			
増減率(%)	-40.0	0.0	-75.0	133.3	-100.0	30.0	22.2	-	0.0	0.0	0.0	-60.0	-66.7	-66.7	-100.0	25.0	25.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	-10.8
切れこすれ	10	7	2	5	1	1	1	1	24	11	9	9	10	10	1	2	2	1	43				
増減率(%)	5	4	1	3	100.0	100.0	100.0	100.0	35	10	8	1	1	20	2	1	2	1	45				
増減率(%)	100.0	75.0	100.0	66.7	100.0	-	-	-	10.0	12.5	10.0	-100.0	-100.0	-50.0	-50.0	0.0	0.0	-100.0	0.0	-4.4			
交通事故(道路)	1	2	1	1	12	6	3	42	16	13	11	10	2	2	1	12	1	1	54				
増減率(%)	1	2	1	1	12	3	36	4	36	4	2	13	12	1	1	17	3	5	51				
増減率(%)	-100.0	-100.0	-100.0	-100.0	0.0	0.0	0.0	300.0	550.0	100.0	100.0	-15.4	-16.7	100.0	0.0	-29.4	-66.7	-80.0	-5.9				
動作の反動無理な動作	7	5	3	1	1	21	19	94	27	19	36	29	5	4	9	1	17	1	2	127			
増減率(%)	11	8	3	4	1	13	10	2	119	29	24	50	40	10	4	7	14	2	5	153			
増減率(%)	-36.4	-37.5	0.0	-75.0	-100.0	61.5	90.0	-6.9	-20.8	-28.0	-27.5	-50.0	-27.5	-50.0	0.0	-43.8	21.4	-50.0	-60.0	-17.0			
上記以外	23	18	3	14	6	32	27	2	155	39	28	62	25	19	15	14	21	2	5	230			
増減率(%)	17	22	6	13	4	31	24	2	84	21	11	30	20	9	8	7	17	3	3	157			

(注1) 上記表の上段は本年3月末日現在(確定値) 下段は前年同期(確定値) (注2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。
 ※ 下記グラフの項目の「2020」は本年3月末日現在、(確定値) 「2019」は前年同期(確定値)



全産業における死傷者数 (R3) [立川圏]

令和3(2021)年立川署管内労働災害発生状況

死亡	災害発生状況(4月末日現在)
現在	246 件
前年同期	139 件

死亡	災害発生状況(4月末日現在)
現在	2 件
前年同期	0 件

増減率 (%) **77.0** %

月別目標及び実績 (4年目)実績(月別)速報値→ 前年実績(月別)前年確定値→ 署13次防(4年目)目標値(月別)→	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	107	78	185	48	233	13	246					
	62	53	115	62	177	63	240	61	301	63	523	66
	58	115	173	230	288	345	403	460	518	575	633	694

↑実績値の()内は当該月の数()外は累計、オレンジは目標値超、赤は前年確定値超、青は目標値以下↑

1年目 2年目 3年目 4年目 5年目
立川署13次防目標値→
716 709 701 694 686

立川署13次防(4年目)目標値	
死傷(4日以上) (前年比)	694 (69,400.00%)
死亡	2 件以内

達成率(死傷)
(速報値) **246件/230件**
(7%) **超過**

達成率(死亡)
(速報値) **2件/2件**
(0%) 目標内

	全国	東京	()内 は死亡 者数
2021	36,389	(183)	2,928
2020	27,665	(201)	1,925
増減率	31.5	-9.0	52.1

令和3年 死傷災害発生状況 (令和3(2021)年4月末日現在)

その1 署別・業種別

製造業	建設業	* 土工事業	* 建築工事業	* 木造家屋建築工事業	* その他建設業	運輸交通業	* 道路貨物運送業	貨物取扱業	第三次産業	商業	* 小売業	保健衛生業	福祉施設	接客娯楽業	* 飲食店	清掃と畜業	* ビルメンテナンス業	その他の三次産業	* 金融業	* 警備業	その他(鉱業、農林業、畜産、水産業)	全産業
141	246	37	167	25	42	390	205	31	1100	310	228	165	129	173	136	177	125	275	19	68	17	1925
0.0	6.9	24.3	-0.6	-40.0	21.4	-9.7	8.8	19.4	92.3	33.2	39.0	489.1	211.6	-5.2	-7.4	15.8	0.8	31.3	68.4	32.4	17.6	52.1
4.8%	9.9%	5.7%	1.6%	5.7%	1.7%	12.2%	7.6%	1.3%	72.2%	14.1%	10.8%	33.2%	13.7%	5.6%	4.3%	7.7%	4.3%	12.3%	1.1%	3.1%	0.7%	100%
17	25	4	10	4	11	28	23	1	176	37	27	83	42	16	14	14	7	26	5	6		246
17	8	3	8	3	31	31	19	1	81	33	28	17	14	8	5	2	18	2	2	1	139	
0.0	212.5	400.0	25.0	33.3	1100.0	-9.7	21.1	-100.0	117.3	12.1	-3.6	388.2	200.0	100.0	75.0	180.0	250.0	44.4	150.0	200.0	-100.0	77.0
6.9%	10.2%	1.6%	4.1%	1.6%	4.5%	11.4%	9.3%	0.0%	71.5%	15.0%	11.0%	33.7%	17.1%	6.5%	5.7%	5.7%	2.8%	10.6%	2.0%	2.4%	0.0%	100.0%
12.2%	5.8%	0.0%	5.8%	2.2%	0.0%	22.3%	13.7%	0.7%	58.3%	23.7%	20.1%	12.2%	10.1%	5.8%	5.8%	3.6%	1.4%	12.9%	1.4%	1.4%	0.7%	100.0%

(注1) 上段は本年4月末日現在(速報値)
下段は前年同期(速報値)

(注2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。

令和3年 死亡災害発生状況 (令和3(2021)年4月末日現在)

その1 署別・業種別

製造業	建設業	* 土工事業	* 建築工事業	* 木造家屋建築工事業	* その他建設業	運輸交通業	* 道路貨物運送業	貨物取扱業	第三次産業	商業	* 小売業	保健衛生業	福祉施設	接客娯楽業	* 飲食店	清掃と畜業	* ビルメンテナンス業	その他の三次産業	* 金融業	* 警備業	その他(鉱業、農林業、畜産、水産業)	全産業
1(0)	5(0)	1(0)	1(0)	1(0)	3(0)	1(0)	1(0)	1(0)	5(2)	1(0)	1(0)	1(1)	1(1)			1(0)	1(0)	3(1)				6(0)
6%	65%	(6%)	(53%)	-	(6%)	6%	(6%)	-	29%	100%	-	6%	(6%)	-	6%	(6%)	18%	-	-	-	-	100%
-	5.8%	0.0%	5.8%	2.2%	0.0%	22.3%	13.7%	0.7%	58.3%	23.7%	20.1%	12.2%	10.1%	5.8%	5.8%	3.6%	1.4%	12.9%	1.4%	1.4%	0.7%	100.0%

(注) 上段は本年4月末日現在(速報値)
下段は前年同期(速報値)

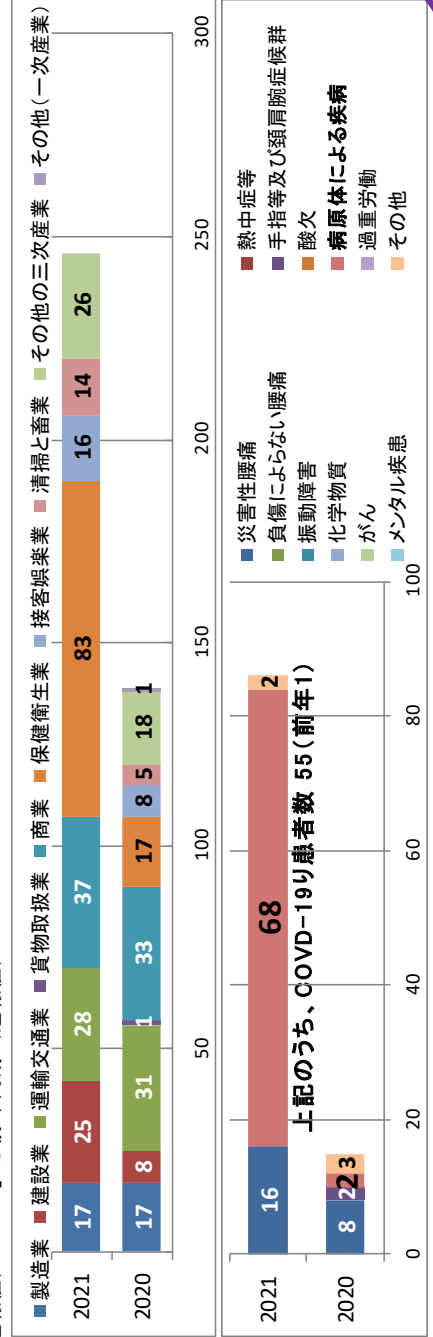
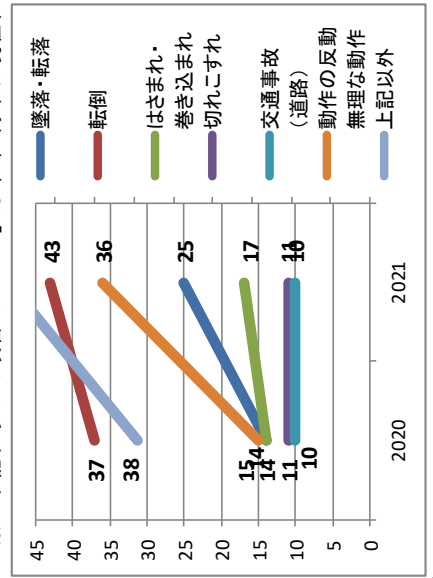
全産業における死傷者数 (R3) [立川署]

令和3年 事故の型別・死傷災害発生状況 (令和3(2021)年4月末日現在)

業種別・事故の型別	立川労働基準監督署																						
	製造業	建設業	* 土木工事業	* 建築工事業	木造家屋建築工事業	* その他建設業	運輸交通業	* 道路貨物送達業	貨物取扱業	第三次産業	商業	* 小売業	保健衛生業	社会福祉施設	接客娯楽業	* 飲食店	清掃と畜業	* ビルメンテナンス業	その他の三次産業	* 金融業	* 警備業	その他(一次産業)	全産業
墜落・転落	6	1	4	2	1	3	3	16	6	1	2	1	1	2	1	2	5	2	1	25			
増減率(%)	-100.0	200.0	100.0	100.0	100.0	-40.0	-40.0	-	200.0	200.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	150.0	200.0	100.0	-	78.6		
転倒	4	1	3	1	1	6	2	29	10	3	5	3	3	3	5	3	8	2	1	43			
増減率(%)	-20.0	300.0	100.0	200.0	0.0	-14.3	-50.0	-	25.0	28.6	-40.0	66.7	66.7	50.0	60.0	60.0	60.0	100.0	100.0	-50.0	16.2		
はさまれ・巻き込まれ	1					5	5	11	4	2	1	1	1	3	1	2				17			
増減率(%)	-66.7	-100.0	-	-100.0	-	0.0	66.7	-	100.0	200.0	0.0	100.0	100.0	300.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	21.4			
切れこすれ	2	1	1	1	1	1	1	7	4	4	2	2	2	2	2	1	1	1	1	11			
増減率(%)	0.0	0.0	-	0.0	-	100.0	100.0	-	33.3	33.3	-33.3	-33.3	-33.3	-	-	-50.0	-	-	100.0	-	0.0		
交通事故(道路)	1	1	1	1	1	4	3	4	3	1	1	1	1	1	1	2				10			
増減率(%)	100.0	100.0	-	100.0	-	33.3	50.0	-	-100.0	-100.0	-66.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	-	100.0		
動作の反動無理な動作	2					5	5	29	9	4	12	9	2	2	2	1	4	1	1	36			
増減率(%)	200.0	-	-	-	-	400.0	500.0	-	12.5	-42.9	300.0	350.0	100.0	200.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	140.0		
上記以外	7	13	2	1	1	10	4	80	4	2	65	28	3	2	4	1	4	2	2	104			
	5	2	2	1	1	10	5	1	20	8	5	1	4	1	2	1	4	1	1	38			

(注1) 上記表の上段は本年4月末日現在(速報値)、下段は前年同期(速報値)、(注2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上(前年1)の災害。

※ 下記グラフの項目の「2021」は本年4月末日現在、「2020」は前年同期(速報値)



第13次立川署労働災害防止計画

3年度目（2020）Report

I 第13次立川署労働災害防止計画

国は、2018年度（平成30年度）を初年度とし、2022年度（令和4年度）までに2017年（平成29年）比で労働災害による死亡者数を15%以上減少、死傷者数（休業4日以上）を死傷年千人率で5%以上の減少を図ること等を目標とする「第13次労働災害防止計画」を策定し、これを受けて東京労働局では、「第13次東京労働局労働災害防止計画」を策定した。これらを踏まえ、立川労働基準監督署は、平成30年4月に、下記のとおり管内の状況等を踏まえた目標として「第13次立川署労働災害防止計画」（以下「立川署13次防」という。）を定め、労働災害防止対策を推進している。

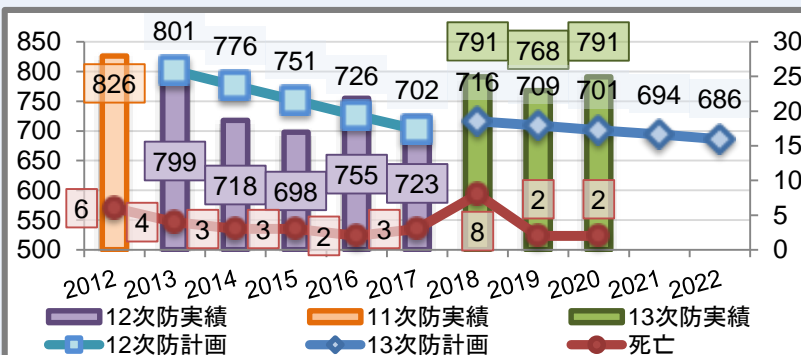
立川署13次防（2018年4月～2023年3月）

- 1) 死亡災害を2件以下にする（2022年まで15%以上減少させる）
- 2) 休業4日以上の労働災害の減少
2022年（令和4年）の死傷者数を686（2020年は701）人以下にする（2017年と比べ2022年までに5%以上減少）
- 3) 重点業種（製造業・建設業・陸上貨物運送事業・第三次産業）を設定し、あらゆる機会を通じて事業場に対する指導、支援等の強化を図る。

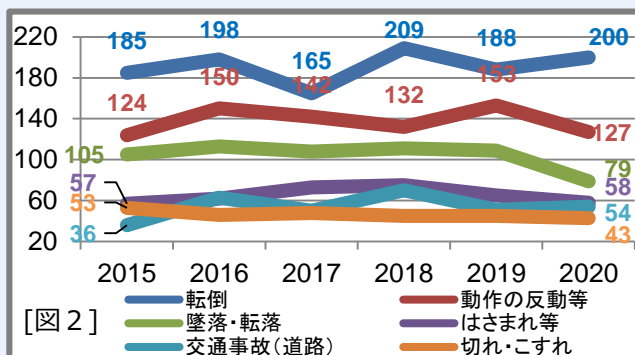
【小目標】

- ① 労働災害を各々、製造業64人以下、建設業76人以下、陸上貨物運送事業を114人以下に減少させる（5%減少）
また、建設業及び熱中症による死亡災害を発生させない。
- ② 第三次産業の労働災害を減少させる。【396人以下（2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる）】
※ 第三次産業における重点業種【小売業、社会福祉施設、飲食店、ビルメンテナンス業（以下「3次産業重点4業種」という）】をそれぞれ、小売業95人以下、社会福祉施設67人以下、飲食店35人以下、ビルメンテナンス業23人以下とする。
- ③ 腰痛災害の減少を図る。【社会福祉67人、陸上貨物5人以下（5%減少）】
- ④ ストレスチェックにかかる集団分析の活用割合の向上を図る。（60%以上）

【図1】 休業4日以上の労働災害件数の推移



【図2】 事故の型別発生状況の推移



II 立川署13次防3年度目（令和2年）における労働災害の状況と課題等

（1）令和2年の労働災害発生状況

令和2年の死傷者数は791人（確定値）と、目標である701人を上回り(+2.8%)、前年同期比3.0%増加(+23人)となった。

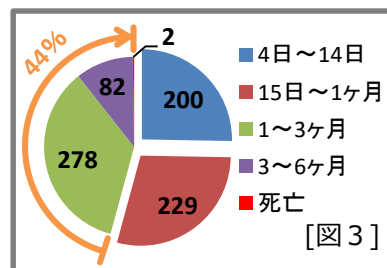
重点業種別では、製造業は全体では前年に引き続き減少（ただし、食料品製造業は増加）、建設業は大きく減少、陸上貨物運送事業は横ばい、第三次産業は全体では大きく増加となった。製造業83人（▲3.5%）、建設業53人（▲31.2%）、陸上貨物運送事業97人（±0%）、第三次産業{小売業139人（+11.9%）、社会福祉施設89人（▲18.3%）、飲食店42人（▲16.0%）、ビルメンテナンス業24人（▲27.3%）}

死亡災害は、目標を達成したものの2名の尊い命が失われている。

事故の型別では「転倒」が最も多く200人と全体の25.3%を占め、前年は減少に転じていたが再び増加となっている。以下、腰痛等に代表される「動作の反動、無理な動作」（127人、16.1%）、「墜落・転落」（79人、10.0%）、機械による発生が多い「はさまれ・巻き込まれ」（58人、7.3%）、「交通事故（道路）」（54人、6.8%）等である。また、休業1月以上の災害が全体の44%を占め、高い割合で重篤な災害が発生している。

「転倒」、「動作の反動、無理な動作」等の労働者の行動に起因する災害が、全体の4割を超えて発生しているため、引き続き「STOP転倒災害プロジェクト」、「あんぜんプロジェクト」等の推進を通じ、危険の見える化事例の周知を図るなどの取組が必要である。

製造業では各種機械の使用時において、指の切断、四肢の骨折等の重篤な災害が発生しており、発生原因には、安全カバーを設けていないことや機械を止めずに清掃を行うなど、機械の使用における安全対策の基本事項を怠ったことよって発生したものが多いことから、安全装置等の定期点検や補修等を適切に実施し、加えてリスクアセスメントによる予見危険性を適切に把握し、計画的な設備の改善等の管理が必要である。



[表1] 立川署13次防期間中の業種別労働災害発生状況（労働者死傷病報告による。）

	H29	H30	H31	R02	R03	R04	13次防 合計	前年 確定	前年との比較		H29との比較		R02目標との比較		割合
	確定値	確定値	確定値	確定値					増減値	増減率	増減値	増減率	目標値	増減率	
製造業	67	98	86	83	-	-	267	86	-3	-3.5%	+16	23.9%	65	27.7%	10.5%
食料品	31	52	47	49	-	-	148	47	+2	4.3%	+18	58.1%	-	-	6.2%
金属製品	3	7	4	2	-	-	13	4	-2	-50.0%	-1	-33.3%	-	-	0.3%
建設業	80	65	77	53	-	-	195	77	-24	-31.2%	-27	-33.8%	78	-31.7%	6.7%
建築工事	45	43	50	40	-	-	133	50	-10	-20.0%	-5	-11.1%	-	-	5.1%
土木工事	18	7	19	9	-	-	35	19	-10	-52.6%	-9	-50.0%	-	-	1.1%
その他の建設	17	15	8	4	-	-	27	8	-4	-50.0%	-13	-76.5%	-	-	0.5%
運輸交通業	144	135	115	114	-	-	364	115	-1	-0.9%	-30	-20.8%	-	-	14.4%
道路貨物	110	106	88	93	-	-	306	97	-	-	-23	-19.2%	116	-16.7%	12.3%
陸上貨物	10	6	9	4	-	-									
貨物取扱業	10	6	9	4	-	-	9	-5	-55.6%	-6	-60.0%	-	-	0.5%	
第三次産業	416	478	477	534	-	-	1,489	477	+57	11.9%	+118	28.4%	404	32.3%	67.5%
重点対象業種	100	122	88	139	-	-	349	88	+51	58.0%	+39	39.0%	97	43.3%	17.6%
小売業	69	75	109	89	-	-	273	109	-20	-18.3%	+20	29.0%	68	30.9%	11.3%
社会福祉	37	50	50	42	-	-	142	50	-8	-16.0%	+5	13.5%	36	16.7%	5.3%
飲食店	24	30	33	24	-	-	87	33	-9	-27.3%	-	-	23	3.1%	3.0%
ビルメンテナンス	30	34	37	36	-	-	107	37	-1	-2.7%	+6	20.0%	-	-	4.6%
その他三次産業(金融・警備)	6	9	4	3	-	-	16	4	-1	-25.0%	-3	-50.0%	-	-	0.4%
上記以外	6	9	4	3	-	-	16	4	-1	-25.0%	-3	-50.0%	-	-	0.4%
全産業	723	791	768	791	-	-	2,350	768	+23	3.0%	+68	9.4%	701	12.8%	100.0%

(2) 令和2年の重点業種ごとの労働災害発生状況等

製造業

全産業に占める労働災害発生件数の割合は10.5% (83人)である(※図13)。前年に比べ減少したが、業種目標値とした65人以下を達成することはできなかった(※表1)。

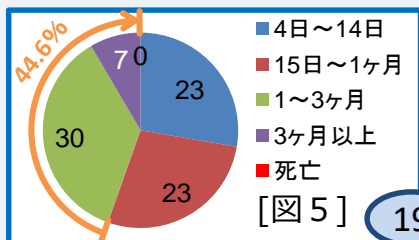
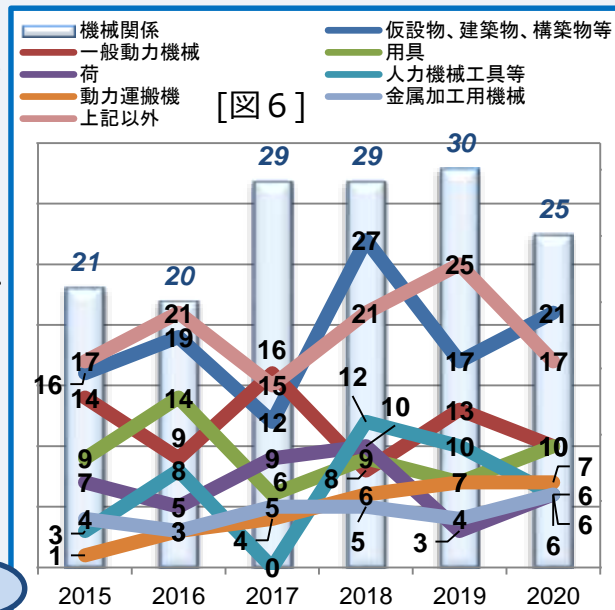
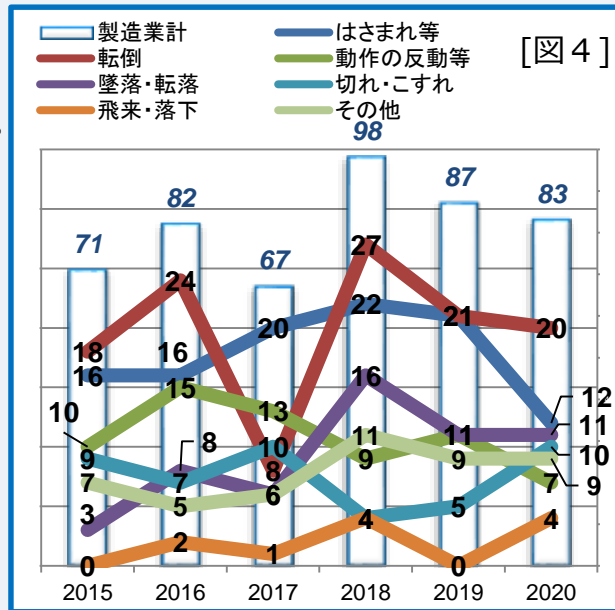
事故の型別では、「転倒」が最も多い(20人、24.0%)が、機械・設備に関わる「はさまれ・巻き込まれ」(12人、14.5%)と「切れこすれ」(10人、12.0%)を合わせると転倒を上回る状況にある(※図4)。

また、機械・設備に関わる災害は、休業1月以上が44.6%と重篤化傾向がみられる(※図5)。なお、製造業全体の発生件数の6割を超える食料品製造業では、食料品加工用機械の安全カバーを外して作業を行ったことにより、刃に接触して指を切断したものや稼働中の機械で加工物が詰まるなどのトラブルが発生した時に、機械を止めずに、手を機械に入れ、加工物を押し込むなどの作業を行って巻き込まれるなどの災害が発生している。

機械・設備に関わる労働災害防止には、安全カバーを外さない、トラブル発生時等には機械を確実に止めて対応するといった安全対策の基本動作の徹底と「機械の包括的な安全管理にかかる指針」、「機能安全による機械等に係る安全確保に係る技術上の指針」及び日本産業規格(JIS)などを参考に、機械等に係るリスクアセスメントを実施し、これに基づく措置の確実な実施が肝要である。

また、災害件数が最も多い「転倒」については、前年比では減少した(※図4)ものの、「床が濡れていた」、「通路上の台車や荷物につまずいた」など設備等の管理的要因によるものが多く発生していることから、適切な作業管理や作業環境管理を徹底することによる転倒災害防止対策が重要である。

起因物別では、就業する建物の通路や、作業場所等の「仮設物、建築物、構築物等」における災害が最も多く(25.3%)、以下、「一般動力機械(食品機械7人、プレス機械3人など)」(20.5%)、「動力運搬機(フォークリフト4人など)」(8.1%)等となっているが、その他の機械や設備を合わせた動力機械関係の災害は、30.1%を占める状況にある(※図6)。



建設業

全業種に占める労働災害発生件数の割合は6.7% (53人)である(※図13)。前年に比べ大きく減少し、当署の業種目標値とした78人以下を達成した(※表1)。

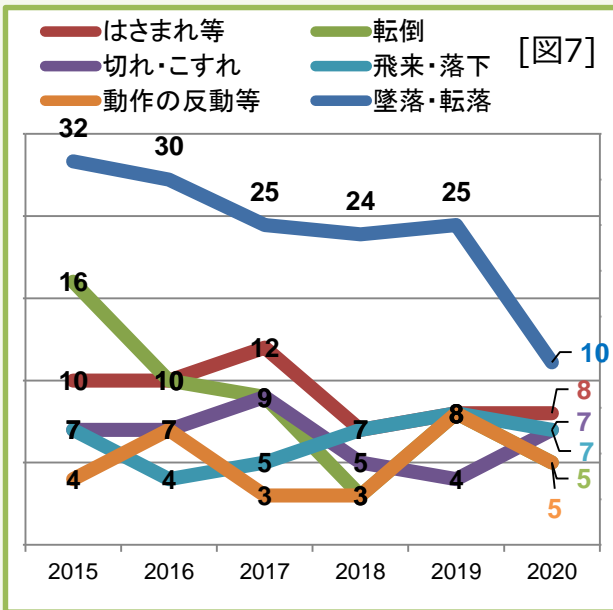
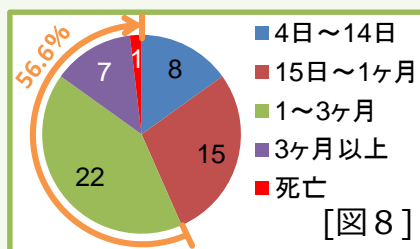
事故の型別では、前年比で大きく減少はしたものの「墜落・転落」が最も多く(10人、18.9%)、以下、「はさまれ等」、「切れ・こすれ」、「飛来・落下」、「動作の反動等」、「転倒」等となっている(※図7)。

起因物別では、「仮設物、建築物、構築物等」において最も多く(21人、18.9%)、以下、「用具」、「木材加工用機械」等となっている(※図9)。組み立て解体中に安全な昇降設備や床を設けず、さらに、墜落制止用器具を使用しないで作業していたことにより、足場、脚立、屋根等から墜落や転落したことによる災害のほか、転倒、回転する機械工具によるはさまれ、材料等の荷物を持ち上げた際の腰痛などの災害が特徴的である。

工事種別では、建築工事業が建設業の75.5%、土木工事業が同17.0%、その他、同7.5%である(※表1)。

建設業全体の災害は、休業1月以上が67.5%と重篤化傾向がみられ、また、熱中症による死亡災害も発生している(※図8)。

墜落制止用器具の使用及び取り付け設備の確実な設置、脚立等の安全な使用、回転機械工具の安全カバーの設置、使用開始前点検、安全作業手順書の整備等の徹底、熱中症対策が重要である。



陸上貨物運送事業

全産業に占める、労働災害発生件数の割合は、12.3% (97人)である(※図13)。前年に比べ、増減なし(±0人)で、業種目標値とした116人以下も達成した(※表1)。

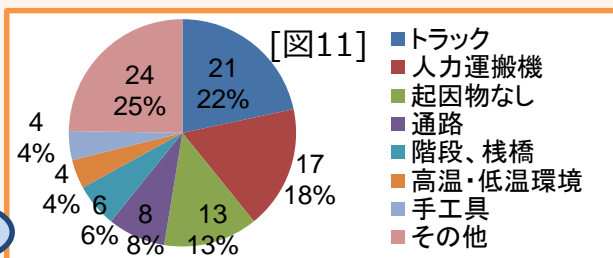
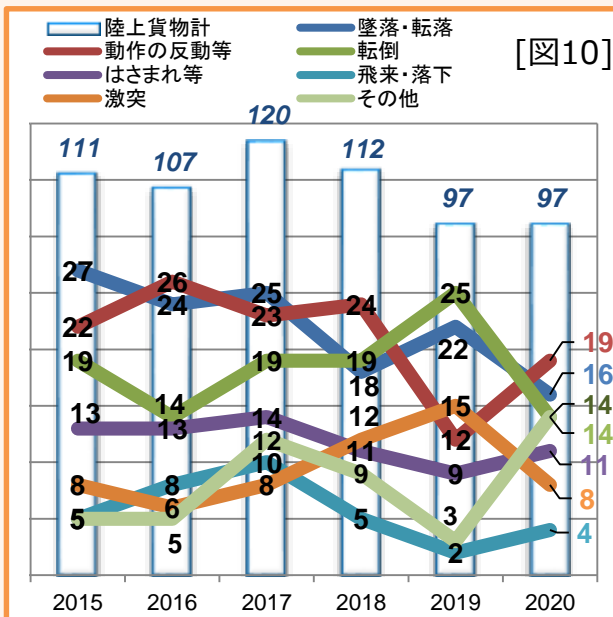
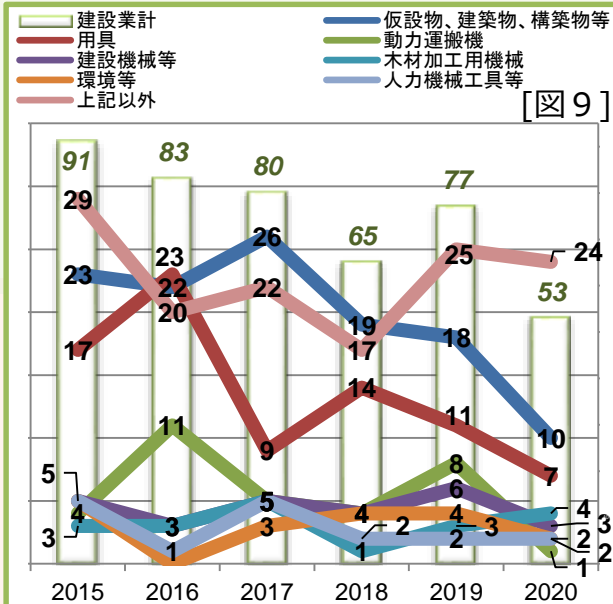
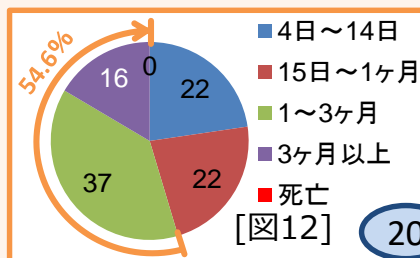
事故の型別では、荷の取扱い中の腰痛等に代表される「動作の反動・無理な動作」が最も多く(19人、19.6%)、前年比6割の増加となっている。以下、トラックの荷台や建物の階段などからの「墜落・転落」、段差、通路での「転倒」、ロールボックスパレットや台車、フォークリフトやトラックのテールゲートに挟まれる「はさまれ等」である(※図10)。当署管外事業者が荷の積込中、トラックが動き出し、トラックとプラットフォームにはさまれ死亡に至る災害が管内で発生している。

起因物別では、「トラック」が原因で発生したものが最も多く(21人、22%)、以下、台車等の「人力運搬機」、原因が人のみにある「起因物なし」、通路・階段、熱中症などの「高温低温環境」によるものとなっている。

これら災害は配送先や荷主の建物内の通路などで、荷の取扱中に階段やトラックの荷台などから墜落・転落、転倒したことなどが多いため、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく「荷役作業を行う労働者の遵守事項」の整備、「荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止対策」の策定、「荷役作業の安全衛生教育」の実施、「陸運事業者と荷主等との連絡調整」の実施が肝要である。

また、陸運事業者のみならず、荷主等が所有する建築物や設備の整備等の必要な労働災害防止措置の推進が必要である。

陸上貨物運送事業全体の災害は、休業1月以上が54.6%と重篤化傾向がみられる(図12)。



第三次産業

全産業に占める労働災害発生件数の割合は、67.5% (534人)である(※図13)。

前年に比べ57人増加(11.9%増)し、業種目標値とした404人以下を達成することはできなかった(※表1)。

また、小売業において、顧客に対する講習会で商品の自動二輪をデモ走行中に運転操作を誤り死亡に至る災害が発生している。

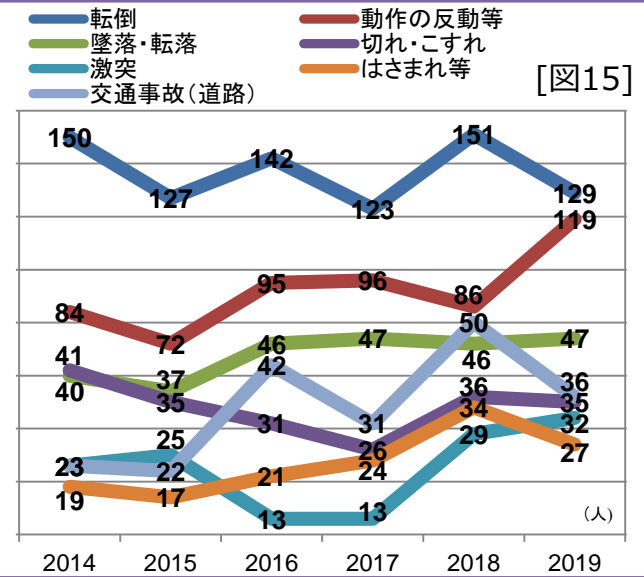
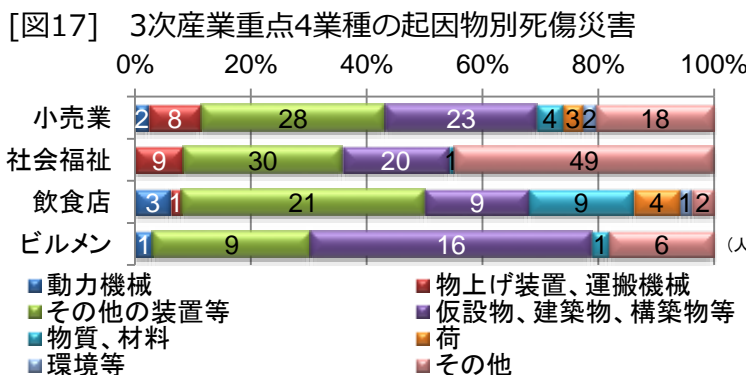
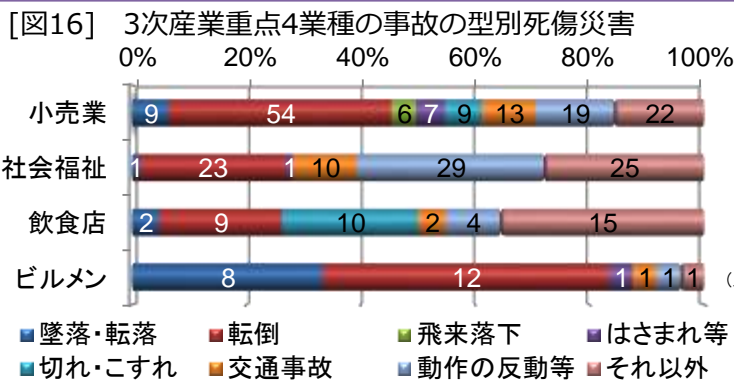
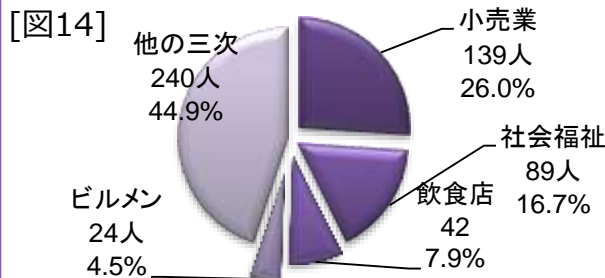
第三次産業のうち、3次産業重点4業種は、第三次産業の災害全体の55.1%、全産業でも37.2%を占めている(※図14)。

3次産業重点4業種の事故の型別では、4業種いずれにおいても「転倒」の割合が高く、3次産業重点4業種の災害の3分の1を占めているため、転倒災害防止対策が喫緊の課題である(※図16)。

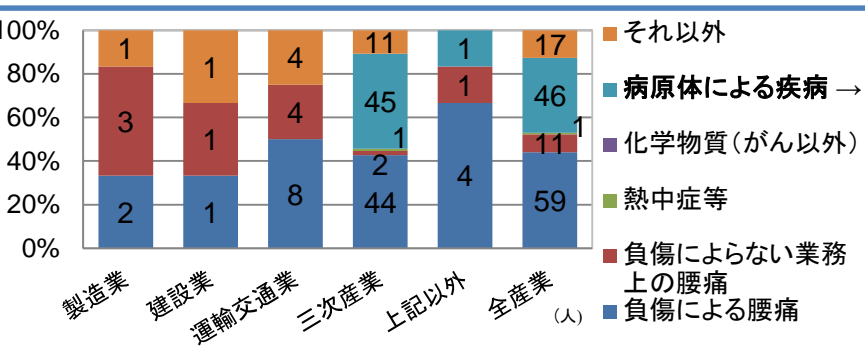
「安全推進運動」を積極的に展開し、危険の見える化や、労働災害防止にかかる安全意識の向上等、事業者及び労働者の意識改革等のため安全衛生方針の表明等の対策が引き続き肝要である。また、社会福祉施設に特徴がみられる「動作の反動等」も3次産業重点4業種中に占める割合が18.0%と多く発生していることから、「職場における腰痛予防対策指針」等による労働者への教育や作業方法等の作業管理の改善の取組が必要である。

3次産業重点4業種の起因物別では、建物の床、階段等の「仮設物、建築物、構築物」が23.1%、脚立、はしご、台車、自転車、工具、用具等を含めた「その他の装置等」が29.9%と多発発生しており、これらで53.1%を占める(※図17)。

建物内の転倒、荷の取扱いや介助中の腰痛等災害が多いことから、「STOP転倒災害プロジェクト」、「職場における腰痛予防対策指針」等による取組が引き続き必要である。

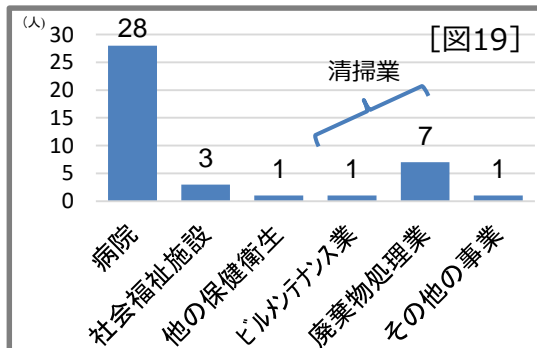


(3) 業種別職業性疾病発生状況



令和3年3月末現在、最も多く発生している職業性疾病は腰痛の70人で職業性疾病全体の52.2%に及ぶ。その他、熱中症、病原体による疾病等が発生している(※図18)。病原体による疾病はそのほとんどは新型コロナウイルス感染症によるものである。

(4) 業種別新型コロナウイルス感染症の状況



業種別の感染状況をみると、病院が最も多く28人(68%)、次いで清掃業8人(19.5%)等で施設清掃時の濃厚接触によるり患である(※図19)。



1 趣旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で94回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しており、令和2年の労働災害による死亡者数は3年連続で過去最少となる見込みである。

一方、休業4日以上労働災害による死傷者数は、高齢者の労働災害、転倒災害や「動作の反動・無理な動作」による労働災害が年々増加していることに加え、新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害の増加により、平成14年以降で最多となる見込みである。

このような状況において労働災害を減少させるためには、働く高齢者の増加等の就業構造の変化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会情勢の変化等に対応し、将来を見据えた持続可能な安全管理を継続して実施していく必要がある。

これにより、すべての働く方が安心して安全に働くことのできる職場の実現を目指すことを決意して、令和3年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場

2 期間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。実施にあたっては、マスク着用、手指消毒、いわゆる「3つの密」を避けるようにする等、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止対策を徹底することはもとより、各自治体等の要請等に従う。

7 主唱者、協賛者の実施事項 続き

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ^o等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」（7月1日）の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。実施にあたっては、マスク着用、手指消毒、いわゆる「3つの密」を避けるようにする等、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止対策を徹底することはもとより、各自治体等の要請や業界団体が作成する「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等に従う。

(1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥ 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

(2) 継続的に実施する事項

① 安全衛生活動の推進

ア 安全衛生管理体制の確立

- (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
- (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- (エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

イ 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ 自主的な安全衛生活動の促進

- (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- (イ) 職場巡視、4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）、K Y（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ リスクアセスメントの実施

- (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- (イ) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベル でアクション」の取組の推進）

オ その他の取組

- (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実
- (ウ) 策定予定の「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
- (ウ) 職場点検、4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）、K Y（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
- (エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

イ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- (ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
- (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
- (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- (エ) トラックの逸走防止措置の実施
- (オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

ウ 建設業における労働災害防止対策

- (ア) 一般的事項
 - a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用
 - b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- (イ) 自然災害からの復旧・復興工事の労働災害防止対策
 - a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

工 製造業における労働災害防止対策

- (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- (イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- (ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- (エ) 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- (オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

オ 林業の労働災害防止対策

- (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

③ 業種横断的な労働災害防止対策

ア 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- (ア) 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施
- (イ) 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- (ウ) 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- (エ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施

イ 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）

- (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施
- (エ) 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用

ウ 交通労働災害防止対策

- (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

エ 熱中症予防対策（STOP！熱中症クールワークキャンペーン）

- (ア) WBGT値（暑さ指数）の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施
- (イ) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
- (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
- (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認
- (オ) 熱中症予防に関する教育の実施
- (カ) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請
- (キ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

～ 全国安全週間に向けて取り組む皆さまへ ～

新型コロナウイルス感染症対策について 十分留意しながら実施するようお願いします

◇全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的として実施しています。本年は、特に新型コロナウイルス感染症対策について十分留意しながら、取り組んでいただくようお願いします。

「全国安全週間」 7月1日（木）～7月7日（水）まで
「準備期間」 6月1日（火）～6月30日（水）まで

次の「3つの密」を避けることを徹底し、全国安全週間の実施に取り組んでください。

- ①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
- ②密集場所（多くの人が密集している）
- ③密接場面（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

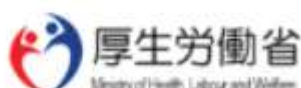
◇全国安全週間実施要綱の9（1）で、全国安全週間と準備期間中に各事業場で実施する事項を掲げています。

◇特に、実施事項の中には、「安全大会等での経営トップによる安全への所信表明」、「安全パトロールによる職場の総点検」、「講演会等の開催」、「職場見学等の実施」など、「3つの密」の場面になる事項もあります。

◇例えば、「大会や講演会などのイベント開催の中止または延期」、「多数が参加する安全パトロール、職場見学など社内行事の中止、延期または開催形式の見直し、参加者の限定」、「テレビ会議などの積極的活用」などの対応により、「3つの密」を避けて取り組んでいただくよう、お願いします。

◇職場での新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するため、チェックリストを作成しました。チェックリストを活用頂き、事業場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策をお願いします。

チェックリストはこちら →



⇒ 裏面もご覧ください

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す～取組の5つのポイント～が実施できているか確認しましょう。
- ～取組の5つのポイント～は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染防止対策の実践例**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「**職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策相談コーナー**」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば <input checked="" type="checkbox"/>	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。



都道府県労働局・労働基準監督署

R3.5

職場における感染防止対策の実践例

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

※ 職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

休憩所での対策（小売業）



▶ 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーティションで区切り、座席も密にならないよう二人掛けにし、対面にならないよう斜めに配置した。

昼休みの時差取得（製造業）

班別	就業時間	休憩時間	休憩時間
1班	7:30 ~ 20:00	① 11:00 ~ 12:30	8:30分
2班	16:00 ~ 1:00	② 20:00 ~ 21:30	8:30分

※ 休憩時間内3密回避のため、休憩室を2つに分けることとした。

▶ 休憩時間の3密回避のため、労務協議の上、休憩時間帯を2つに分けることとした。

○ 感染防止のための基本的対策

入館時の手指等の消毒（宿泊業）



▶ 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

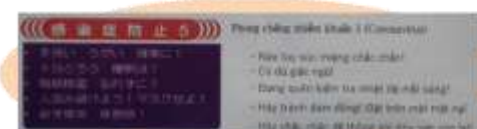
複数人が触る箇所の消毒（製造業）



▶ 複数人が触る可能性のある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

○ その他の取り組み

外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）



▶ 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

テレワークの積極的な活用について

- ▶ 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- ▶ さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- ▶ こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

リーフレットは
厚生労働省ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における感染防止対策の実践例

○ 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成（製造業）



- ▶ 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。
- 【手順】
- ① 感染リスクのある社員
- ② 自宅待機
- ③ 濃厚接触者の把握
- ④ 消毒
- ⑤ 関係先への通知など



体調確認アプリの活用（その他の事業）



▶ 従業員が日々の体温等の体調を入力し、管理者が入力状況を確認できるアプリを活用して、体調に異常のある者に対して在宅勤務やかりつけ医への電話相談等の対応を促している。

※ 本事例では、長崎県経営管理チャットサービス（N-CHAT）を使用

サーマルシステムの導入（社会福祉法人）



▶ サーマルシステムを扉型受付入口に設置し、検温結果が37.5℃以上の者の入場を禁止している。本システムでは、マスクの着用や検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。

○ 密とならない工夫

ITを活用した対策（建設業）



▶ スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を避けたコミュニケーションをとるようにした。

ITを活用した説明会の開催（その他の事業）



▶ WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。

▶ 対面での参加者に対して、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- ▶ このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- ▶ 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- ▶ 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- ▶ 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐに行えることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項目	内容	確認
1	従業員が日々の体温等の体調を入力し、管理者が入力状況を確認できるアプリを活用して、体調に異常のある者に対して在宅勤務やかりつけ医への電話相談等の対応を促している。	はい/いいえ
2	感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有している。	はい/いいえ
3	サーマルシステムを扉型受付入口に設置し、検温結果が37.5℃以上の者の入場を禁止している。	はい/いいえ
4	WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催している。	はい/いいえ
5	スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用している。	はい/いいえ
6	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っている。	はい/いいえ
7	休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーティションで区切り、座席も密にならないよう二人掛けにし、対面にならないよう斜めに配置している。	はい/いいえ
8	休憩時間の3密回避のため、労務協議の上、休憩時間帯を2つに分けることとした。	はい/いいえ
9	複数人が触る可能性のある機械のスイッチ類を定期的に消毒している。	はい/いいえ
10	建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図っている。	はい/いいえ

チェックリストは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能
です。



職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間 平日（月～金曜日） 午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-888-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

※雇用調整助成金の特別措置に関するお問い合わせはこちら
＜学校休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター＞

0120-60-3999

建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止

～建設現場におけるマスク等の正しい選び方、使い方について～

建設現場で必要な対応

混在作業が行われる建設現場では、マスク等の着用も含め、一人ひとりの感染防止に向けた対応が職場全体の感染リスクを抑えることにつながります。

換気の悪い屋内空間において複数人で作業を行う場合にはマスク等を着用する必要がありますが、**単独作業の場合や屋外で他の作業員と十分な距離（2m以上）が確保できる場合などでは、熱中症予防の観点からマスク等を外した方がよい場合も考えられます。**

熱中症予防に配慮した上で、感染防止を図るには、「マスク等を着用する場面」、「マスク等の選び方」、「正しい着用方法」を作業員一人ひとりに徹底することが重要です。

1 作業に応じたマスク等の選び方

① マスク等の種類と特性

マスク等は、飛沫の飛散防止、飛沫の吸入防止のために着用するものですが、様々な種類のものがあります。市販の不織布マスクをはじめ、一般に使用されているマスク等を建設現場で使用すること想定した場合の特性をまとめると次のとおりです（※1）。

「◎：優れている」、「○：良好」、「△：普通」、「×：やや劣る」

	顔面への密着	フィルタの密度	飛沫吸引防止	飛沫飛散防止	呼吸しやすさ	快適さ/蒸し暑さ
不織布マスク	△	◎	○	◎	×	△
布マスク	△	△～◎	△	○	△	△
ウレタンマスク	△	△	△	○	△	○
マウスシールド	×	×	×	×	◎	◎
フェイスシールド	×	×	×	△	◎	◎
ネックガード	△	△	△	○	○	○
取替え式防じんマスク(※2)	◎	◎	◎	◎	×	×
使い捨て式防じんマスク(※2)	○	◎	◎	◎	×	△

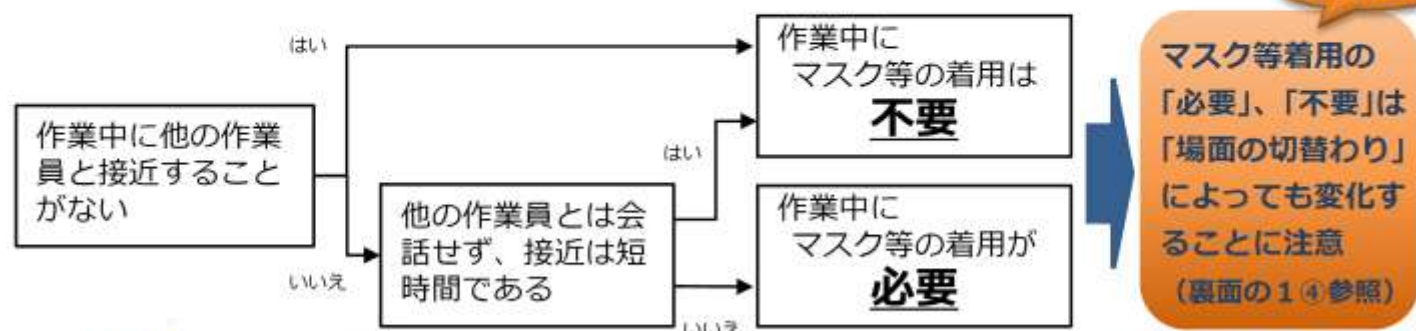
（※1）令和2年度厚生労働科学特別研究事業「建設現場での作業等におけるプロテクタの選定・使用ツールキットの開発に関する調査研究」をもとに作成したもので、調査研究は一部の製品を対象として測定を行った結果を取りまとめたものであり、個々の製品によっては上記の表とは特性が異なる場合があります。

（※2）一定の作業の際は、労働安全衛生関係法令に基づき、防じんマスクの着用が義務付けられています。

② マスク等を着用すべき場面

建設現場における作業は、単独作業や他の作業員と十分な距離（2m以上）をとって行われる場合がある一方、「朝礼」や「作業工程の確認」などのほか、「休憩・食事」、「工事用エレベータでの集団での移動」など、作業員同士が近くに集まる場面もあります。

管理者は、個々の作業が行われる状況を踏まえ、**マスク等を着用すべき場面を特定し、作業員一人ひとりに周知してください。**



③作業負荷とマスク等着用による熱中症リスク

マスク等の着用による新型コロナウイルスの感染防止効果や熱中症発症リスクについては、現時点では定量的に明らかになっていませんが、令和2年度に実施した研究(※)の結果、以下のようなことが分かっています。

- ①マスク等の着用により呼吸時の負担感が増加し、飛沫飛散防止等の効果が高いものでは息苦しさを強く感じる
- ②軽い負荷の運動では、マスク等の有無により深部体温の上昇には差がない
- ③マスク等の内部の「酸素濃度の低下」、「二酸化炭素濃度の上昇」が見られた(軽い負荷の運動では血液中のガス濃度に影響はないが、高負荷作業には注意が必要)

(※) 令和2年度厚生労働科学特別研究事業「建設現場での作業等におけるプロテクタの選定・使用ツールキットの開発に関する調査研究」

④マスク等の選定に当たっての考え方

○ マスク等の選定に当たって考慮すべき事項

飛沫飛散防止等の効果が高いマスク等を着用していても、作業中の息苦しさを和らげるため、顔とマスク等との間に隙間を作った場合には感染防止効果が低下します。

マスク等の選定に当たっては、①作業負荷のほか、②作業時の人との距離、③作業場所の状況、④連続作業時間、⑤コミュニケーションの取りやすさなどにも留意しましょう。

○ マスク等が必要な場面への備え

休憩や昼食、作業連絡、車両やエレベータでの移動などの際に他の作業員と十分な距離が確保できない場合には、マスク等の着用が必要になります。マスク等の着用が不要な作業であっても、「場面の切替わり」に備え、マスク等を携帯しましょう。

⑤マスク等の着用状況と接触感染

マスク等を着用しない、又は飛沫飛散防止効果が低いマスク等を着用して作業を行った場合、作業対象や工具等に飛沫が付着する可能性が高まります。複数の作業員が共用する工具等や操作盤などについては接触感染防止のため、こまめに消毒しましょう。

2 マスク等の正しい付け方と効果

作業中の息苦しさをから「あごに掛ける」、「鼻を出す」など、正しい方法で着用しなかった場合、マスク等の感染防止効果が低下します。マスク等は正しい方法で着用し、息苦しさを感じた場合にはマスク等を外せる環境で休憩をとるようにしましょう。



3 現場管理者の役割

①計画段階での検討

計画段階から、換気の悪い室内での作業や作業員同士が接近する機会を減らすよう努めましょう。

(例) 朝礼の工夫、作業時間帯や休憩時間の分散、マスクを外せる休憩場所の確保等

②現場でのルール化

熱中症予防と感染防止に向けた現場のルールを定め、徹底しましょう。

(例) マスク等を着用すべき場所の掲示、休憩場所の使い方、職場外での留意事項等

安全衛生管理体制の確立

事業場の安全衛生を確保するためには、労働安全衛生法令の遵守はもとより、事業場の自主的な安全衛生活動への取り組みが必要です。

効果的な安全衛生を行うには、経営トップが各級管理者の役割、権限などを明確することです。

①経営トップは安全衛生基本方針を表明しましょう

経営トップ自らの安全衛生に対する姿勢が事業場の安全衛生のレベルを決定します。経営トップは安全衛生基本方針を表明し、労働者へ周知しましょう。

②安全衛生に係る目標を設定し、計画を作成しましょう。

経営トップの安全衛生基本方針に基づいて、事業場における安全衛生に係る目標を設定し、目標の達成に向けた年間安全衛生計画を作成しましょう。(P26参照)

③安全衛生管理体制を確立しましょう。

労働安全衛生法では、業種、事業場規模などによって総括安全衛生管理者や安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生推進者、衛生推進者などの選任を義務付けています。選任した場合は、その職務を明確にし、職務の遂行に必要な権限を与えましょう。



業種	〈令2条1号の業種〉 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業	〈令2条2号の業種〉 製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	〈令2条3号の業種〉 その他の業種
規模 (労働者数)			
1000人～	<p>事業者</p> <p>↓ 選任</p> <p>総括安全衛生管理者 (安衛法10条)</p> <p>↓ 指揮</p> <p>安全管理者 (安衛法11条) 衛生管理者 (安衛法12条) 産業医 (安衛法13条)</p>	<p>事業者</p> <p>↓ 選任</p> <p>総括安全衛生管理者</p> <p>↓ 指揮</p> <p>安全管理者 衛生管理者 産業医</p>	<p>事業者</p> <p>↓ 選任</p> <p>総括安全衛生管理者</p> <p>↓ 指揮</p> <p>衛生管理者 産業医</p>
300～999人			
100～299人	<p>事業者</p> <p>↓ 選任</p> <p>安全管理者 衛生管理者 産業医</p>	<p>事業者</p> <p>↓ 選任</p> <p>安全管理者 衛生管理者 産業医</p>	<p>事業者</p> <p>↓ 選任</p> <p>衛生管理者 産業医</p>
50～99人			
10～49人	<p>事業者</p> <p>↓ 選任</p> <p>安全衛生推進者 (安衛法12条の2)</p>	<p>事業者</p> <p>↓ 選任</p> <p>安全衛生推進者</p>	<p>事業者</p> <p>↓ 選任</p> <p>衛生推進者</p>
1～9人	<p>事業者</p>	<p>事業者</p>	<p>事業者</p>

※労働者には、常時使用するパート・アルバイト等及び派遣労働者を含みます。

労働安全衛生マネジメントシステム

「災害ゼロ」から「危険ゼロ」へ 自主的な活動による安全衛生水準の向上を図りましょう

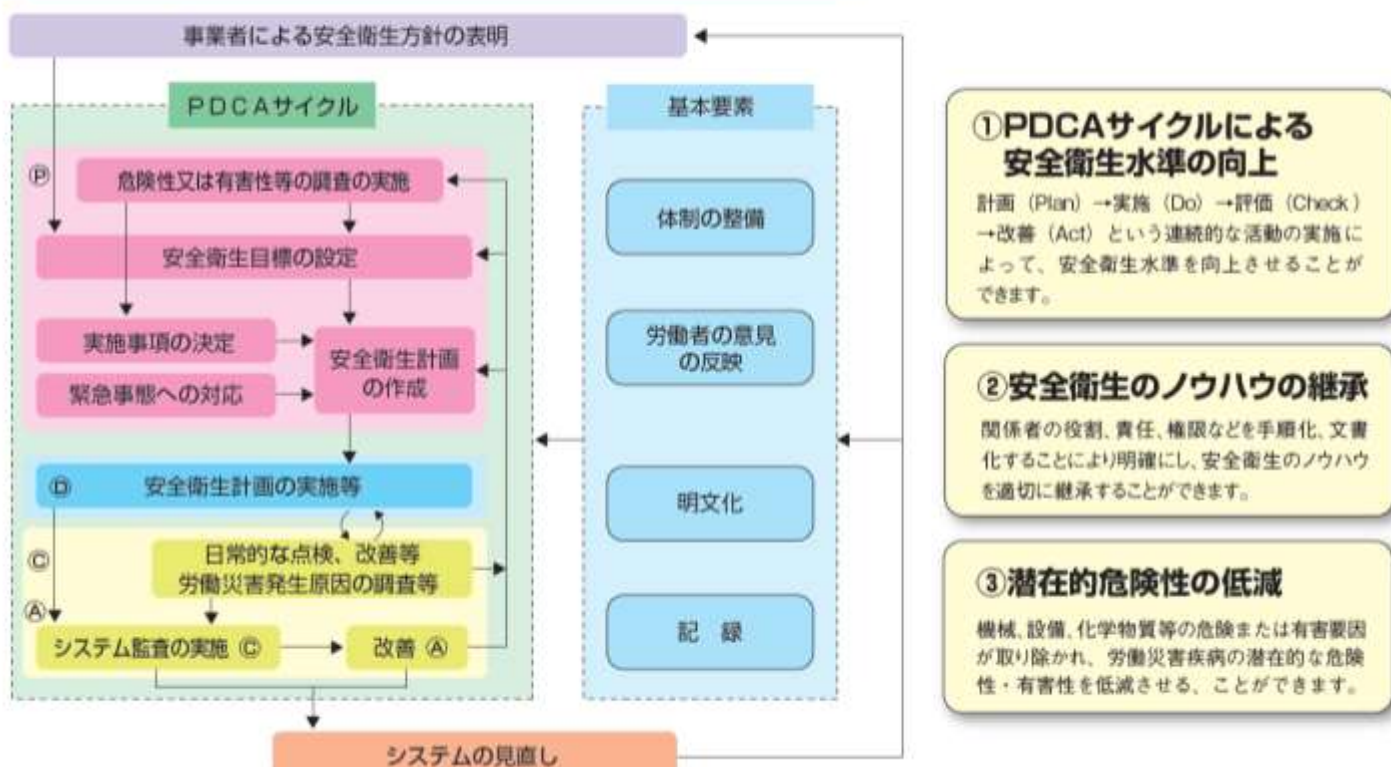
労働安全衛生マネジメントシステムとは、安全衛生水準の向上を図るため、事業場において職場の危険有害要因を合理的かつ体系的に減少させ、組織的に継続して安全衛生管理を実施するため、事業者が労働者の協力のもとに「計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－改善（Act）」一連の過程を定め、取り組むことです。

労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針の概要

「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（改正 平成18年3月10日付け厚生労働省告示第113号）」

- ①安全衛生方針を表明する。
- ②機械、設備、化学物質等の危険又は有害要因を特定し、それを除去又は低減するための実施事項を特定する。
- ③安全衛生方針に基づき、安全衛生目標を設定する。
- ④②の実施事項と③の安全衛生目標等に基づき、安全衛生計画を作成する。
- ⑤安全衛生計画を実施及び運用する。
- ⑥安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善を行う。
- ⑦定期的に労働安全衛生マネジメントシステムについて監査や見直しを行い改善する。
- ⑧②～⑦を繰り返して、継続的に実施する（PDCAサイクル）。

労働安全衛生MSの流れ図



労働安全衛生法に基づく教育

1	雇入れ時の安全衛生教育	安衛法第59条1項、規則35条
2	作業変更時の安全衛生教育	安衛法第59条2項、規則35条
3	特別教育*	安衛法第59条3項、規則36条
4	職長教育	安衛法第60条、施行令19条、規則40条
5	危険又は有害業務従事者の安全衛生教育	安衛法第60条の2、規則40条の2
6	労働災害防止従事者の能力向上教育	安衛法第19条の2、規則24条
7	健康教育	安衛法第69条
8	労働災害防止業務従事者講習	安衛法第99条の2

メンタルヘルスにかかる教育も忘れずに！

*事業者が行う特別教育について

- ①特別教育の細目は、厚生労働大臣が定める「安全衛生特別教育規程」（改正 厚生労働省告示第363号）に基づいて実施すること（労働安全衛生規則第39条）。
- ②特別教育を行ったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、3年間保存すること（労働安全衛生規則第38条）。

労働安全衛生法では、一定の危険な作業を伴う業務を就業制限業務とし、これらの業務については、一定の資格（免許を受けた者や技能講習を修了した者）を有するものでなければ就業させてはならないことになっています（安全衛生法第61条第1項）。

*就業制限に係る業務は労働安全衛生法施行令第20条に定められています。

安全作業マニュアルの遵守状況の確認などについて

- **基本的な安全管理の取組が徹底されていないことにより死亡に至った災害が散見されます。**

災害事例	基本的な安全管理の取組
配達先のスーパーマーケットで、荷受け口付近にトラックを止め、荷台に乗って荷おろし作業を行っていたところ、勾配によりトラックが後方に動き出したため、トラックの後方から制止しようとしたが、トラックに轢かれたもの。	パーキングブレーキの使用等の逸走防止措置を講じること。
加工機のシリンダーロールを停止せずに、シリンダーロールの表面の調整を行おうとしたところ、シリンダーロールとゴムロールの間に腕を巻き込まれたもの。	調整作業の際に、シリンダーロールを停止させること。



- 各事業場で整備している安全作業マニュアルについて、労働者への教育や、掲示等による見える化、朝礼・ミーティング、安全パトロールなどを通じて、労働者への周知をお願いします。
- 安全作業マニュアルの遵守状況の確認をお願いします。

リスクアセスメントの実施支援システム



リスクアセスメントの実施支援システム(建設)



リスクアセスメント実施のための手引き、規程(例)



化学物質を取扱う事業場の皆さまへ

リスクアセスメントを実施しましょう

平成28年6月1日施行の改正労働安全衛生法に基づき、化学物質（労働安全衛生法施行令別表第9に掲げる物質等）について、以下の3点が義務づけられています

- ◆ 事業場における 【 リスクアセスメントの実施 】
- ◆ 譲渡・提供時の 【 安全データシート（SDS）の提供 】
- ◆ 譲渡・提供時の 【 容器等へのラベル表示 】



化学物質を取り扱う事業場では・・・

**ラベルで
アクション**

運動実施中



製品が来る



ラベルを見る



アクション
今すぐ**安全対策**

危険性・有害性のある化学品には下記の絵表示(GHSラベル)があります。



容器等のラベルに危険有害性を示す**GHS絵表示**のついている製品については、メーカー等から提供される**安全データシート(SDS)**を確認し、人体に及ぼす作用や取扱い上の注意を把握しましょう。

SDS等の情報を基に、その化学物質の取扱い業務について**リスクアセスメント**を実施しましょう。

化学物質の危険有害性の情報が適切に伝達され、事業者がその取り扱い状況に応じて適切に管理できるようにすることが重要です。

	絵表示	代表的な危険性・有害性	代表的な注意事項の例
危険性	 (爆弾の爆発)	爆発物:大量爆発危険性 爆発物:火災、爆風又は飛散危険性 熱すると爆発のおそれ	禁煙。 高温、スパーク、火種を近づけないこと。 火災の場合は、退避すること。 内容物/容器を法令にしたがって廃棄すること。
	 (炎)	極めて可燃性の高いガス・エアゾール 引火性の高い液体および蒸気 可燃性固体 熱すると火災のおそれ 空気に触れると自然発火のおそれ 水に触れると可燃性ガスを発生	禁煙。 高温、スパーク、火種を近づけないこと。 換気の良い場所で保管すること。
	 (円上の炎)	発火又は火災助長のおそれ 火災又は爆発のおそれ 火災助長のおそれ	禁煙。 燃えるものから遠ざけること。 隔離して保管すること。
	 (ガスボンベ)	高圧ガス:熱すると爆発のおそれ 深冷液化ガス:凍傷又は傷害のおそれ	日光から遮断し、換気の良い場所で保管すること。 耐寒手袋および保護面または保護眼鏡を着用すること。
	 (腐食性)	金属腐食のおそれ 重篤な皮膚の薬傷 重篤な眼の損傷	他の容器に移し替えないこと。 皮膚、眼に付けないこと。 取り扱い後はからだをよく洗うこと。 保護衣、保護手袋、保護眼鏡を着用すること。
健康有害性	 (どくろ)	飲み込む、吸入する又は皮膚に接触すると 生命に危険あるいは有毒	吸入しないこと。 口に入れたり、皮膚に付けないこと。 屋外または換気の良いところでのみ使用すること。 マスク、保護衣、保護手袋を着用すること。 施錠して保管すること。
	 (健康有害性)	遺伝性疾患のおそれ 発がんのおそれ 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ 吸入するとアレルギー、喘息、呼吸困難を 起こすおそれ 臓器の障害 飲み込んで気道に侵入(誤えん)すると生命に 危険のおそれ	皮膚に付けないこと。 吸入しないこと。 マスク、保護手袋、保護衣を着用すること。 換気すること。 身体に異常が見られる、ばく露の懸念がある場合、 医師の診察を受けること。
	 (感嘆符)	飲み込む、吸入する又は皮膚に接触すると有害 強い眼刺激、皮膚刺激 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ 呼吸器への刺激又は眠気やめまいのおそれ	吸入を避けること。 気分が悪い時は医師に連絡すること。 保護具を着用すること。
環境有害性	 (環境)	水生生物に非常に強い毒性	環境への放出を避けること。 内容物/容器を法令にしたがって廃棄すること。
		オゾン層を破壊し、健康及び環境に有害	回収またはリサイクルに関する情報について製造者 または供給者に問い合わせること。

注:代表的な事項を抜粋し記載しております。

外部機関の活用

ホームページにより確認してから活用してください。

無料

独立行政法人 労働者健康安全機構 *有料となる
東京産業保健総合支援センター 場合もあります

事業場で産業保健活動に携わる「産業医、産業看護職、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などの方々」を対象に「産業保健研修」や「専門的な相談」などの支援を行っています。

産業保健スタッフに対する「専門的研修の実施」

産業保健スタッフからの「専門的相談への対応」

メンタルヘルス対策の普及促進のための「個別訪問支援」

治療と職業生活のための「両立支援活動」

地域産業保健センター

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを行っています。都内18労働基準監督署(支署)管轄区域毎に設置されています。

労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談

健康診断の結果について医師からの意見聴取

長時間労働者や高ストレス者に対する面接指導

個別訪問による産業保健指導の実施

大企業の営業所等で労働者数50人未満の事業場においては、本社等で選任されている産業医等の協力を得られるようにお願いします。

有料

中央労働災害防止協会

中央労働災害防止協会は労働災害防止団体法に基づき設立されています。

1 安全衛生意識高揚のための運動の展開

2 企業の指導者、安全衛生スタッフの養成

3 専門家による技術支援の実施

4 安全衛生情報の提供

5 労働災害防止のための調査研究等

6 ゼロ災運動の展開

7 心身両面による健康・快適職場づくりの推進

有料

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

労働安全衛生法に定められた厚生労働大臣の行う国家試験に合格し、労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント名簿に登録された労働安全衛生の高度の専門家です。

こんな時に活用できます

- 労働災害が発生したとき
- 労働安全衛生マネジメントを導入するとき
- 機械設備や化学物質のリスクアセスメントを行うとき

- 機械設備や作業環境の改善を行うとき
- 安全衛生後援や安全衛生教育の講師が必要なとき
- 安全衛生管理規程や作業手順の作成を行うとき
- 安全衛生管理活動の活性化 等

有料

公益社団法人 日本作業環境測定協会

日本作業環境測定協会は作業環境測定法に基づき、作業環境測定士および作業環境測定機関の業務の進歩改善に資する事などを目的として設立されています。

作業環境測定士による測定が義務付けられている指定作業場

- 土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場
- 放射線業務を行う作業場所（放射性物質取扱作業室、事故由来廃棄物等取扱施設）
- 一定の鉛他金属類取扱業務の屋内作業場

- 特定化学物質（第1類物質または第2類物質）製造し、または取扱う屋内作業場
- 有機溶剤（第1種有機溶剤または第2種有機溶剤）を製造し、または取扱う一定の業務を行う屋内作業場

- このチェックリストは、労働者にテレワークを実施させる事業者が安全衛生上、留意すべき事項を確認する際に活用いただくことを目的としています。
- 労働者が安全かつ健康にテレワークを実施する上で重要な事項ですので、全ての項目に即がけのように努めてください。
- 「法定事項」の欄に「◎」が付されている項目については、労働安全衛生関連法令上、事業者が実施が義務付けられている事項ですので、不十分な点があれば改善を図ってください。
- 適切な取組が継続的に実施されるよう、このチェックリストを用いた確認を定期的（半年に1回程度）に実施し、その結果を衛生委員会等に報告してください。

※ すべての項目について確認し、当てはまるものに◎を付けてください。

項目	目	法定事項
1 安全衛生管理体制について		
(1) 衛生管理者等の選任、安全・衛生委員会等の開催		
<input type="checkbox"/>	業種や事業規模に応じ、必要な管理者的選任、安全・衛生委員会等が開催されているか。	◎
<input type="checkbox"/>	常時使用する労働者数に基づき事業場規模の判断は、テレワーク中の労働者も含めて行っているか。	◎
<input type="checkbox"/>	衛生管理者等による管理や、安全・衛生委員会等における調査事項は、テレワークが通常の勤務とは異なる点に留意の上、行っているか。	
<input type="checkbox"/>	自宅等における安全衛生上の問題（作業環境の大きな変化や労働者の心身の健康に生じた問題など）を衛生管理者等が把握するための方法をあらかじめ定めているか。	
(2) 健康相談体制の整備		
<input type="checkbox"/>	健康相談を行うことができる体制を整備し、相談窓口や担当者の連絡先を労働者に周知しているか。	
<input type="checkbox"/>	健康相談の体制整備については、オンラインなどテレワーク中の労働者が相談しやすい方法で行うことができるよう配慮しているか。	
<input type="checkbox"/>	上司等が労働者の心身の状況やその変化を的確に把握できるように取組を行っているか（定期的なオンライン面談、電話による定期的な報告指示等）	
2 安全衛生教育について		
(1) 雇入れ時の安全衛生教育		
<input type="checkbox"/>	雇入れ時にテレワークを行わせることが想定されている場合には、雇入れ時の安全衛生教育にテレワーク作業時の安全衛生や健康確保に関する事項を含めているか。 ※ 作業内容に大幅な変更が生じる場合には、必ず実施してください。	◎
(2) 作業内容変更時教育		
<input type="checkbox"/>	テレワークを初めて行わせる労働者に対し、作業内容変更時の安全衛生教育を実施し、テレワーク作業時の安全衛生や健康確保に関する事項を教育しているか。	
(3) テレワーク中の労働者に対する安全衛生教育		
<input type="checkbox"/>	テレワーク中の労働者に対してオンラインで安全衛生教育を実施する場合には、令和3年1月25日付け基安発0125第2号、基安発0125第1号、基安発0125第1号「インターネット等を活用したオンライン等により行われる労働安全衛生法に基づく安全衛生教育等の実施について」に準じた内容としているか。	
3 作業環境		
(1) サテライトオフィス型		
<input type="checkbox"/>	労働安全衛生規則や事務所衛生基準規則の衛生基準と同等の作業環境となっていることを確認した上でサテライトオフィス等のテレワーク用の作業場を確保しているか。	◎
(2) 自宅		
<input type="checkbox"/>	別添2のチェックリスト（労働者用）を参考に労働者に自宅の作業環境を確認させ、問題がある場合には労働者が協力して改善に取り組んでいるか。また、改善が困難な場合には適切な作業環境や作業姿勢等が確保できる場所での作業を行うことができるよう配慮しているか。	
(3) その他（モバイル勤務等）		
<input type="checkbox"/>	別添2のチェックリスト（労働者用）を参考に適切な作業環境や作業姿勢等が確保できる場所を指定するよう労働者に周知しているか。	

項目	目	法定事項
4 健康確保対策について		
(1) 健康診断		
<input type="checkbox"/>	定期健康診断、特定業務従事者の健康診査等必要な健康診断を実施しているか。	◎
<input type="checkbox"/>	健康診断の結果、必要な事後措置は実施しているか。	◎
<input type="checkbox"/>	労働者、自宅や通所などでテレワークを行っている者の健康診断受診に当たっての負担軽減に配慮しているか。（労働者が健康診断を選択できるようにする等）	
(2) 長時間労働者に対する医師の面接指導		
<input type="checkbox"/>	関係通告に基づき、労働時間の状況を把握し、遅40時間を超えて労働させた期間が90時間超の労働者に対して状況を通知しているか。	◎
<input type="checkbox"/>	遅40時間を超えて労働させた期間が80時間超の労働者から申告があった場合には医師には医師による面接指導を実施しているか。	◎
<input type="checkbox"/>	面接指導の結果、必要な事後措置を実施しているか。	◎
<input type="checkbox"/>	テレワーク中の労働者に対し、医師による面接指導をオンラインで実施することも可能であるが、その場合、医師に事業場や労働者に関する情報を提供し、円滑に相談等が送受信可能な情報通信機器を用いて実施しているか。なお、面接指導を実施する医師は専業医に限らない。 ※ 詳細は平成27年9月15日付け基保0915第5号「情報通信機器を用いた労働安全衛生法第66条の8第1項、第66条の8の2第1項、法第66条の8の4第1項及び第66条の10第3項の規定に基づく医師による面接指導の実施について」（令和2年11月19日最終改正）を参照。	
(3) その他（健康保持増進）		
<input type="checkbox"/>	健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者に対して、医師または保健師による保健指導を実施しているか。	
<input type="checkbox"/>	T-P（トータル・ヘルスプロモーション・プラン）指針に基づく計画は、テレワークが通常の勤務とは異なることに留意した上で策定され、当該計画に基づき計画的な取組を実施しているか。	
5 メンタルヘルズ対策 ※ 黒田1(2)及び6(1)もメンタルヘルズ対策の一環として取り組んでください。		
(1) ストレスチェック		
<input type="checkbox"/>	ストレスチェックを定期的に実施し、結果を労働者に通知しているか。また、希望者の申し出があった場合に面接指導を実施しているか。（労働者数50人未満の場合は努力義務） ※ 面接指導をオンラインで実施する場合には、4（2）4ポ目についても同様。	◎
<input type="checkbox"/>	テレワーク中の労働者が時期を過ぎることなく、ストレスチェックや面接指導を受けることができるよう、配慮しているか。（メールやオンラインによる実施等）	
<input type="checkbox"/>	ストレスチェック結果の集約分析は、テレワークが通常の勤務と異なることに留意した上で行っているか。	
(2) 心の健康づくり		
<input type="checkbox"/>	メンタルヘルズ指針に基づく計画は、テレワークが通常の勤務とは異なることに留意した上で策定され、当該計画に基づき計画的な取組を実施しているか。	
6 その他		
(1) コミュニケーションの活性化		
<input type="checkbox"/>	同僚とのコミュニケーション、日常的な業務相談や業務指導等を円滑に行うための取組がなされているか。（定期的・日常的なオンラインミーティングの実施等）	
(2) 緊急連絡体制		
<input type="checkbox"/>	災害発生時や業務上の緊急事態が発生した際の連絡体制を構築し、テレワークを行う労働者に周知しているか。	

※ この不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生指導課にお問い合わせください。

記入日：令和 年 月 日

記入者氏名： _____

- 1 このチェックリストは、自宅等においてテレワークを行う際の作業環境について、テレワークを行う労働者本人が確認する際に活用いただくことを目的としています。
- 2 確認した結果、すべての項目に☑が付くように、不十分な点があれば事業者と話し合って改善を図るなどにより、適切な環境下でテレワークを行うようにしましょう。

すべての項目について【観点】を参考にしながら作業環境を確認し、当てはまるものに☑を付けてください。

1 作業場所やその周辺の状況について	
<input type="checkbox"/>	(1) 作業等を行うのに十分な空間が確保されているか。 【観点】 <ul style="list-style-type: none">・作業の際に手足を伸ばせる空間があるか。・静的筋緊張や長時間の拘束姿勢、上肢の反復作業などに伴う疲労やストレスの解消のために、体操やストレッチを適切に行うことができる空間があるか。・物が密集している等、窮屈に感じないか。
<input type="checkbox"/>	(2) 無理のない姿勢で作業ができるように、机、椅子や、ディスプレイ、キーボード、マウス等について適切に配置しているか。 【観点】 <ul style="list-style-type: none">・眼、肩、腕、腰に負担がかからないような無理のない姿勢で作業を行うことができるか。
<input type="checkbox"/>	(3) 作業中に転倒することがないように整理整頓されているか。 【観点】 <ul style="list-style-type: none">・つまづく恐れのある障害物、畳やカーペットの継ぎ目、電源コード等はないか。・床に書類が散らばっていないか。・作業場所やその周辺について、すべり等の危険のない、安全な状態としているか。
<input type="checkbox"/>	(4) その他事故を防止するための措置は講じられているか。 【観点】 <ul style="list-style-type: none">・電気コード、プラグ、コンセント、配電盤は良好な状態にあるか。配線が損傷している箇所はないか。・地震の際などに物の落下や家具の転倒が起こらないよう、必要な措置を講じているか。
2 作業環境の明るさや温度等について	
<input type="checkbox"/>	(1) 作業を行うのに支障ない十分な明るさがあるか。 【観点】 <ul style="list-style-type: none">・室の照明で不十分な場合は、卓上照明等を用いて適切な明るさにしているか。・作業に使用する書類を支障なく読むことができるか。・光源から受けるキラキラしたまぶしさ(グレア)を防止するためにディスプレイの設置位置などを工夫しているか。
<input type="checkbox"/>	(2) 作業の際に、窓の開閉や換気設備の活用により、空気の入れ換えを行っているか。
<input type="checkbox"/>	(3) 作業に適した温湿度への調整のために、冷房、暖房、通風等の適当な措置を講ずることができるか。 【観点】 <ul style="list-style-type: none">・エアコンは故障していないか。・窓は開放することができるか。
<input type="checkbox"/>	(4) 石油ストーブなどの燃焼器具を使用する時は、適切に換気・点検を行っているか。
<input type="checkbox"/>	(5) 作業に支障を及ぼすような騒音等がない状況となっているか。 【観点】 <ul style="list-style-type: none">・テレビ会議等の音声が聞き取れるか。・騒音等により著しく集中力を欠くようなことがないか。
3 休憩等について	
<input type="checkbox"/>	(1) 作業中に、水分補給、休憩(トイレ含む)を行う事ができる環境となっているか。
4 その他	
<input type="checkbox"/>	(1) 自宅の作業環境に大きな変化が生じた場合や心身の健康に問題を感じた場合に相談する窓口や担当者の連絡先は把握しているか。

※ ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

記入日：令和 年 月 日

記入者職氏名： _____

1 業種別の労働災害防止対策等について

(1) その他の業種（第三次産業等）

ア 小売業における留意事項

「労働者に安全で安心な施設・店舗づくり推進運動（以下「推進運動」という）」に積極的に参加し、本社等においては労働災害防止・健康確保に取り組むとともに、店舗における安全衛生担当者の配置、安全衛生活動の活性化・定着を図ること。

「第13次労働災害防止計画の計画期間後半の第三次産業における労働災害防止対策の推進について」（令和3年3月31日付け基安発0331第1号）

厚生労働省が開設している**職場のあんぜんサイト**の「働く人に安全で安心な職場・施設づくり推進運動」特設サイトに小売業・飲食店の経営トップを対象として実施したセミナーのテキストを公表し、経営トップが先頭に立って、労働災害防止の旗を振り成果を上げている企業の好事例を紹介しているので、参考にすること。

転倒については「**2業種横断的な対策について**」の**(2)**（52ページ）、腰痛については「**2業種横断的な対策について**」の**(3)**を踏まえた対策の徹底を図ること。

新聞販売業については、交通事故については下記2（4）を踏まえた対策の徹底を図ること。また、新聞販売業で多いバイク事故の防止対策として、ヘルメット及び再帰性反射材等を使用した高視認性のベストの適切な着用や、早朝・夕方のライトの点灯の徹底を図ること。なお、高視認性のベストの選定に当たっては、JIS T 8127（高視認性安全服）に留意することが望ましいこと。

イ 社会福祉施設における留意事項

法人全体の労働災害発生状況の把握、**推進運動**の実施、社会福祉施設における同種災害の防止対策の水平展開など、計画的に労働災害防止対策に取り組むこと。また、傘下の施設についても、これに準じて、施設の労働災害の発生状況や安全衛生活動の状況について現状を把握し、改善に向けた実施事項を整理させるなど、計画的な取組を図ること。

中央労働災害防止協会（中災防）の中小規模事業場安全衛生サポート事業の積極的な利用を図ること。なお、**サポート事業においては、個別の事業場に対し、既に作成されている業務手引きや作業マニュアルの中に、安全衛生の視点での見直しを提案するなどオーダーメイドのマニュアル作成等のサービスを行うこととしていること。**

転倒災害については**2(2)**、腰痛については**2(3)**を踏まえた対策の徹底を図ること。

ウ 飲食店における留意事項

調理中などの労働災害を防止するため、**飲食店の労働災害防止マニュアル**を参考にするとともに、「労働者に安全で安心な施設・店舗づくり推進運動」に積極的に参加し、本社等においては労働災害防止・健康確保に取り組むとともに、店舗における安全衛生担当者の配置の促進、安全衛生活動の活性化・定着を図ること。

転倒災害については**2(2)**、腰痛については**2(3)**を踏まえた対策の徹底を図ること。

上記アと同様に**職場のあんぜんサイト**の好事例を参考にすること。

第三次産業の労働災害防止対策について

厚生労働省

第三次産業の労働災害防止対策について

すべての関係事業者向け

分類	題名	作成年月日
リーフレット	小売業、飲食店、社会福祉施設等の労働災害防止（労働災害を減らしたければ季節の服装）	令和2年7月
パンフレット	職場の危険の見え方（小売業、飲食店、社会福祉施設向けマニュアル）	平成31年9月
資料	第三次産業のための安全推進会マニュアル（小売業、飲食店、社会福祉施設を中心に）	平成30年4月
資料	小売業、飲食店における職場の安全・安心に関する「見える化」	平成30年4月
パンフレット	第三次産業向け「安全で安心な職場をつくりましょう」	平成28年9月
リーフレット	労働災害防止に関する「見える化」	平成27年11月
パンフレット	労働災害防止のための「見える化」	平成27年9月
資料	第三次産業における労働災害発生状況の概要（平成27年上半期）	平成27年9月
資料	第三次産業における労働災害発生状況の概要（平成26年）	平成27年7月
リーフレット	労働災害防止に関する安全推進会マニュアル	平成27年8月
パンフレット	安全で安心な職場をつくりましょう	平成27年8月
パンフレット	労働災害防止のための「見える化」	平成26年11月
パンフレット	労務管理・安全管理、元請事業者等が「見える化」に関する取組を推進するためのマニュアル	平成27年10月
パンフレット	労務管理・安全衛生、元請事業者等が「見える化」に関する取組を推進するためのマニュアル	平成27年10月
パンフレット	職場での健康づくりを推進しよう	平成26年11月
パンフレット	労働災害防止のための「見える化」	平成26年9月
資料	第三次産業における安全推進会の取組に関する取組の進捗について	平成28年8月

小売業の事業者向け

分類	題名	作成年月日
パンフレット	多店舗経営企業（小売業）でのリスクマネジメントマニュアル （本社・本部が行う業務でのリスクマネジメントの個人責任をとりし業務）	平成21年9月
マニュアル	小売業のリスクマネジメント個人責任マニュアル	平成20年4月
パンフレット	小売業における危険の「見える化」	平成20年9月
動画	小売業の安全対策動画（ロープレ動画）	平成20年4月
パンフレット	安全の目標づくりの取組方針（労働災害の発生防止を推進しよう）	平成20年9月
パンフレット	小売業における労働災害防止のための「見える化」	平成20年12月
マニュアル	職業災害防止マニュアル（小売業）	平成20年10月
パンフレット	小売業における労働災害防止のための「見える化」	平成24年9月

社会福祉施設の事業者向け

分類	題名	作成年月日
マニュアル	社会福祉施設でのリスクマネジメント導入促進マニュアル	平成30年4月
マニュアル	社会福祉施設の安全管理マニュアル	平成28年1月
マニュアル	社会福祉施設における安全管理に関する一冊の活用に関する取組	平成27年8月
パンフレット	社会福祉施設における危険の「見える化」	平成26年12月
パンフレット	社会福祉施設を運営する事業者の皆さまへ、労働災害防止に関する取組を推進しよう	平成26年11月
リーフレット	介護作業の標準化の取組マニュアル	平成21年4月
マニュアル	介護業務で働く人への労働災害防止のリスクマネジメントマニュアル	平成20年10月

飲食店の事業者向け

分類	題名	作成年月日
パンフレット	多店舗経営企業（小売業）でのリスクマネジメントマニュアル （本社・本部が行う業務でのリスクマネジメントの個人責任をとりし業務）	平成21年9月
マニュアル	飲食店の労働災害防止マニュアル	平成20年1月
パンフレット	飲食店における危険の「見える化」	平成20年9月
パンフレット	飲食店を運営する皆さまへ、労働災害防止のための「見える化」	平成26年10月



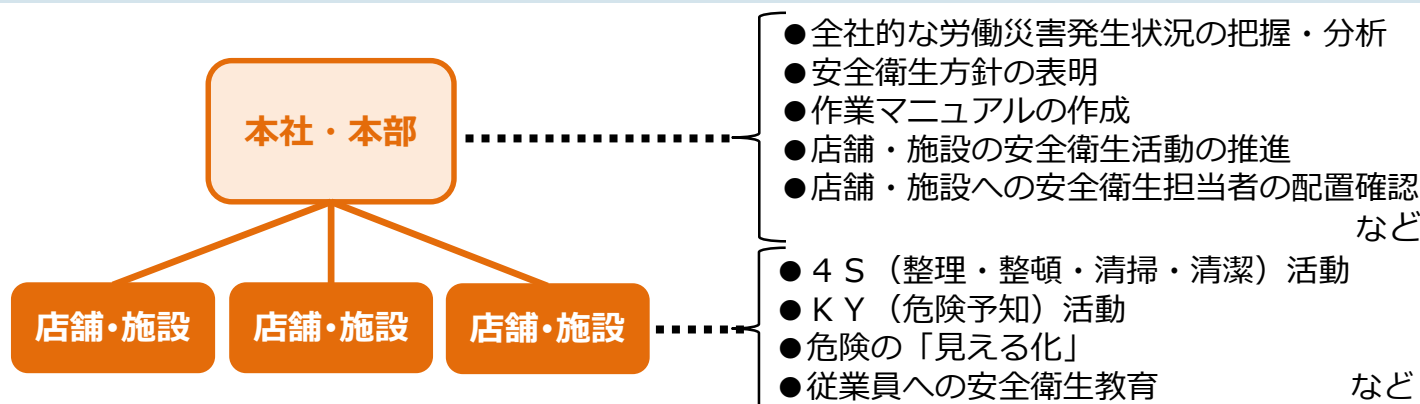
働く人に安全で安心な 店舗・施設づくり推進運動

～ 小売業・社会福祉施設・飲食店の労働災害の減少に向けて ～

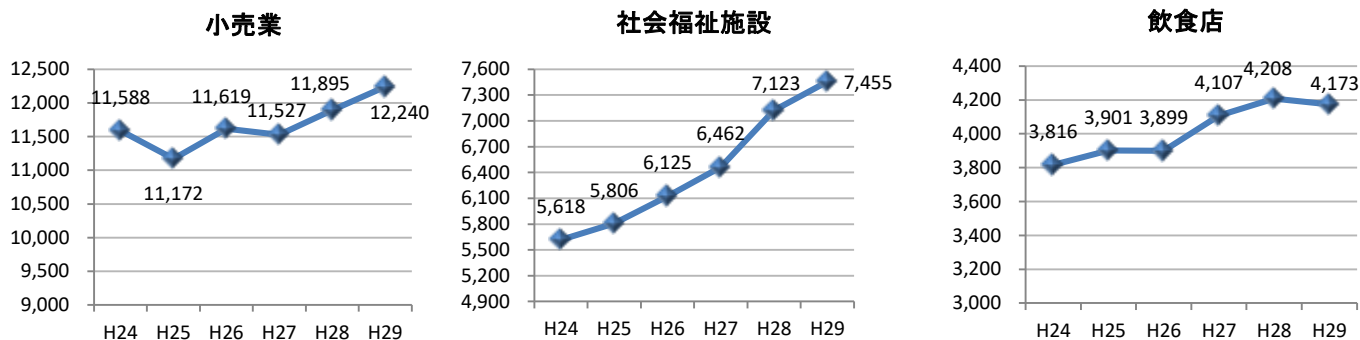
厚生労働省と中央労働災害防止協会では、小売業、社会福祉施設、飲食店において増加している労働災害の減少を図るため、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開しています。

これらの業種で効果的な労働災害防止対策を進めるためには、次のページに掲載の「チェックリストⅠ・Ⅱ」を活用し、多くの店舗を展開する**企業本社**、複数の社会福祉施設を展開する**法人本部が主導して**、店舗、施設の労働安全衛生活動について**全社的に取り組むことが重要**です。

3・4ページには、下図のような取組事項の具体例のうち、主なものをまとめていますので、ご参照ください。



増加する小売業、社会福祉施設、飲食店での労働災害



※休業4日以上死傷労働災害件数(12月末現在速報値)

小売業、社会福祉施設、飲食店で多い労働災害

転倒	急な動き・無理な動き	墜落・転落	その他
「急いでいるときや、両手で荷物を抱えているときなどに、放置された荷物や台車につまずく」「濡れた床で滑る」など	「重いものを無理な姿勢で持ち上げたり、移動させたりするとき、介護で利用者を持ち上げるときなどに、ぎっくり腰になる、筋を痛める、くじく」など	「脚立や、はしごなどの上でバランスを崩す」「階段で足が滑る」など	「やけどをした」、「刃物で手を切った」、「交通事故にあった」、「通路でぶつかった」など



チェックリスト I

店舗・施設実施事項

店舗・施設において、各STEPの項目をチェックし、事業場の実情に応じて、必要な取組を実施します。

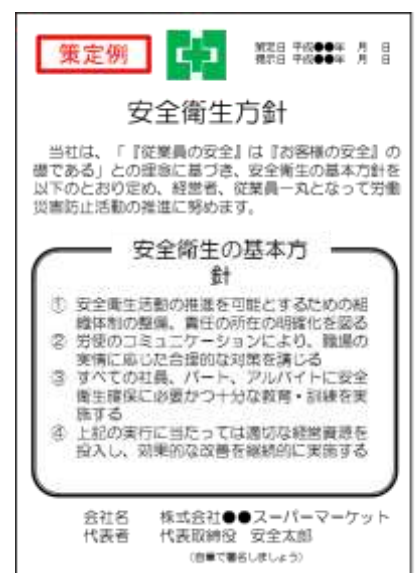
チェック項目		<input checked="" type="checkbox"/>
STEP 1		
1	4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による転倒災害等の防止対策を実施していますか。 ※ 床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、安全に介護等の作業ができる作業スペース、通路の確保等。	<input type="checkbox"/>
2	危険箇所の表示による危険の「見える化」を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
3	作業マニュアルへの安全衛生上の留意事項の追記、店舗・施設の従業員への周知・教育、朝礼時等での安全意識の啓発を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
STEP 2		
1	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
2	KY（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上に取り組んでいますか。	<input type="checkbox"/>
3	防滑靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用などを行っていますか。	<input type="checkbox"/>
STEP 3		
1	店長・施設長、安全担当者による定期的な職場点検を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
2	腰痛健康診断（腰痛予防対策指針に基づくもの）や体力チェックを実施していますか。	<input type="checkbox"/>
3	腰痛・転倒予防体操を励行していますか。	<input type="checkbox"/>

チェックリスト II

本社・本部実施事項

次の事項のうち、労働災害の発生状況、労働者の健康管理の状況等に応じて、チェックリストIの店舗・施設の実施事項が継続的、組織的に行われるよう、安全衛生体制の整備を含めた必要な取組を実施してください。

チェック項目		<input checked="" type="checkbox"/>
1	全店舗・施設の労働災害の発生状況を把握し、分析を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
2	企業・法人の経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針を作成し、掲示や小冊子の配布などの方法により店舗・施設に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
3	店舗・施設の作業について、労働災害発生状況を踏まえ、安全に配慮した作業マニュアルを作成して店舗・施設に周知していますか。	<input type="checkbox"/>



次ページへ続く

チェック項目		<input checked="" type="checkbox"/>
4	次のSTEP 1から3の項目のうちから、店舗・施設で実施すべき安全衛生活動を定め、店舗・施設での取組を行わせるとともに、必要な資料の提供、教育の実施等の支援を行っていますか。	-
STEP 1		
①	4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による転倒災害等の防止対策 ※ 床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、安全に介護等の作業ができる作業スペース、通路の確保等	<input type="checkbox"/>
②	危険箇所の表示による危険の「見える化」の実施	<input type="checkbox"/>
③	作業マニュアルへの安全衛生上の留意事項の追記及び店舗・施設の従業員への周知・教育、朝礼時等での安全意識の啓発	<input type="checkbox"/>
STEP 2		
①	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去	<input type="checkbox"/>
②	KY(危険予知)活動による危険予知能力、注意力の向上	<input type="checkbox"/>
③	防滑靴、切創防止手袋等の着用、介護機器・用具等の導入、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用	<input type="checkbox"/>
STEP 3		
①	店長・施設長、安全衛生担当者による定期的な職場点検の実施	<input type="checkbox"/>
②	腰痛健康診断（腰痛予防対策指針に基づくもの）や体力チェックの実施	<input type="checkbox"/>
③	腰痛・転倒予防体操の励行	<input type="checkbox"/>
	その他、リスクアセスメントの実施、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインに基づく職場改善、メンタルヘルス対策	<input type="checkbox"/>
5	店舗・施設における安全衛生担当者（衛生管理者、衛生推進者、安全推進者等）の配置状況を確認していますか。	<input type="checkbox"/>
6	店舗・施設の安全衛生担当者に対する教育を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
7	本社・本部安全衛生担当者、産業医、エリアマネージャー等から店舗・施設に対する危険箇所や安全衛生活動の取組状況の点検、災害防止指導、健康確保措置を実施していますか。（店舗・施設の監査チェックリストに安全衛生に関する項目を明記することなどがあります。）	<input type="checkbox"/>
8	安全対策の取組や注意喚起を分かりやすく従業員へ周知するための掲示や小冊子の配布を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
9	店舗・施設のリスクアセスメント（職場の危険・有害要因を特定し、リスクの大きさを評価すること）を実施してその結果に基づく対策を講じていますか。	<input type="checkbox"/>
10	店舗・施設におけるメンタルヘルス対策について指導及び実施状況の把握を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
11	店舗・施設における健康診断及び事後措置、長時間労働者への面接指導など、健康確保措置の実施状況を把握していますか。	<input type="checkbox"/>

① 経営トップによる安全衛生方針の表明

- ◆経営トップによる安全衛生方針を策定し、掲示や従業員への配布などにより周知します。

② 4 S活動 = 災害の原因を取り除く

- ◆「4 S」とは「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが「4 S活動」です。
- ◆4 S活動は、労働災害の防止だけではなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。
- ◆お客様の目に触れにくいバックヤードも整頓を忘れないようにしましょう。
- ◆荷物やゴミなど、物が散らかっている職場や、水や油で床が滑りやすい職場は、災害の危険が高くなります。

③ KY活動 = 潜んでいる危険を見つける

- ◆KYとは「危険（K）・予知（Y）」のことです。
KY活動では、業務を開始する前に職場で「その作業では、どんな危険が潜んでいるか」を話し合っ「これは危ない」というポイントに対する対策を決め、作業のときは、一人ひとりが「指差し呼称」をして行動を確認します。
- ◆「うっかり」、「勘違い」、「思い込み」などは安全ではない行動を招き、災害の原因となります。

④ 危険の「見える化」 = 危険を周知する

- ◆危険の「見える化」とは、職場の危険を可視化（＝見える化）し、従業員全員で共有することをいいます。KY活動で見つけた危険のポイントに、右のようなステッカーなどを貼りつけることで、注意を喚起します。
- ◆墜落や衝突などのおそれのある箇所が事前に分かっているならば、そこでは特に慎重に行動することができます。

⑤ 安全教育・研修 = 正しい作業方法を学ぶ

- ◆「脚立の正しい使い方」、「腰痛を防ぐ方法」、「器具の正しい操作方法」などを知っていれば、労働災害を防ぐことができます。
- ◆組織の本社や本部では、「どんな災害が起こっているか」、「どうしたら災害は防げるか」を踏まえ、「正しい作業手順（マニュアル）」を作成します。そして店舗・施設では、この内容を従業員に伝え、教えます。
- ◆朝礼など皆が集まる機会を活用して教育・研修を行う方法もあります。特に、はじめて職務に就いた従業員には、雇い入れ時に安全教育を行う必要があります。

⑥ 安全意識の啓発 = 全員参加により安全意識を高める

- ◆安全活動は、経営者や責任者の責務であるとともに、正社員、パート、アルバイト、派遣などの雇用形態にかかわらず、従業員は全員参加することが重要です。
- ◆従業員一人ひとりの安全意識を高めるために、朝礼などの場を活用して、店長・施設長から安全の話をすることや、従業員からヒヤリハット事例を報告してもらい、みんなで安全について話し合ったりすることなどが効果的です。

⑦ 安全推進者の配置 （労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン）

- ◆店舗・施設ごとに安全の担当者である安全推進者を配置し、安全衛生活動、安全衛生教育・啓発の推進などの旗振り役を担わせます。

(2) 陸上貨物運送事業における留意事項

労働災害の多くは、荷台等からの墜落・転落、転倒、腰痛、荷役運搬機械災害といった**荷主先等での荷役作業中に発生**しており、荷主、配送先、元請事業者等と連携して安全対策に取り組めるよう、「**陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインの策定について**」（平成25年3月25日付け基発0325第1号）に基づく対策を徹底すること。

また、荷主となる製造業、建設業、小売業等の事業者に対し、上記「**荷役ガイドライン**」に基づく荷主等としての取組の必要性を認識してもらうため、「**荷役5大災害防止対策チェックリスト**」（荷主、配送先、元請事業者等用）等を活用し、荷役作業場所の安全確認等を要請すること。

なお、転倒については「**2業種横断的な対策について**」の（2）、腰痛については「**2業種横断的な対策について**」の（3）（各々52頁）を踏まえた対策の徹底を図ること。

全国安全週間、全国労働衛生週間、労働災害防止団体等の実施する年末・年始、年度末等の無災害運動等の活動を通じ**交通労働災害防止ガイドライン**における安全衛生活動を推進すること。

陸上貨物運送事業における荷役災害等を防止するための留意事項 ～重大な災害事例に学ぶ災害防止ポイント～



交通労働災害を防止するために



陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには

陸上貨物運送事業における

重大な労働災害を防ぐためには

荷役作業時の死亡災害にみる
災害パターン別の主な原因と対策

労働災害は長期的には減少傾向にありますが、陸上貨物運送事業における死亡災害は増加傾向にあります。



ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル

ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル

安全に作業するための 8つのルール



「テールゲートリフターを安全に使用するために」

労働安全衛生総合研究所
National Institute of Occupational Safety and Health, Japan

発行物・報告書等
研究グループ
広報・イベント情報
調査情報
採用情報

発行物・報告書等
研究グループ
研究活動の紹介
研究結果一覧

発行物・報告書等
研究グループ
研究活動の紹介
研究結果一覧

テールゲートリフターを安全に使用するために 2ステップで学ぶ 6基本&11場面別ルール

テールゲートリフター (TGL) をご存知でしょうか。トラック荷台の後面に装着されている昇降装置のことです。昇降装置の無い地面と荷台の移動には必須の装置として普及していますが、TGLの昇降板 (プラットフォーム) からの作業者の転落、荷の転落による動き、昇降板と荷台の間に手足のはさまれ等の労働災害が報告されています。

当研究所と厚生労働省は、このようなTGL取扱い時の労働災害を防止するためにリーフレット『テールゲートリフターを安全に使用するために 2ステップで学ぶ 6基本&11場面別ルール』を作成しました。

本リーフレットはTGL取扱いの基本的な6つのルールと昇降板の位置や動作中といった使用場面別の11のルールから構成されており、ルールを守っているか各目チェックできるようにしています。その他にも、主なTGLの種類やヨーロッパのTGLであるテールリフトにおける転落防止安全標などを紹介していますので、TGL取扱いの基本マニュアルとしてお使いください。

発行物・報告書等
研究グループ
研究活動の紹介
研究結果一覧

発行物・報告書等
研究グループ
研究活動の紹介
研究結果一覧



(3) 建設業における留意事項について

災害の発生状況を見ると、**基本的な安全対策が不十分**なことにより、災害につながっているものが多く見られることから、改めて法令の遵守をはじめとした基本的な対策の徹底を図ること。

(1) 「**屋根・はり等**」から、「**足場**」から、「**開口部**」からの**墜落・転落災害**が多いことから、**墜落転落防止対策**（作業床や手すりの設置又は墜落制止用器具（安全帯）の使用など）の**徹底**を行うこと。

また、墜落制止用器具の取り付け設備についても**確実なものを設置**すること。

※ 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第518条、第519条、第524条、第563条、第564条、第567条をはじめとした法令の遵守徹底を図るとともに、**足場からの墜落・転落災害防止対策推進要綱**に基づく対策を実施すること。

① はしご、脚立、伸び馬による災害が多いことから**はしご、脚立にかかるとチェックリスト**や「**はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう!**」リーフレットを活用し、正しい使用方法について周知すること。

② トラック荷台上での墜落等の災害防止のため、現場内での荷卸し等について昇降設備や墜落制止用器具の取り付け設備の設置等の措置を元請事業者において検討すること。また、「**荷役ガイドライン**」「**荷役5大災害防止対策チェックリスト**」（荷主、配送先、元請事業者等用）等を活用し、荷役作業場所の安全確認を行うこと。

(2) 東京労働局管内における建設業の死亡災害が急増していることから、安全週間実施要項に基づく措置の実施のほか「**Safe Work T O K Y O 建設死亡災害緊急対策要綱（令和3年5月）**」に基づき、元方事業者による、店社パトロールの実施強化（施工現場に対する集中的安全総点検の実施）、施工現場における統括管理の強化及び墜落・転落防止対策の徹底等の下記対策を行うこと。

① 統括安全衛生責任者による現場巡視の励行と安全総点検、施工計画段階におけるリスクアセスメントと作業開始前の危険予知活動の的確な実施、新規入場者等に対する安全衛生教育の強化など安全衛生管理の強化

② 高所作業自体が少なく済む工法の採用、墜落・転落危険場所における有効な作業床の設置、作業床の設置が困難な場合における防網の設置、墜落制止用器具の使用徹底

③ 足場における墜落防止措置及び物体の落下防止措置、より安全な措置の徹底及び的確な強度検討

④ 脚立等使用時における適切な用具の選定と適正な使用に係る関係労働者への教育の実施及び安全な作業手順の遵守徹底

⑤ 熱中症予防対策における3管理（作業環境管理・作業管理・健康管理）の徹底等

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！



安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

～ 安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします ～

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

今回の改正等のポイント

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します (安衛令(第31)の改正)

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。
「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

安全帯	➡	墜落制止用器具
① 胸ベルト型（一本つり）	➡	胸ベルト型（一本つり）

②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は

はしごを使う前に

脚立を使う前に

作業前

作業時 (5のチェック！)

作業後

はしごを使う前に 脚立を使う前に



はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！

はしごや脚立は、広く普及して使用されているが、使用・取組方法が不適切な場合、高所作業の危険性を増大させ、高所からの墜落・転落災害を引き起こす原因となっている。また、はしごや脚立の構造や材質の劣化による強度低下も、災害の原因となっている。また、はしごや脚立の取組方法が不適切な場合、高所からの墜落・転落災害を引き起こす原因となっている。

5つのポイント

1. はしごや脚立の構造や材質の劣化による強度低下を防止する。
2. はしごや脚立の取組方法を適切に行う。
3. はしごや脚立の取組方法を適切に行う。

取組方法

はしごや脚立の取組方法は、以下のとおりである。

厚生労働省・建設省労働局・労働基準監督署

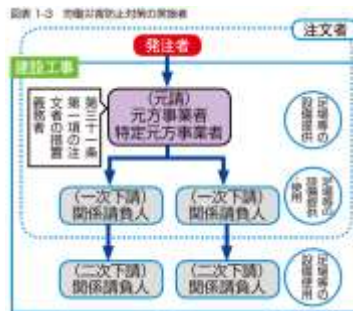
はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！



安全衛生経費確保のためのガイドブック

厚生労働省委託事業

安全衛生経費確保のためのガイドライン



荷役作業の安全対策ガイドライン



荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の皆様へ

荷役作業での労働災害を防止しましょう！

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のご案内

陸上貨物運送事業の労働災害については、最近5年間で増加傾向にあります。特に、荷役作業での労働災害は、毎年1万件近く発生しており、労働災害全体の1割に達しようとしています。しかも、荷役作業での労働災害の3分の2は荷主先で発生し、そのうちの8割は貨物自動車の運転者が被災しています。

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

(4) 製造業における留意事項

(ア) 死傷災害の約4分の1を機械等によるはさまれ・巻き込まれ災害が占めていることを踏まえ、機械等による災害等が発生した機械等のもとより、はさまれ・巻き込まれ災害が発生するおそれのある機械等に対して、**リスクアセスメントの実施及びそれに基づく措置の確実な実施**を図ること。

なお、リスクアセスメントの実施にあたっては、必要に応じ、中央労働災害防止協会が実施する「中小規模事業場安全衛生サポート事業」の個別支援や集団支援の活用を図ること。

また、以下のような災害がみられることから、下記①～②に重点を置いて取組を行うこと。

- 食料品加工用機械の**安全カバーを外して**作業を行ったことにより、刃に接触して指を切断したもの
- 稼働中の機械で加工物が詰まるなどのトラブルが発生した時に、**機械を止めず**に、手を機械に入れ、加工物を押し込むなどの作業を行って、機械に巻き込まれたもの
- プレス機の**安全装置を無効としていたもの**、又は安全装置の**有効範囲外から手指を差し入れて**指を切断したもの

① ボール盤、フライス盤、中ぐり盤等の回転する刃物による作業についての手袋の使用禁止を徹底すること。

(労働安全衛生規則第111条)

② 機械を使用する事業場に対する指導を行う際には、清掃時における機械の停止を徹底すること。

(労働安全衛生規則第107条及び108条)

(イ) 近年、**施設の老朽化等を原因**とする墜落などの労働災害も発生していることから、製造業のうち大規模な設備を有する事業場においては、**経年設備の劣化状況の調査結果をまとめたリーフレット**等を活用し、計画的な設備の更新、優先順位を付けた設備の定期的な点検・補修等を実施すること。

(ウ) 上記の対策の実施にあたっては、経済産業省、中央労働災害防止協会及び当省が連携して設立された「**製造業安全対策官民協議会**」が公表したリスクアセスメントと労働安全衛生マネジメントシステムの有効性等に関する分析結果やリスクアセスメントの共通手法等の活用を図ること。

(5) 林業における留意事項

(ア) 現在、依然として、激突されといった伐木作業に係る死亡災害が多く発生しており、今後、伐木作業が本格化する時期を迎えることから、**チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン**等に留意の上作業を行うこと。

(イ) **改正労働安全衛生規則**（チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドラインなど）により強化された、伐木作業等の安全対策に留意すること。

機械安全規格を活用して労働災害を防ぎましょう

機械メーカー・機械据え付け業者・機械ユーザーの皆さまへ

機械安全規格を活用して労働災害を防ぎましょう

国内外の機械安全に関する規格類を上手に使って災害防止を進めましょう

はじめに

機械に起因する労働災害は、死傷者数全体の約4分の1、死亡災害の約3分の1を占めており、その原因の8割は機械の安全対策が不十分だったことで生じています。

安全対策は労働安全衛生法に基づく各種構造規格や指針、日本工業規格などに規定されていますが、必ずしも十分に知られていません。

このような状況を踏まえ、産業機械を製造・設置・使用する際に必要となる**日本工業規格などの内容**についてとりまとめましたので、産業機械の安全な使用のためにお役立てください。




製造業安全対策官民協議会



The screenshot shows the JISHA website with a navigation menu and a main content area. The main content area features the title '製造業安全対策官民協議会' and a list of activities. A recent activity is highlighted: '製造業安全対策官民協議会 特別セッションが開催されました（令和元年10月24日）'.



高齢者の安全衛生対策について



The screenshot shows the Ministry of Health, Labour and Welfare website. The main content area features the title '高年齢労働者の安全衛生対策について' and a sub-section '高年齢労働者の安全衛生対策'. A report is mentioned: '報告書 人生100年時代に向けた高年齢労働者の安全と健康に関する有識者会議報告書（令和2年1月）'.



機械による労働災害の防止について【安衛則第107条、第111条など】

安衛則第107条(掃除等の場合の運転停止等)

刃部のそうじ等の場合の運転停止等は、
安衛則第108条

- 1 事業者は、機械(刃部を除く。)の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。
ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。
- 2 事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。

留意事項

「平成25年4月12日付基発第0412第13号通達。」

- ①第1項の「調整」の作業には、原材料が目詰まりした場合の原材料の除去や異物の除去等、機械の運転中に発生する不具合を解消するための一時的な作業や機械の設定のための作業が含まれること。
- ②第1項の機械の運転停止に関して、機械の運転を停止する操作を行った後、速やかに機械の可動部分を停止させるためのブレーキを備えることが望ましいこと。
- ③第1項ただし書きの「覆いを設ける等」の「等」には、次の全ての機能を備えたモードを使用することが含まれること。なお、このモードは、「機械の包括的な安全基準に関する指針」(平成19年7月31日付け基発第0731001号)の別表第2の14(3)イに示されたものであること。
ア 選択したモード以外の運転モードが作動しないこと。 ← (特別な調整用等運転モードを設け、且つ)
イ 危険性のある運動部分は、イネーブル装置、ホールド・トゥ・ラン制御装置又は両手操作式制御装置の操作を続けることによってのみ動作できること。
ウ 動作を連続して行う必要がある場合、危険性のある運動部分の動作は、低速度動作、低駆動力動作、寸動動作又は段階的操作による動作とすること。
- ④第1項の「調整」の作業を行うときは、作業手順を定め、労働者に適切な安全教育を行うこと。
- ⑤第2項の「当該機械の起動装置に表示板を取り付ける」措置を講じる場合には、表示板の脱落や見落としのおそれがあることから、施錠装置を併用することが望ましいこと。

安衛則第110条(作業帽等の着用)

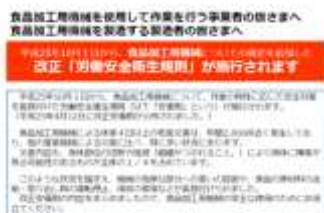
- 事業者は、動力により駆動される機械に作業中の労働者の頭髪又は被服が巻き込まれるおそれのあるときは、当該労働者に適当な作業帽又は作業服を着用させなければならない。
- 2 労働者は、前項の作業帽又は作業服の着用を命じられたときは、これらを着用しなければならない。

安衛則第111条(手袋の使用禁止)

- 事業者は、ボール盤、面取り盤等の回転する刃物に作業中の労働者の手が巻き込まれるおそれのあるときは、当該労働者に手袋を使用させてはならない。
- 2 労働者は、前項の場合において、手袋の使用を禁止されたときは、これを使用してはならない。

留意事項

「面取り盤等」の「等」には、フライス盤、中ぐり盤等が含まれるが、丸のご盤は含まれないこと。「昭和47年9月18日 基発第601号の1」



伐木作業等の安全対策の規制が変わります！

～ 伐木作業等を行うすべての業種が対象 ～

厚生労働省は、伐木作業等における労働災害を防止するために、労働安全衛生規則の一部を改正し、伐木作業等における安全対策を強化します。

林業、土木工事業や造園工事業など、業種にかかわらず、伐木作業等を行うすべての業種が対象となります。

施行 期日

施行日は **2019(令和元)年8月1日** です。(以下を除く)
特別教育は2020(令和2)年8月1日、修羅集材等・木馬運材及び雪そり
運材の規定廃止は公布日：平成31年2月12日です

墜落制止用器具(安全帯)に関するお知らせ

- 墜落制止用器具(安全帯)に関し安衛則等が改正され、これまで安全帯を用いて行っていた作業については、墜落制止用器具(一本つりのハーネス型等)を用いることが義務付けられました。【参照：墜落制止用器具リーフレット】
<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000473567.pdf>
- ただし、立木上での作業で、墜落制止用器具の使用が著しく困難な場合(フックがかけられない場合など)には、**墜落制止用器具の使用に替わる措置として、U字つり用胴ベルト及び保護帽の使用**などにより、墜落による労働災害の防止措置を行う必要があります。

今回の改正の主な内容

1. チェーンソーによる伐木等の業務に関する特別教育について、伐木の直径等で区分されていた特別教育を統合し、時間数を増やします。
(安衛則、安全衛生特別教育規程(昭和47年労働省告示第92号。以下「特別教育規程」という。)の改正)
2. 伐木作業等における危険を防止するために、以下のとおり規定します。
(安衛則の改正)
 - (1) 受け口を作るべき立木の対象を胸高(きょうこう)直径40cm以上のものから20cm以上に拡大する等、立木の伐倒時の措置を義務付けます。
 - (2) 事業者に対して、かかり木の速やかな処理を義務付けるとともに、事業者及び労働者に対して、かかり木の処理における禁止事項を規定します。
 - (3) 事業者は、立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならないこと等を規定します。
 - (4) 事業者は、チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること、また、当該労働者に、当該切創防止用保護衣を着用することを義務付けます。

3. その他の改正を行います。

厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/index.html>)

詳しい情報は→

伐木作業等の労働災害防止

検索

ご確認ください。



2 業種横断的な対策について

(1) 高年齢労働者、外国人労働者に対する労働災害防止対策

高年齢労働者対策

60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加傾向にある。

高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいこと、また、転倒災害、墜落・転落災害の発生率も若年層に比べ高く女性で顕著となっていることから、体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含め、すべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要である。

そのため、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく取組の徹底を図ること。

外国人労働者対策

母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施。

(2) 転倒の防止の留意点

転倒災害は**冬季に積雪等により多く発生**する傾向があるため、特に積雪の多い都道府県においては、冬季より前に、転倒危険場所の周知、滑りにくい履き物の選択とともに、転びにくい歩き方の励行など、**転倒防止対策等**を徹底すること。

転倒災害は**高年齢労働者、特にそのうち女性の労働者が多く被災**する傾向があることから、転倒災害を防止するため、転倒危険場所、滑りにくい履き物の選択について労働者に周知するとともに、特に高年齢労働者を多く雇用する事業場においては、始業前の体操等を実施すること。

(3) 交通労働災害対策

交通労働災害防止対策として、「**交通労働災害防止のためのガイドライン**」（平成30年6月1日改正）に基づく措置を徹底すること。

交通誘導等に従事する労働者の安全確保を図ること。

(4) 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

日本産業規格JIS Z 8504が約**20年ぶりに改正**され、WBGT基準値、着衣補正值等に関する改正が行われたこと等により、「**職場における熱中症予防基本対策要綱**」が定められたことから、事業者は、これらに基づき、熱への順化や休憩時間の確保を考慮した作業計画の策定、WBGT 値の把握及び低減対策、休憩場所の確保、定期的な水分・塩分の摂取徹底、健康診断結果を用いた就業上の措置、作業開始前の健康状態の確認、作業を管理する者や労働者に対する労働衛生教育、緊急時の早めの搬送等を実施すること。

～働く高齢者の特性に配慮した エイジフレンドリーな職場づくり を進めましょう～

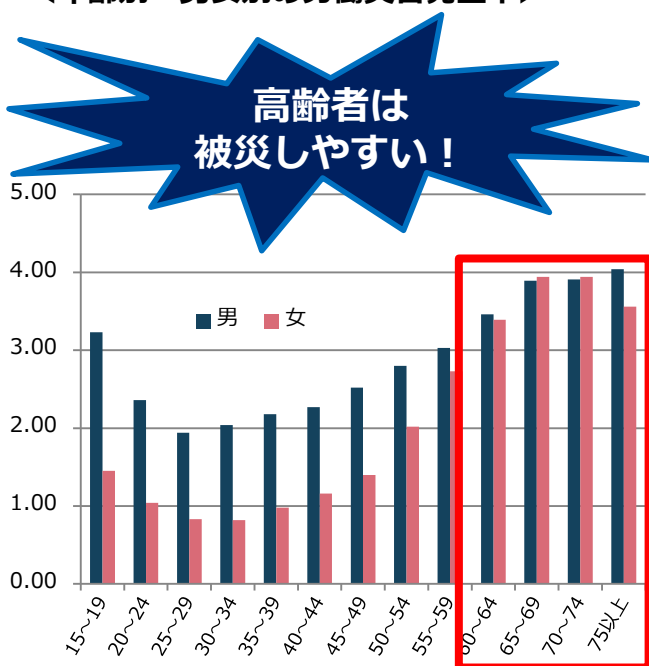
皆さんの職場は、高齢者が安心して働ける環境になっていますか？

働く高齢者が増加（60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍）

労働災害のうち60歳以上の労働者が占める割合は1/4以上（2019年は27%）

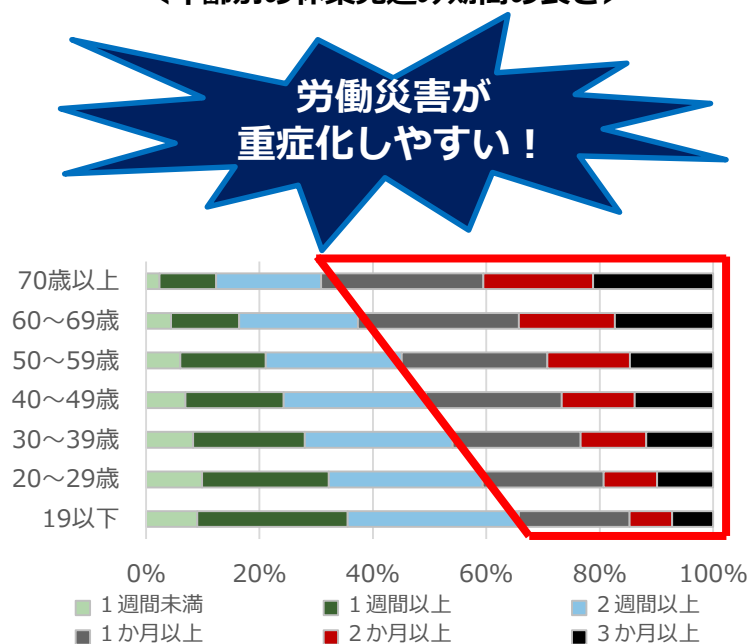
労働災害発生率は、若年層に比べ高年齢層で高い

<年齢別・男女別の労働災害発生率>



高齢者は
被災しやすい！

<年齢別の休業見込み期間の長さ>



労働災害が
重症化しやすい！

※労働者1000人当たりの死傷災害（休業4日以上）の発生件数
出典：労働力調査、労働者死傷病報告（2019年）

出典：労働者死傷病報告（2019年）



労働災害が続けば人手不足を招くおそれも…



安心して安全に働くことのできる職場づくりを！

エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）を策定しました。（次ページ以降参照）

ご活用ください

高年齢労働者の安全衛生対策のための
エイジフレンドリー補助金が新設されました！
（4ページ参照）

事業者に求められる事項

高齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、実施可能な対策に取り組みましょう。

1 はじめに

- ・企業の経営トップが取り組む方針を表明し、担当者や組織を指定します
- ・高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→



2 職場環境の改善

(1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

- ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、**施設、設備、装置等の改善を行います**

↓対策の例↓

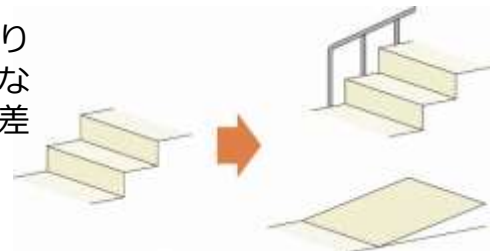


通路を含め作業場所の照度を確保する

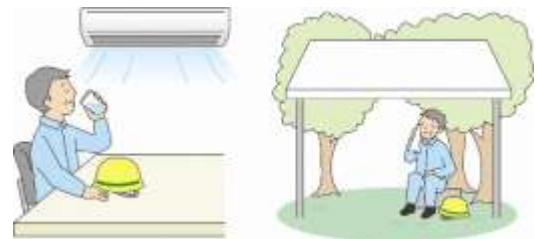


警報音等は聞き取りやすい中低音域の音、パトライト等は有効視野を考慮

階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する



不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する



涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装を準備する

リフト、スライディングシート等を導入し、抱え上げ作業を抑制



例えば戸口に段差がある時



解消できない危険箇所に標識等で注意喚起



防滑靴を利用させる

- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する 等

(2) 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- ・高年齢労働者の特性を考慮し**作業内容等を見直します**。例えば、勤務形態や勤務時間を工夫して高齢者が就労しやすくすること（短時間勤務、隔日勤務等）や、ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等への配慮などがあります

3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1) 健康状況の把握

- 健康診断を確実に実施します
- 職場で行う法定の健診の対象にならない方については、例えば地域の健康診断等を受診しやすくするなど、働く高齢労働者が自らの健康状況を把握できるようにします

(2) 体力の状況の把握

- 主に高齢労働者を対象とした**体力チェック**を継続的に行うよう努めます
- 体力チェックの目的をわかりやすく丁寧に説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

注意点

- 安全作業に必要な体力の測定手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

体力チェックの一例

転倒等リスク評価セルフチェック票

1 身体機能測定結果

① ステップテスト（歩行能力・筋力）
あなたの結果は cm / cm (身長) =
下の評価表に当てはめると → 評価

評価	1	2	3	4	5
結果 / 身長	~1.24	1.25 ~1.38	1.39 ~1.46	1.47 ~1.65	1.66 ~

② 座位ステップテスト（敏捷性）
あなたの結果は 回 / 20秒
下の評価表に当てはめると → 評価

評価	1	2	3	4	5
(回)	~24	25 ~28	29 ~43	44 ~47	48 ~

③ ファンクショナルリーチ（動的バランス）
あなたの結果は cm
下の評価表に当てはめると → 評価

評価	1	2	3	4	5
(cm)	~19	20 ~29	30 ~39	36 ~39	40 ~

④ 閉眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は 秒
下の評価表に当てはめると → 評価

評価	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1 ~17	17.1 ~55	55.1 ~90.1	90.1 ~

⑤ 閉眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は 秒
下の評価表に当てはめると → 評価

評価	1	2	3	4	5
(秒)	~15	15.1 ~30	30.1 ~64	64.1 ~120.1	120.1 ~

詳しくはこちら →

身体機能計測の評価数字を
下のレーダーチャートに黒字で記入

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- (1) 個々の高齢労働者の基礎疾患の罹患状況等の健康や体力の状況を踏まえた措置を講じます

- (2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供
健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するため、個々の労働者の状況に合わせ、適合する業務をマッチングさせます

- (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置
例えばフレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した**健康づくり活動**を行います

取組の例

転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」
<https://youtu.be/9jCi6oXS8IY>

（令和元年度厚生労働科学研究費補助金 労働安全衛生総合研究事業「エビデンスに基づいた転倒予防体操の開発およびその検証」の一環として製作）



全国の体操動画やリーフレットの紹介(厚労省HP) →



5 安全衛生教育

- 高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
- 再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

- (3) 健康や体力の状況に関する情報については、不利益な取扱いを防ぐ必要があります

労働者に求められる事項

一人ひとりの労働者が、事業者が実施する取組に協力するとともに、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながる可能性、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組む**ことが必要です。体力チェック等に参加し、日頃からストレッチや軽い運動などに取り組みます

▼参考：ストレッチの例▼

「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より



「エイジフレンドリー補助金」のご案内

- エイジフレンドリー補助金は、職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。
- **中小企業事業者が対象**の補助金です

補助金申請期間（現在公募中）

補助金額（令和2年度）

補助対象：高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費

補助率： 1 / 2

上限額： **100万円**（消費税を含む）

※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定を行います（全ての申請者に交付されるものではありません）

詳しくはこちら↓
(厚労省HP)



お問い合わせ

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
エイジフレンドリー補助金事務センター（申請関係）

☎ 03-6381-7507 📠 03-6381-7508
✉ af-hojoyjimucenter@jashcon.or.jp

受付時間：平日9:30～12:00、13:00～16:30
(土日祝休み)

▼高年齢者のための対策について個別に相談したいとき

中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高年齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援（現場確認・ヒアリング・アドバイス）を行います。

労働災害防止団体 問い合わせ先

- ・中央労働災害防止協会
- ・建設業労働災害防止協会
- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会
- ・林業・木材製造業労働災害防止協会
- ・港湾貨物運送事業労働災害防止協会

- 技術支援部業務調整課
- 技術管理部指導課
- 技術管理部
- 教育支援課
- 技術管理部

- 03-3452-6366（製造業、下記以外の業種関係）
- 03-3453-0464（建設業関係）
- 03-3455-3857（陸上貨物運送事業関係）
- 03-3452-4981（林業・木材製造業関係）
- 03-3452-7201（港湾貨物運送事業関係）

無料

65歳超雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザーをご活用ください

中小企業診断士、社会保険労務士等、高年齢者の雇用に関する専門的知識や経験などを持っている外部の専門家が、企業の高年齢者雇用促進に向けた取組を支援します。

相談・助言

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。

- 人事管理制度の整備に関する事
- 能力開発に関する事
- 賃金、退職金制度の整備に関する事
- 健康管理に関する事
- 職場の改善、職域開発に関する事
- その他高年齢者等の雇用問題に関する事

無料

○お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ（<http://www.jeed.or.jp>）から確認できます。
○「65歳超雇用推進事例サイト（<https://www.elder.jeed.or.jp/>）」により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

高年齢労働者の労働災害防止対策の情報を厚生労働省ホームページに掲載しています



高齢労働者の安全衛生対策について

○高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン

○エイジフレンドリー補助金



高齢労働者に配慮した職場改善マニュアルの活用

高齢労働者に配慮した作業負担管理状況チェックリスト

A: 従業員への配慮									
チェック項目	評価のポイント	できていない	1/3以上	半分以上	2/3以上	ほぼできていない	わからない	評価は該当なし	高齢労働者に配慮した職場改善事項
1	あらかじめ作業標準などで作業内容を具体的に指示し、作業者本人が事前に作業を計画できる	1	2	3	4	5			①反応型の作業ではなく、事前に計画がたてられる作業にする。 ②作業内容を明確にし、できる限り具体的に指示する。
2	適度な休憩時間を確保している	1	2	3	4	5			○注意の集中が必要な作業の継続時間はより短時間とする。
3	作業から離れて休憩できるスペースを設けている	1	2	3	4	5			○作業から離れて休憩できるスペースを設ける。
4	夜勤(22時から5時の勤務)はなくしているか、やむを得ず夜勤をさせる場合には夜勤形態や休日と配慮している	1	2	3	4	5			○交代勤務の場合は夜勤から次のシフトに変わる際の休日を含めて取る。
5	半日休暇、早退制度などの自由度の高い就業制度を実施している	1	2	3	4	5			○半日休暇、早退などの自由度の高い休暇制度を実施する。

B: 作業者への配慮									
チェック項目	評価のポイント	できていない	1/3以上	半分以上	2/3以上	ほぼできていない	わからない	評価は該当なし	高齢労働者に配慮した職場改善事項
1	年齢・個人差を配慮して仕事の内容・強度・時間等を調整している	1	2	3	4	5			①配置に当たって経験等を配慮する。 ②反応型の作業ではなく、事前に計画がたてられる作業にする。
2	職場配置に当たっては、本人の意向を反映させている	1	2	3	4	5			○本人の意向、経験等を聞き、これに基づいて職務適性を判断する。
3	作業者本人が仕事の量や達成度を確認できるようにしている	1	2	3	4	5			○高齢労働者が自分たちのペースで作業できるように設計する。
4	作業者からのヒアリングの機会を積極的に出している	1	2	3	4	5			○業務と責任を明確化し、技能評価結果を明示する。

※各チェック項目の点数が1～3の場合は、関連する「高齢労働者に配慮した職場改善事項」を参考にして職場の改善対策に取り組んでください。

加齢に伴う心身機能の変化

東京労働局ホームページ

「高齢化労働者の安全と健康」



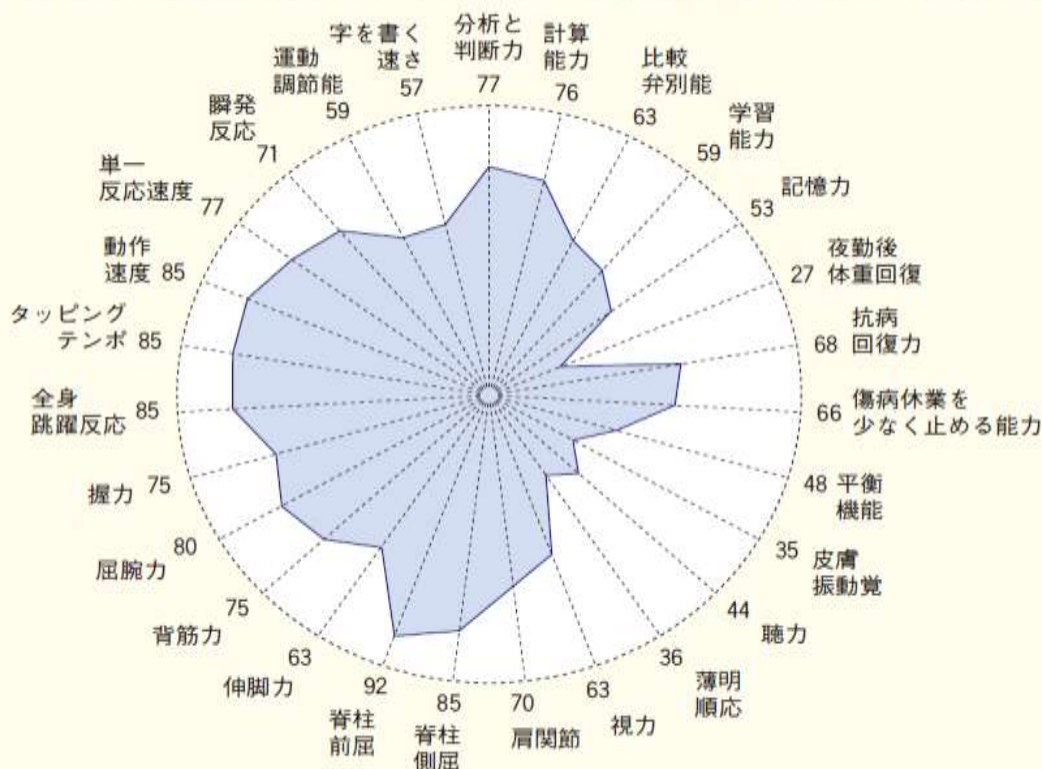
1 労働と「加齢」及び「心身機能」との関連

- ①生理的機能（特に感覚機能、平衡機能）は、早い時期から低下が始まります。
- ②筋力の低下は、脚力で始まり、体の上方へ向かい手の指先へと進みます。
- ③訓練によって得た能力（知識・技能）は、長時間使用するほど維持できます。
- ④経験と技能の蓄積は、熟練を構成し、より高度で複合的な作業能力を生みます。
- ⑤中高年期以降は、心身機能の個人差が拡大します。

2 加齢に伴う心身機能の変化と労働災害

高齢者の労働災害防止対策を策定する場合、加齢に伴う心身機能の変化を十分に考慮する必要があり、また、現実の作業場面では、労働者本人が加齢に伴う心身機能の変化を常に自覚していないため、結果として無理な行動につながりやすくなるということもあります。

20～24歳ないし最高期を基準としてみた55歳～59歳年齢者の各機能水準の相対関係（％）



(斉藤一、遠藤幸男：高齢者の労働能力（労働科学業書53）労働科学研究55（1980）より）

外国人労働者の安全衛生対策について

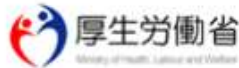
厚生労働省では、外国人労働者の安全衛生対策に活用いただける教材を提供しています。

- 安全衛生教育
- 建設業（教材）
- 農業（教材）
- 漁業（教材）
- 造船・船用工業（教材）
- 建設就労者・造船就労者向け（教材）
- 技能講習補助教材

新着情報

外国人在留支援センター安全衛生班のご案内

外国人在留支援センター安全衛生班では、外国人労働者を雇用する事業主及び外国人労働者の皆様からの、安全衛生教育や労働災害防止対策についてのご質問にお答えしています。ご相談・個別支援は無料です。是非ご利用ください。（委託先：東京労働基準協会連合会）
詳細は、[こちら](#)（英語・中国語対応）をご覧ください（東京労働基準協会連合会のホームページへ移動します）。



職場のあんぜんサイト



働く人の安全を守るために有用な情報を発信し、職場の安全活動を応援
働く人、家族、企業が元気になる職場を創りましょう。

労働災害統計

災害事例

リスクアセスメント
実施支援システム

安全衛生キーワード

化学物質

外国人建設就労者向け安全衛生視聴覚教材

建設現場で働く外国人労働者（外国人建設就労者等）の安全衛生教育に活用できるよう、作業ごとの安全衛生対策のポイント（47作品）や代表的な労働災害事例（35作品）を動画により視聴いただけます。
日本語版は安全衛生ビデオをご覧ください。



～作業ごとの安全衛生対策のポイント～

C: 中文 V: Tiếng Việt
I: Bahasa Indonesia E: English



I. 一般的な事項

	C	V	I	E
作業服装	中国語 (1分38秒)	ベトナム語 (1分59秒)	インドネシア語 (1分26秒)	英語 (1分36秒)
整理整頓	中国語 (1分58秒)	ベトナム語 (2分17秒)	インドネシア語 (2分10秒)	英語 (1分51秒)
安全通路	中国語 (1分54秒)	ベトナム語 (2分12秒)	インドネシア語 (1分41秒)	英語 (1分46秒)
事務所 休憩所	中国語 (1分50秒)	ベトナム語 (2分07秒)	インドネシア語 (1分41秒)	英語 (1分46秒)
寄宿舎	中国語 (1分56秒)	ベトナム語 (2分29秒)	インドネシア語 (2分06秒)	英語 (2分11秒)

外国人労働者に対する安全衛生教育には、適切な配慮をお願いします。

近年、外国人労働者の増加に伴い、外国人の労働災害も増加傾向にあり、平成27年以降は毎年2,000件を超えています。

外国人労働者は一般的に、日本の労働慣行や日本語に習熟していません。外国人に安全衛生教育を実施する際などには、適切な工夫を施して、作業手順や安全のためのルールをしっかりと理解してもらいましょう。



外国人労働者の労働災害発生状況の推移

休業4日以上死傷者数（単位：人）



資料出所：厚生労働省「労働者死傷病報告」

外国人労働者のための

安全衛生教育等自主点検表



1 安全衛生教育の実施

安全衛生教育を実施していますか。
（雇入れ時又は作業内容を変更した時など）



2 作業手順の理解

母国語など外国人労働者にわかる言語で説明するなど、作業手順を理解させていますか。



3 指示・合図の理解

労働災害防止のための指示などを理解できるように、必要な日本語や基本的な合図を習得させていますか。



4 標識・掲示の理解

労働災害防止のための標識、掲示などについて、図解等の工夫でわかりやすくしていますか。



5 免許・資格の所持

免許を受けたり、技能講習を修了することが必要な業務に、無資格のままに従事させていませんか。



！ 労働災害が発生してしまったときは…

労働災害等により労働者が死亡または休業した場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告等を労働基準監督署長に提出しなければなりません（次ページを参照してください）。
（報告しなかったり、虚偽の報告をした場合、刑事責任が問われることがあります。）



未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル（製造業向け）

（英・中・ポルトガル・スペイン）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000118557.html>

外国人建設就労者に対する安全衛生教育

（英・中・ベトナム・インドネシア）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02443.html

外国人造船就労者に対する安全衛生教育

（英・中・ベトナム・インドネシア・タガログ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00863.html

外国人労働者向け視聴覚教材（木造建築）（無言語）

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kyozaishiryo.html>

厚生労働省では、引き続き外国語資料を作成していきます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>

**外国人労働者の雇用管理の改善等に関して
事業主が適切に対処するための指針（外国人雇用管理指針）**

外国人雇用管理指針では、**事業主が外国人労働者の安全衛生を確保するために行うべき事項**を、下表のとおり定めています。（抜粋）

安全衛生教育の実施	労働安全衛生法等の定めるところにより外国人労働者に対し安全衛生教育を実施するに当たっては、母国語等（※）を用いる、視聴覚教材を用いる等、当該外国人労働者がある内容を理解できる方法により行うこと。特に、外国人労働者に使用させる機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法等が確実に理解されるよう留意すること。
労働災害防止のための日本語教育等の実施	外国人労働者が労働災害防止のための指示等を理解することができるようにするため、必要な日本語及び基本的な合図等を習得させるよう努めること。
労働災害防止に関する標識、掲示等	事業場内における労働災害防止に関する標識、掲示等について、図解等の方法を用いる等、外国人労働者がある内容を理解できる方法により行うよう努めること。
健康診断の実施等	労働安全衛生法等の定めるところにより外国人労働者に対して健康診断、面接指導及び心理的な負担の程度を把握するための検査を実施すること。実施に当たっては、これらの目的・内容を、母国語等（※）を用いる等、当該外国人労働者が理解できる方法により説明するよう努めること。また、外国人労働者に対しこれらの結果に基づく事後措置を実施するときは、その結果並びに事後措置の必要性及び内容を当該外国人労働者が理解できる方法により説明するよう努めること。
健康指導及び健康相談の実施	産業医、衛生管理者等を活用して外国人労働者に対して健康指導及び健康相談を行うよう努めること。
労働安全衛生法等の周知	労働安全衛生法等の定めるところにより、その内容について周知すること。その際には、分かりやすい説明書を用いる、母国語等（※）を用いて説明する等、外国人労働者の理解を促進するため必要な配慮をするよう努めること。

※母国語等…母国語その他当該外国人が使用する言語又は平易な日本語

この指針の全文や外国人雇用のルール全般については、厚生労働省ホームページに掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/index.html

建災防統一安全標識の外国語表記のお知らせ

建設業労働災害防止協会により出されている「建災防統一安全標識」の、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語の表記の一例をお知らせします。安全標識に添付等をして現場等でお役立てください。

<p>立入禁止</p>  <p>Do Not Enter 禁止入内 CĂM VÀO Dilarang! Mosuk BAWAL PUMASOK</p>	<p>禁煙</p>  <p>No Smoking 禁止吸烟 CĂM HÚT THUỐC Dilarang! Merokok BAWAL MANIGARILYO</p>	<p>火気厳禁</p>  <p>Danger: No Open Flame 严禁烟火 CĂM LỬA Dilarang! Menggunakan Api MAPANGANIB: BAWAL ANG APOY</p>	<p>駐車禁止</p>  <p>No Parking 禁止停车 CĂM DỖ XE Dilarang! Parkir Disini BAWAL PUMARADA</p>	<p>一般禁止</p>  <p>— — — —</p>	<p>頭上注意</p>  <p>Watch Your Head 当心头顶 CHỦ Ý TRÊN ĐẦU Awat! Bagian Atas Kepala INGATAN ANG ULO!</p>
<p>足もと注意</p>  <p>Watch Your Step 注意脚下 CHỦ Ý DƯỚI CHÂN Awat! Bawah Kaki INGATAN ANG HAKBANG!</p>	<p>開口部注意</p>  <p>Danger: Opening in Floor 当心开口处 CHỦ Ý LỖ MỠ Awat! Ada Lubang MAPANGANIB: MAY BUTAS SA SAHIG</p>	<p>感電注意</p>  <p>Danger: Electrical Hazard 当心触电 CHỦ Ý ĐIỆN GIẬT Awat! Bahaya Sengatan Listrik MAPANGANIB: MAY KURYENTE</p>	<p>墜落注意</p>  <p>Danger: Falling Hazard 当心坠落 CHỦ Ý RƠI NGÃ Awat! Terpeleset Jatuh MAPANGANIB: MAY MAAARING BUMAGSAK</p>	<p>路肩注意</p>  <p>Mind the Shoulder 小心路肩 CHỦ Ý LỀ ĐƯỜNG Hati hati! Jalur Darurat MAG-INGAT SA TABING- DAAN</p>	<p>酸欠注意</p>  <p>Danger: Risk of Suffocation 当心缺氧 CHỦ Ý THIẾU OXY Awat! Kekurangan Oksigen MAPANGANIB: MAAARING KAPUSIN NG HINGGA</p>
<p>有機溶剤使用中</p>  <p>Organic Solvent in Use 正在使用有机溶剂 DANG SỬ DỤNG DUNG MÔI HỮU CỐ Sedang Menggunakan Larutan Organik! MAY GINAGAMIT NA ORGANIC SOLVENT</p>	<p>一般注意</p>  <p>— — — —</p>	<p>安全带使用</p>  <p>Wear Safety Belt 必须系安全带 SỬ DỤNG DÂY AN TOÀN Gunakan Sabuk Pengaman MAGSUOT NG SINTURONG PANGKALIGTASAN</p>	<p>保護帽着用</p>  <p>Wear Helmet 必须戴安全帽 ĐỘI MŨ BẢO HỘ Gunakan Topi Pelindung MAGSUOT NG HELMET</p>	<p>一般指示</p>  <p>— — — —</p>	<p>整理整頓</p>  <p>Keep Tidy 整理整頓 VỆ SINH SẠCH SẼ Rapiakan! Dengan Teratur PANATILIHING MASINOP</p>
<p>最大積載荷重</p>  <p>Maximum Load 最大載荷 TẢI TRỌNG TỐI ĐA Kapasitas Berat Beban Maximum PINAKAMABIGAT NA KARGA</p>	<p>喫煙所</p>  <p>Smoking Area 吸烟处 NƠI HÚT THUỐC Tempat Merokok LUGAR PARA SA PANINIGARILYO</p>	<p>担架</p>  <p>Stretcher 担架 CÀNG KHIẾNG Tandu STRETCHER</p>	<p>安全通路</p>  <p>Safe Passageway 安全通道 LỐI ĐI AN TOÀN Jalur Keamanan LIGTAS NA DAANAN</p>	<p>昇降階段</p>  <p>Staircase 上下樓梯 CẦU THANG BỘ Tangga Naik Turun HAGDANAN</p>	<p>休憩所</p>  <p>Break Room 休息区 KHU VỰC NGHỈ NGƠI Tempat Istirahat PAHINGAHAN</p>
<p>消火器</p>  <p>Fire Extinguisher 灭火器 BÌNH CHỮA CHÁY Alat Pemadam Kebakaran PANG-APULA NG APOY</p>	<p>警報設備</p>  <p>Alarm System 警報設備 THIẾT BỊ BÁO ĐỘNG Peralatan Tanda Bahaya (Alarm) SISTEMANG PANG- ALARMA</p>	<p>A E D設置場所</p>  <p>Equipped with AED AED (自动体外除颤器) 設置点 NƠI CỒ ĐẶT AED Tempat Instalasi Peralatan AED MAY NAKAHANDANG AN</p>	<p>※ 安全標識及び外国語表記は、 建災防ホームページから ダウンロードできます。 (https://www.kensaibou.or.jp/)</p>		

厚生労働省「STOP！転倒災害プロジェクト」

The screenshot shows the official website for the 'STOP! Fall Disaster Project' (STOP! 転倒災害プロジェクト). The page features a large 'STOP!' graphic with a running figure and a list of resources including:

- 転倒災害についてはこちら
- 転倒災害対策についてはこちら
- 転倒災害対策事例についてはこちら

 A sidebar on the right lists various topics such as 'Fall prevention measures for workers', 'Fall prevention measures for the elderly', and 'Fall prevention measures for children'. The main text explains the project's goal to reduce fall-related deaths and injuries by 40% by fiscal year 2025.



職場における腰痛予防対策- 中央労働災害防止協会

The screenshot shows the JISHA (Japan Industrial Safety & Health Association) website. The main heading is '職場における腰痛予防対策' (Back Pain Prevention in the Workplace). The page includes:

- A navigation menu with options like '中災防について', '全国事業拠点', and '採用情報'.
- A banner for '平成30年度 全国労働衛生週間' (National Occupational Safety and Health Week).
- Key messages:
 - 保健衛生業向け腰痛予防対策講習会 (無料) (Free training for health and safety industry).
 - 職場における腰痛予防の取組を! (厚生労働省) (Work on back pain prevention in the workplace!).
 - 職場での腰痛を予防しましょう (厚生労働省) (Prevent back pain in the workplace!).
 - 介護・看護作業による腰痛を予防しましょう (厚生労働省) (Prevent back pain from nursing/care work!).



The graphic features the text '転倒・腰痛予防! いきいき健康体操' (Fall and Back Pain Prevention! Healthy Exercises) in a clean, blue font against a white background with a blue border.



令和元年度厚生労働科学研究費補助金 労働安全衛生総合研究事業「エビデンスに基づいた転倒予防体操の開発およびその検証」の一環として製作



職場の転倒災害を防ぎましょう！

～STOP！転倒災害プロジェクト実施中～

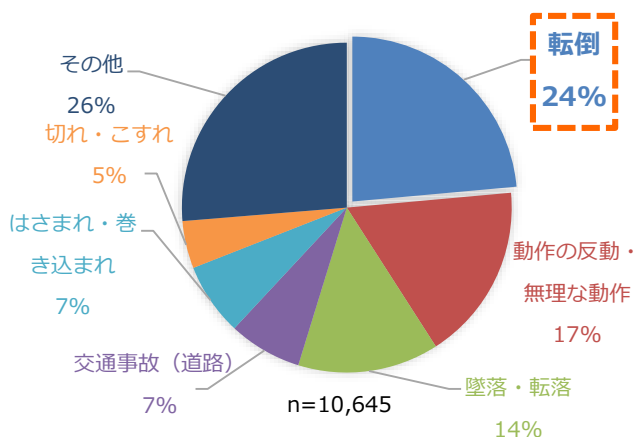
- 労働災害のうち転倒災害は最も多く **全体の約4分の1**
- 転倒災害の **約4割**は**60歳以上**
- 転倒災害の **約6割**は**休業見込期間1か月以上**
- 年齢とともに**休業期見込み期間**は**長期化**
- 主な原因は**大きく3種類（滑り、つまずき、踏み外し）**



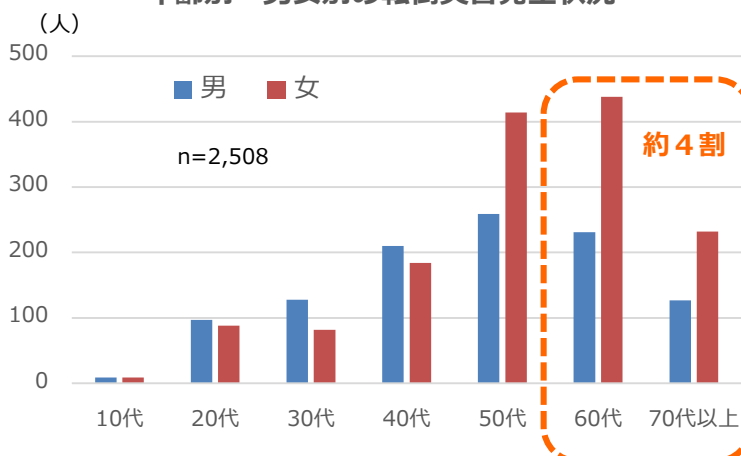
都内の転倒災害発生状況（令和2年）

資料出所：労働者死傷病報告

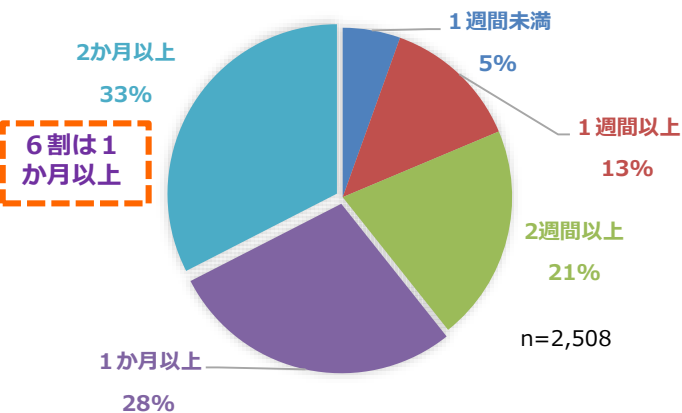
事故の型別労働災害発生状況



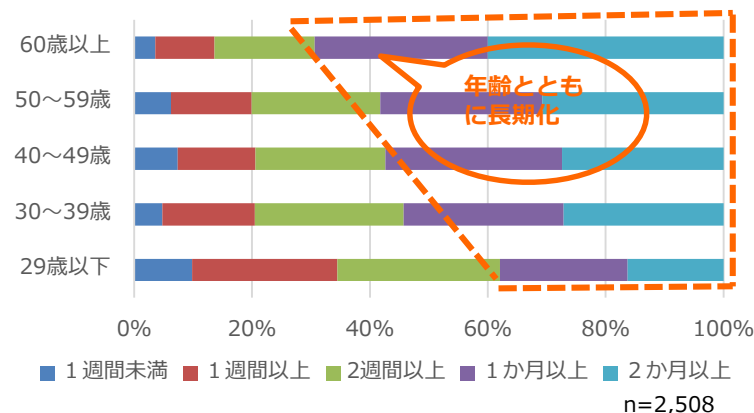
年齢別・男女別の転倒災害発生状況



転倒災害による休業見込期間の内訳



転倒災害による年齢別休業見込期間の長さ



主な原因は「滑り」、「つまずき」、「踏み外し」



すべり注意



つまずき注意



踏み外し注意

6月は、転倒災害防止の重点取組期間です！



1 重点取組期間に実施する事項

- ① 6月の実施事項
 - ア 安全委員会等における転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議
 - イ チェックリストを活用した安全委員会等による職場巡視、職場環境の改善や労働者の意識啓発、防止対策の実施(定着)状況の確認
- ② 準備期間(冬季前)の実施事項
 - ア 積雪、凍結前に労働者に対する注意喚起
 - イ 積雪、凍結時に転倒のおそれのある箇所の事前確認

2 一般的な転倒災害防止対策

- ① 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- ② 4S(整理、整頓、清掃、清潔)の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等のほか台車等の障害物の除去等

3 冬季における転倒災害防止対策

- ① 気象情報の活用によるリスク低減の実施
- ② 通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底

あなたの職場は大丈夫?
転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート

チェック項目	
1 通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2 床の水たまりや米、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3 安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4 転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5 作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちよつと良いサイズのものを選んでいますか	<input type="checkbox"/>
6 ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
7 段差のある箇所や滑りやすい場所などを標識などで注意喚起していますか	<input type="checkbox"/>
8 ながらスマホやポケットに手を入れたまま歩くこと、手すりを持たない階段の昇降などを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9 ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

啓発資料や動画教材資料を掲載しています

厚生労働省ホームページでは、啓発資料(教育資料としても使えます)・リーフレット・動画(転倒・腰痛予防!いきいき健康体操)など転倒災害の防止に関連する様々な情報を掲載していますので、職場での安全衛生教育などにお役立てください。

厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」では、転倒や腰痛災害の災害事例、防止対策をまとめていますので、職場での安全衛生教育などにお役立てください。



エイジフレンドリーガイドライン (高年齢者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)を策定しました。

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう!

国による支援: エイジフレンドリー補助金

高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します。

- 1 対象者 60歳以上の高年齢労働者を常時1人以上雇用する中小企業等の事業者
- 2 補助額 補助率2分の1、上限100万円
- 3 対象経費 高年齢労働者の労働災害防止のための措置に係る経費

- 働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防
 - ・飛沫感染を防止するための対策
 - ・介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器 等
- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
 - ・通路の段差の解消措置 ・危険箇所への安全標識や警告灯の設置 等
- 健康や体力の状況の把握等
 - ・体力チェック ・運動、栄養、保健指導の実施
 - ・保健師やトレーナー等の指導による身体機能の維持向上活動 等
- 安全衛生教育の実施
 - ・高齢者の特性を踏まえた安全衛生教育 等

新型コロナウイルス感染予防に関する経費も対象となります。

補助の具体的な条件、応募手続き等の詳細は、厚生労働省ホームページを御確認ください。



ホーム HOME	JNIOSSHについて 組織情報	研究グループ 研究活動の紹介	刊行物・報告書等 研究成果一覧	広報・イベント情報 イベント・共同研究・施設貸与等	調達情報 入札公告・契約締結状況等	採用情報 研究員・臨時職員等
-------------	---------------------	-------------------	----------------------------	------------------------------	----------------------	-------------------

ホーム > 刊行物・報告書等 > 報告書・リーフレット等 > 【映像教材】滑りによる転倒災害を防止しましょう

刊行物・報告書等 研究成果一覧
刊行物・報告書等
研究・調査報告トピックス
知的財産権

【映像教材】滑りによる転倒災害を防止しましょう

第12次労働災害防止計画（平成25年度-29年度）において、小売業では転倒災害の割合が34%と高く（全業種では約20%）、個人の行動に着目した新しい労働災害防止の手法が必要であると指摘されています。このような実態を踏まえ、当研究所では平成25年度に開始したプロジェクト研究「労働災害防止のための中小規模事業場向けリスク管理支援方策の開発・普及」のサブテーマ「小売業における転倒災害防止支援策の検討と普及」において、小売業の中でも店舗の規模によらず施設形態が類似しているスーパーマーケットに焦点を当て、転倒災害防止に向けた対策ツールの検討を進めてきました。

スーパーマーケットの特徴として営業時間が長く、基本的に従業員全員が集まる機会がなく、非正規従業員（パート、アルバイト等）に依存していること等が知られています。そのため、きめ細やかな安全衛生教育を実施するのが困難な状況にあります。そこで前述の研究成果として、動画を見るだけで滑りによる転倒災害の防止に必要な情報を効果的に得ることができる映像教材を作成しました。本映像教材は3編から構成されています。スーパーマーケット等の小売店をターゲットにした内容となっていますが、どなたがご覧になっても滑りによる転倒災害防止に必要な知識を分かりやすく学ぶことができる内容に仕上げました。各動画をクリックするとご覧いただけますのでご利用ください。

<注意>

本映像教材ファイルを社内ネットワークに保存してご使用したい等をご希望される場合は、所定の申請書をお送りしますので、以下の連絡先までお問い合わせください。

申請が受理されると、使用許可書をお送りします。

<連絡先>

リスク管理研究センター 大西 あて

aohnish(at)s.jniosh.go.jp

※(at)は半角のアットマークに置き換えてお送りください。

【動画のリンク先は、外部サイト（YouTube）になります。】

- 導入編 滑りにくい作業環境を作りましょう



- 対策編① 滑りにくい床にしましょう



- 対策編② 耐滑性のある靴を使いましょう

労働災害統計

災害事例

リスクアセスメント
実施支援システム

安全衛生キーワード

化学物質

厚生労働省のロゴ及びシンボル
マークを不正使用したホームペー
ジに御注意ください。

法令・通達を
ご覧になれます。

労働災害統計

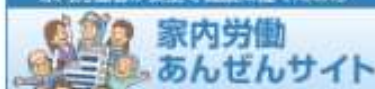
- 労働災害発生速報
- 労働災害統計
- 労働災害原因要素の分析
- 労働災害動向調査
(度数率 強度率)

災害事例

- 労働災害事例
- 死亡災害データベース
- 労働災害(死傷)データベース
- ヒヤリハット事例
- 機械災害データベース

教材・資料

家内労働者が安全で健康に働くための



セミナー・講習会のご案内

応募の受付は終了いたしました。投票開始は11月1日です。



令和元年度「見える」安全活動コンクールを開催します!

交通労働災害の現状と防止対策

※交通労働災害防止のためのガイドラインが改正されました

STOP!

転倒災害プロジェクト

働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動

安全衛生優良企業公表制度

第13次 労働災害防止計画

機能安全による機械等の安全確保



あんぜん
プロジェクト

お知らせ

一覧はこちら

- 10月7日 ▶【メンテナンスのお知らせ】
10月16日(水)19:00~24:00の間、メンテナンスのためHPへのアクセス
ができなくなりますので、あらかじめご了承ください。
- 9月26日 ▶ GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報を更新しました。
- 9月12日 ▶ 労働災害発生速報を更新しました。
- 9月6日 ▶【メンテナンスのお知らせ】

職場のあんぜんサイト

検索



STOP! 熱中症

令和3年5月～9月

クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —

職場における熱中症により、毎年約**20人**が亡くなり、約**1,000人**が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取組みましょう!

●実施期間：令和3年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



事業場では、期間ごとに実施事項に重点的に取り組んでください。
確実に実施したかを確認し、にチェックを入れましょう!

準備期間（4月1日～4月30日）

<input type="checkbox"/> 暑さ指数（WBGT値）の把握の準備	JIS 規格「JIS B 7922」に適合した 暑さ指数計 を準備しましょう。	
<input type="checkbox"/> 作業計画の策定など	暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう 余裕を持った作業計画 をたてましょう。	
<input type="checkbox"/> 設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置、により、 暑さ指数を下げる方法 を検討しましょう。また、作業場所の近くに 冷房 を備えた休憩場所や 日陰 などの涼しい休憩場所を確保しましょう。	
<input type="checkbox"/> 服装などの検討	通気性のいい作業着 を準備しておきましょう。 身体を冷却する機能を持つ服 の着用も検討しましょう。	
<input type="checkbox"/> 教育研修の実施	熱中症の防止対策について、 教育 を行いましょう。	
<input type="checkbox"/> 熱中症予防管理者の選任及び責任体制の確立	衛生管理者 などを中心に、事業場としての 管理体制 を整え、必要なら 熱中症予防管理者の選任 も行いましょう。	
<input type="checkbox"/> 緊急事態の措置の確認	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しまししょう。	

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP 1

□ **WBGT値の把握**

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



WBGT指数計の例

STEP 2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

<input type="checkbox"/>	暑さ指数を下げるための設備の設置	準備期間に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。	
<input type="checkbox"/>	休憩場所の整備	休憩場所には氷、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。	
<input type="checkbox"/>	通気性の良い服装など	準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。	
<input type="checkbox"/>	作業時間の短縮	暑さ指数が高いときは、 単独作業を控え 、暑さ死度に応じて 作業の中止、こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/>	熱への順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らし ましょう。	
<input type="checkbox"/>	水分・塩分の摂取	のどが渇いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。	
<input type="checkbox"/>	プレクーリング	休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/>	健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢 などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
<input type="checkbox"/>	日常の健康管理など	前日のお酒の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気づくことができるようにしましょう。	
<input type="checkbox"/>	労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。	

STEP 3

熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか

□ **異常時の措置**

- ～少しでも異常を感じたら～
- ・ **いったん作業を離れる**
 - ・ **病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ**
 - ・ **病院へ運ぶまでは一人きりにしない**

重点取組期間（7月1日～7月31日）



- 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底**しましょう。
- 水分、塩分を積極的に取り**ましょう。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに救急車を呼び**ましょう。



WBGT指数計で作業現場のWBGT値をCHECK! 熱中症リスクを把握して、効果的な予防策を実施しましょう!

STEP 1 WBGT指数計を正しく使い、WBGT値を計測します。

必ず『黒球』付きのJIS規格(B7922)適合品を選びましょう。日射や地面からの照り返し等の『輻射熱』をきちんと測ることが肝要です。吊り下げて測る場合は特に、黒球が陰にならないように注意してください。



WBGT指数計の使用例

STEP 2 衣類の組み合わせにより、補正値を加えます。

衣類の組合せによりWBGT値に加えるべき着衣補正値(°C-WBGT)

組合せ	WBGT値に加えるべき着衣補正値(°C-WBGT)
作業服	0
つなぎ服	0
単層のポリオレフィン不織布製つなぎ服	2
単層のSMS不織布製のつなぎ服	0
織物の衣服を二重に着用した場合	3
つなぎ服の上に長袖ロング丈の不透湿性エプロンを着用した場合	4
フードなしの単層の不透湿つなぎ服	10
フードつき単層の不透湿つなぎ服	11
服の上に着たフードなし不透湿性のつなぎ服	12
フード	+1


注1 透湿抵抗が高い衣服では、相対湿度に依存する。着衣補正値は起こりうる最も高い値を示す。
注2 SMSはスパンボンド-メルトブローン-スパンボンドの3層構造からなる不織布である。
注3 ポリオレフィン、ポリエチレン、ポリプロピレン、ならびにその共重合体などの総称である。

『太陽照射のない場所』『太陽照射のある場所』で条件が異なります。切り替え設定がある場合は必ず設定しましょう。

特に、
◆暑い日・時間帯の作業開始時
◆特殊な作業服を着用する時
◆身体作業強度が高い時
◆移動を伴う作業等で環境が変化する時などは、WBGT値をこまめに実測し、WBGT基準値と比較した上で対策を検討する必要があります。

STEP 3 身体作業強度等に応じたWBGT基準値を見て、熱中症リスクを確認します。

身体作業強度等に応じたWBGT基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	WBGT基準値	
		暑熱順化者のWBGT基準値 °C	暑熱非順化者のWBGT基準値 °C
0 安静	安静、楽な座位	33	32
1 低代謝率	 軽い手作業(書く、タイピング、描く、縫う、簿記);手及び腕の作業(小さいペンチツール、点検、組立て又は軽い材料の区分け);腕及び脚の作業(通常の状態での乗り物の運転、フットスイッチ及びペダルの操作)。立位でドリル作業(小さい部品);フライス盤(小さい部品);コイル巻き;小さい電機子巻き;小さい力で駆動する機械;2.5km/h以下での平たん(坦)な場所での歩き。	30	29
2 中程度代謝率	 継続的な手及び腕の作業[くぎ(釘)打ち、盛土];腕及び脚の作業(トラックのオフロード運転、トラクター及び建設車両);腕と胴体の作業(空気圧ハンマーでの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、除草、果物及び野菜の収穫);軽量の荷車及び手押し車を押したり引いたりする;2.5km/h~5.5km/hでの平たんな場所での歩き;鍛造	28	26
3 高代謝率	 強度の腕及び胴体の作業;重量物の運搬;ショベル作業;ハンマー作業;のこぎり作業;硬い木へのかなな掛け又はのみ作業;草刈り;掘る;5.5km/h~7km/hでの平たんな場所での歩き。重量物の荷車及び手押し車を押ししたり引いたりする;鋳物を削る;コンクリートブロックを積む。	26	23
4 極高代謝率	 最大速度の速さまでのとても激しい活動;おの(斧)を振るう;激しくシャベルを使ったり掘ったりする;階段を昇る;平たんな場所でする;7km/h以上で平たんな場所を歩く。	25	20

注1 日本産業規格JIS Z 8504(熱環境の人間工学-WBGT(湿球黒球温度)指数に基づく作業者の熱ストレスの評価-暑熱環境)附属書A「WBGT熱ストレス指数の基準値」を基に、向表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。

注2 暑熱順化者とは、「評価期間の少なくとも1週間以前から同様の全労働期間、高温作業条件(又は類似若しくはそれ以上の極端な条件)にばく露された人」をいう。

表2 WBGT値と気温、相対湿度との関係

日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針」 Ver.3 訂正版 2021.3から

		相 対 湿 度 (%)																		
		20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100		
40	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	44		
39	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	43	43		
38	28	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	42	42		
37	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	41	41	41		
36	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	40	40	39		
35	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	39	38	38		
34	25	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	38	37	37		
33	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	38	37	36		
32	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	37	36	35		
31	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	36	35	34		
30	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	35	34	33		
29	21	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	34	33	32		
28	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	34	33	31		
27	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	33	32	30		
26	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	32	31	29		
25	18	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	31	30	28		
24	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	31	30	27		
23	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	30	29	26		
22	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	29	28	25		
21	15	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	28	27	24		

(参照資料) (○) 県 職

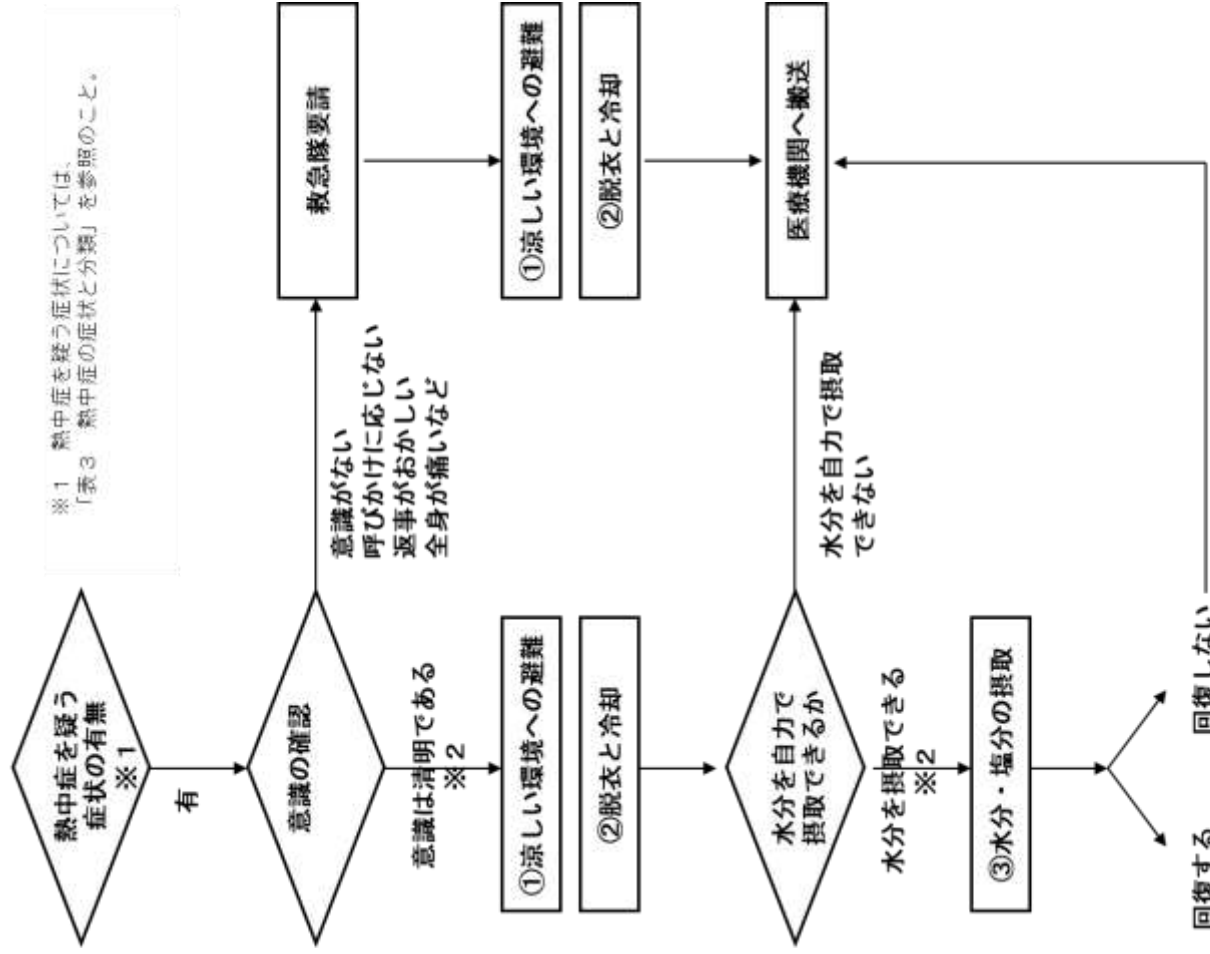
WBGT値
危険 31℃以上
厳重警戒 28 ~31℃
警戒 25 ~28℃
注意 25℃未満

危険、厳重警戒等の分類は、日常生活の上での基準であって、労働の場における熱中症予防の基準には当てはまらないことに注意が必要であること。

表3 熱中症の症状と分類

分類	症状	
	小	大
I度	めまい・生あくび・失神 （「立ちくらみ」という状態で、脳への血流が瞬間的に不十分になったことを示し、「熱失神」と呼ぶこともある。） 筋肉痛・筋肉の硬直 （筋力の「こむら返り」のことで、その部分の痛みを伴う。発汗に伴う塩分（ナトリウム等）の欠乏により生じる。これを「熱痙攣」と呼ぶこともある。）	
II度	頭痛・気分不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感 （体がぐったりする、力が入らないなどがあり、作業から「熱疲労」といわれた状態である。） 集中力や判断力の低下	
III度	意識障害・痙攣・手足の運動障害 （呼びかけや刺激への反応がおかしい、体がガクガクと引きつりつけがある、真直ぐに走れない・歩けないなど。） 高体温 （体に熱いと熱いという感触がある。従来から「熱射病」や「重度の日射病」と言われていたものに相当する。）	

図：熱中症の救急処置（現場での応急処置）



※1 熱中症を疑う症状については、「表3 熱中症の症状と分類」を参照のこと。
 ※2 意識が清明である又は水分を摂取できる状態であっても、II度熱中症が疑われる場合は、医療機関への搬送を検討すること。
 * 上記以外にも体調が悪化するなどの場合には、必要に応じて、救急隊を要請するなどにより、医療機関へ搬送することが必要であること。

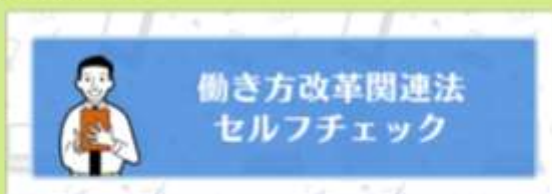
スタートアップ労働条件



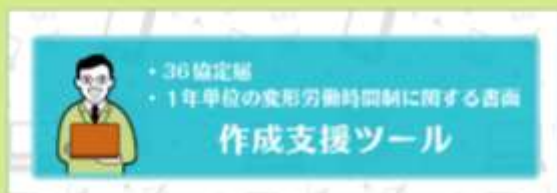
このWEB診断は、事業場の労働条件や就労環境を診断するものです。ゲストユーザーは42問(一般の設問の所要時間約15分)、登録ユーザーは56問(一般の設問の所要時間約20分)にお答えいただきますと、労務管理や安全衛生管理上の要点に関する、貴社の診断結果がレーダーチャートに表示されます。レーダーチャートの形状や点数により、改善すべき点や伸ばしていくべき点を容易に発見することができます。また、診断を通じて、労働基準法等関係法令の基礎知識や遵守すべき事項、行うべき手続き、具体的な届出方法等を身につけられます。



CHECK 労働条件を診断する



CREATE 届出書・就業規則を作成する





教材・資料に関する情報を閲覧いただけます。

▶ 外国人労働者向け安全衛生視聴覚教材^{NEW} NEW

平成31年4月に出入国管理及び難民認定法の改正により在留資格「特定技能」の運用が開始されたことに伴い、特定技能外国人が従事する業種ごとに日本語のほか10カ国語の安全衛生教育用のテキスト及び視聴覚教材（動画）を作成いたしました。

▶ 転倒・腰痛防止用視聴覚教材

転倒や腰痛は、第三次産業でも日常的に起こり得る災害です。働く皆様が日常的に転倒や腰痛災害の防止を心がけられるよう、災害事例、防止対策をまとめております。職場での安全衛生教育などにお役立てください。

▶ 外国人建設就労者向け安全衛生視聴覚教材【OSH videos for Foreign Workers】
中文（中国語）／Tiếng Việt（ベトナム語）／Bahasa Indonesia（インドネシア語）／English（英語）

建設現場で働く外国人労働者（外国人建設就労者等）の安全衛生教育に活用できるよう、作業ごとの安全衛生対策のポイント（47作品）や代表的な労働災害事例（35作品）を動画により視聴いただけます。日本語版は安全衛生ビデオをご覧ください。

▶ 見てわかる外国人労働者向け視聴覚教材

（独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所作成、2019年4月公開）

あらゆる国の方々に理解が進むよう非言語視聴覚教材となっています。この教材は、低層住宅建築工事業の切傷災害、はさまれ巻き込まれ災害、墜落災害の防止を目的とするものです。

▶ 安全衛生ビデオ

安全衛生に関するビデオがご覧いただけます。（計146作品）

※「建設工事現場における作業ごとの安全衛生対策のポイントと代表的な労働災害事例」を掲載[7月18日更新]

▶ 安全衛生VR教材^{NEW} NEW

令和2年度の委託事業「外国人安全衛生管理支援事業」では、マンガ等を用いた理解しやすい安全衛生教育教材を開発し、中小企業を含む事業場へ広く活用を呼びかけることで、外国人労働者を含めたすべての労働者のための労働災害防止対策を推進しております。]

▶ フルハーネス型墜落制止用器具PR動画

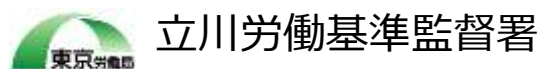
↓ 安全衛生関係リーフレット等一覧

↓ 労働災害のない職場づくりに向けた緊急対策

第 9 4 回
全国安全週間

期 間 令和 3 年 7 月 1 日 ~ 7 日

準備期間 令和 3 年 6 月 1 日 ~ 3 0 日



(公社) 東基連 立川労働基準協会支部